

目 次

| | |
|-----------------------|-----|
| 一般会計・特別会計予算の概要 | 2 |
| 一般会計 | |
| 一般会計予算の概要 | 6 |
| 歳入 | 8 |
| 歳出 | |
| 議会費 | 16 |
| 総務費 | 18 |
| 民生費 | 39 |
| 衛生費 | 70 |
| 農林水産業費 | 85 |
| 商工費 | 89 |
| 土木費 | 97 |
| 消防費 | 116 |
| 教育費 | 120 |
| 公債費 | 139 |
| 特別会計 | |
| 取手駅西口都市整備事業特別会計 | 141 |
| 国民健康保険事業特別会計 | 145 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 153 |
| 介護保険特別会計 | 159 |
| 競輪事業特別会計 | 177 |
| 取手地方公平委員会特別会計 | 181 |
| 参考資料 | 185 |

- ※ 合併前の取手市・藤代町を旧取手市・旧藤代町と表記
- ※ 事業別説明中の担当課右脇のページ表記は、令和4年度予算書の当該事業掲載ページを示す
- ※ 事業別説明中の（ ）内の金額は、令和3年度当初予算額を表記

| | | | |
|--------------------------|--------|------|----------------|
| *主要事業の特定財源は下記の凡例により名称を省略 | | | |
| 分担金 | :分担金 | 県 交 | :県交付金 |
| 負担金 | :負担金 | 財産収入 | :財産運用収入、財産売却収入 |
| 使用料 | :使用料 | 寄附金 | :寄附金 |
| 手数料 | :手数料 | 繰入金 | :特別会計繰入金、基金繰入金 |
| 国 負 | :国庫負担金 | 繰越金 | :繰越金 |
| 国 補 | :国庫補助金 | 諸収入 | :延滞金、加算金及び過料 |
| 国 委 | :国庫委託金 | | 市預金利子、貸付金元利収入 |
| 県 負 | :県負担金 | | 受託事業収入、収益事業収入 |
| 県 補 | :県補助金 | | 雑入 |
| 県 委 | :県委託金 | 市 債 | :地方債 |

令和4年度予算説明書

地方自治法第211条第2項及び同法施行令第144条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和4年2月

取手市長 藤井 信吾

令和4年度当初予算について

《予算規模等》

1. 令和4年度の一般会計当初予算規模は**390億1,000万円**で、前年度当初予算と比較して**22億1,000万円増**（前年度比6.0%増）となり、過去最大の予算規模となります。

予算規模が増となった要因は、令和3年度から専門の部署を設置して拡大を図っている、ふるさと取手応援寄附金の大幅な増加に伴い、ふるさと取手応援寄附金推進事業が**13億869万円増**となったことなどによります。

2. 特別会計（6事業）の予算規模は**253億1,566万円**で、前年度当初予算と比較して**8億8,166万円増**（前年度比3.6%増）となります。

この中で大きく増額となったのは、競輪事業（4億9,014万円増）、介護保険（1億9,571万円増）、国民健康保険事業（1億2,558万円増）、後期高齢者医療（1億1,598万円増）の4つの特別会計です。

競輪事業特別会計は、前年度同様インターネット投票の売上が増加していることから、前年度と比較して大きく増加しています。

一方、減額となったのは、取手駅西口都市整備事業特別会計（4,581万円減）です。これは取手駅前交通広場整備工事の進捗により、工事費が前年度と比較して減少したことによるものです。

《予算総括表》

(単位：千円)

| 会計別 \ 区分 | 令和4年度 当初予算 | 令和3年度 当初予算 | 比 較 | 増 減 率 |
|--------------------------|---------------|---------------|-----------|--------|
| 一 般 会 計 | 39,010,000 | 36,800,000 | 2,210,000 | 6.0% |
| 特 別 会 計 | 25,315,664 | 24,434,004 | 881,660 | 3.6% |
| 取 手 駅 西 口 都 市 整 備 事 業 | 833,179 | 878,989 | △ 45,810 | △ 5.2% |
| 国 民 健 康 保 險 事 業 | 10,258,613 | 10,133,032 | 125,581 | 1.2% |
| 後 期 高 齢 者 医 療 | 3,362,351 | 3,246,374 | 115,977 | 3.6% |
| 介 護 保 険 | 8,683,603 | 8,487,889 | 195,714 | 2.3% |
| 競 輪 事 業 | 2,177,176 | 1,687,038 | 490,138 | 29.1% |
| 取 手 地 方 公 平 委 員 会 | 742 | 682 | 60 | 8.8% |
| 合 計 | 64,325,664 | 61,234,004 | 3,091,660 | 5.0% |

一 般 会 計

令和4年度一般会計予算の概要

【歳入】

(単位：千円、%)

| 区 分 | 令和4年度 当初予算 | | 令和3年度 当初予算 | | 比 較 | 増減率 |
|----------------|---------------|-------|---------------|-------|-------------|--------|
| | | 構成比 | | 構成比 | | |
| 01 市税 | 13,392,717 | 34.3 | 12,584,942 | 34.2 | 807,775 | 6.4 |
| 02 地方譲与税 | 328,426 | 0.9 | 319,848 | 0.9 | 8,578 | 2.7 |
| 03 利子割交付金 | 7,000 | 0.0 | 10,000 | 0.0 | △ 3,000 | △ 30.0 |
| 04 配当割交付金 | 51,000 | 0.1 | 56,000 | 0.1 | △ 5,000 | △ 8.9 |
| 05 株式等譲渡所得割交付金 | 83,000 | 0.2 | 58,000 | 0.2 | 25,000 | 43.1 |
| 06 法人事業税交付金 | 140,000 | 0.4 | 104,000 | 0.3 | 36,000 | 34.6 |
| 07 地方消費税交付金 | 2,232,000 | 5.7 | 2,130,000 | 5.8 | 102,000 | 4.8 |
| 08 ゴルフ場利用税交付金 | 47,000 | 0.1 | 47,000 | 0.1 | 0 | 0.0 |
| 09 環境性能割交付金 | 42,000 | 0.1 | 27,000 | 0.1 | 15,000 | 55.6 |
| 10 地方特例交付金 | 100,000 | 0.3 | 111,000 | 0.3 | △ 11,000 | △ 9.9 |
| 11 地方交付税 | 8,020,000 | 20.6 | 7,120,000 | 19.3 | 900,000 | 12.6 |
| 12 交通安全対策特別交付金 | 14,000 | 0.0 | 14,000 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 13 分担金及び負担金 | 146,425 | 0.4 | 159,837 | 0.4 | △ 13,412 | △ 8.4 |
| 14 使用料及び手数料 | 297,769 | 0.8 | 317,876 | 0.9 | △ 20,107 | △ 6.3 |
| 15 国庫支出金 | 5,551,622 | 14.2 | 5,438,335 | 14.8 | 113,287 | 2.1 |
| 16 県支出金 | 2,541,618 | 6.5 | 2,595,159 | 7.0 | △ 53,541 | △ 2.1 |
| 17 財産収入 | 54,257 | 0.1 | 56,379 | 0.2 | △ 2,122 | △ 3.8 |
| 18 寄附金 | 1,000,182 | 2.6 | 150,159 | 0.4 | 850,023 | 566.1 |
| 19 繰入金 | 1,646,360 | 4.2 | 844,493 | 2.3 | 801,867 | 95.0 |
| 20 繰越金 | 500,000 | 1.3 | 500,000 | 1.4 | 0 | 0.0 |
| 21 諸収入 | 794,124 | 2.0 | 757,272 | 2.1 | 36,852 | 4.9 |
| 22 市債 | 2,020,500 | 5.2 | 3,398,700 | 9.2 | △ 1,378,200 | △ 40.6 |
| 合 計 | 39,010,000 | 100.0 | 36,800,000 | 100.0 | 2,210,000 | 6.0 |

【歳出】

(単位：千円、%)

| 区 分 | 令和4年度 当初予算 | | 令和3年度 当初予算 | | 比較 | 増減率 |
|-----------|---------------|-------|---------------|-------|-----------|-------|
| | | 構成比 | | 構成比 | | |
| 01 議会費 | 261,835 | 0.7 | 267,104 | 0.7 | △ 5,269 | △ 2.0 |
| 02 総務費 | 6,348,343 | 16.3 | 4,962,990 | 13.5 | 1,385,353 | 27.9 |
| 03 民生費 | 15,490,256 | 39.7 | 15,348,195 | 41.7 | 142,061 | 0.9 |
| 04 衛生費 | 1,749,542 | 4.5 | 1,499,434 | 4.1 | 250,108 | 16.7 |
| 05 農林水産業費 | 269,559 | 0.7 | 248,512 | 0.7 | 21,047 | 8.5 |
| 06 商工費 | 353,976 | 0.9 | 360,127 | 1.0 | △ 6,151 | △ 1.7 |
| 07 土木費 | 4,775,855 | 12.2 | 4,413,195 | 12.0 | 362,660 | 8.2 |
| 08 消防費 | 1,818,721 | 4.7 | 1,837,120 | 5.0 | △ 18,399 | △ 1.0 |
| 09 教育費 | 3,564,708 | 9.1 | 3,488,504 | 9.5 | 76,204 | 2.2 |
| 10 災害復旧費 | 5 | 0.0 | 5 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 11 公債費 | 4,327,190 | 11.1 | 4,324,807 | 11.7 | 2,383 | 0.1 |
| 12 諸支出金 | 10 | 0.0 | 7 | 0.0 | 3 | 42.9 |
| 13 予備費 | 50,000 | 0.1 | 50,000 | 0.1 | 0 | 0.0 |
| 合 計 | 39,010,000 | 100.0 | 36,800,000 | 100.0 | 2,210,000 | 6.0 |

歳 入

1 市 税

・ 市民税

(個人市民税)

(単位：人、千円)

| 区 分 | 令和4年度(A) | 令和3年度(B) | 比較(A)-(B) |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 納税義務者数 | 53,593 | 53,894 | △ 301 |
| 均等割額 | 186,018 | 181,931 | 4,087 |
| 所得割額 | 5,233,238 | 4,968,059 | 265,179 |
| 分離課税額 | 40,000 | 40,000 | 0 |
| 予 算 額 | 5,459,256 | 5,189,990 | 269,266 |

*積算根拠

| | (調定見込額) | (収納率) | (予算額) |
|----------|------------------|-----------|------------------|
| ・均等割 | 3,500円 × 53,593人 | × 99.17% | ≒ 186,018,000円 |
| ・所得割 | 5,277,038,000円 | × 99.17% | ≒ 5,233,238,000円 |
| ・分離課税退職分 | 40,000,000円 | × 100.00% | = 40,000,000円 |
| | | 計 | 5,459,256,000円 |

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を見込む。

(法人市民税)

・ 均等割

(単位：件、千円)

| 区 分 | 均等割額 (円) | 法 人 件 数 | | 均 等 割 額 | | |
|------|-------------|---------|-------|---------|---------|----------------|
| | | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 比 較 (A)-(B) |
| | | 総 数 | 総 数 | (A) | (B) | |
| 9号法人 | 3,000,000 | 12 | 13 | 36,000 | 39,000 | △ 3,000 |
| 8号法人 | 1,750,000 | 2 | 2 | 3,500 | 3,500 | 0 |
| 7号法人 | 410,000 | 96 | 108 | 39,360 | 44,280 | △ 4,920 |
| 6号法人 | 400,000 | 5 | 4 | 2,000 | 1,600 | 400 |
| 5号法人 | 160,000 | 77 | 76 | 12,320 | 12,160 | 160 |
| 4号法人 | 150,000 | 20 | 21 | 3,000 | 3,150 | △ 150 |
| 3号法人 | 130,000 | 289 | 284 | 37,570 | 36,920 | 650 |
| 2号法人 | 120,000 | 9 | 10 | 1,080 | 1,200 | △ 120 |
| 1号法人 | 50,000 | 1,396 | 1,360 | 69,800 | 68,000 | 1,800 |
| 合 計 | | 1,906 | 1,878 | 204,630 | 209,810 | △ 5,180 |

・法人税割 (税率8.4% ※令和元年10月1日以降開始の事業年度より12.1%から8.4%に変更)

(単位：千円)

| 令和4年度(A) | 令和3年度(B) | 比較(A)-(B) |
|----------|----------|-----------|
| 622,914 | 235,974 | 386,940 |

*積算根拠

| | (調定見込額) | (収納率) | (予算額) |
|-------|--------------|----------|------------------|
| ・均等割 | 204,630,000円 | × 99.63% | ≒ 203,872,000円 ① |
| ・法人税割 | 625,228,000円 | × 99.63% | ≒ 622,914,000円 ② |
| | | 計 ① + ② | = 826,786,000円 |

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を見込む。

・固定資産税

(土地)

土地に関する調べ (免税点含む)

(単位：地積 千㎡、課税標準額 千円)

| 地目 | 年度 | 令和4年度 | | | 令和3年度 | | | 比較 (A)-(B) |
|-----|-------|--------|--------|--------------|--------|--------|--------------|---------------|
| | | 筆数 | 地積 | 課税標準額 (A) | 筆数 | 地積 | 課税標準額 (B) | |
| 田 | 調整区域 | 18,424 | 19,884 | 2,274,074 | 18,467 | 19,900 | 2,275,880 | △ 1,806 |
| | 市街化区域 | 168 | 80 | 112,198 | 170 | 80 | 114,948 | △ 2,750 |
| 畑 | 調整区域 | 9,137 | 4,632 | 263,678 | 9,233 | 4,667 | 265,519 | △ 1,841 |
| | 市街化区域 | 1,401 | 686 | 1,599,292 | 1,435 | 701 | 1,658,712 | △ 59,420 |
| 宅地 | | 48,044 | 13,383 | 81,401,626 | 47,826 | 13,357 | 82,580,914 | △ 1,179,288 |
| 山林 | 一般 | 2,114 | 1,300 | 40,595 | 2,129 | 1,305 | 40,750 | △ 155 |
| | 介在 | 803 | 384 | 529,933 | 803 | 391 | 545,178 | △ 15,245 |
| 池沼 | | 111 | 80 | 644 | 111 | 80 | 644 | 0 |
| 原野 | | 708 | 228 | 7,378 | 712 | 231 | 7,278 | 100 |
| 雑種地 | | 12,137 | 4,086 | 19,261,885 | 11,955 | 4,057 | 19,430,729 | △ 168,844 |
| 合計 | | 93,047 | 44,743 | 105,491,303 | 92,841 | 44,769 | 106,920,552 | △ 1,429,249 |

*積算根拠

$$\begin{aligned}
 & \text{(課税標準額)} \quad \text{(免税点以下)} \\
 & 105,491,303,000\text{円} - 467,778,000\text{円} = 105,023,525,000\text{円} \\
 & \quad \quad \quad \text{(税率)} \quad \quad \quad \text{(税額)} \\
 & \quad \quad \quad \times 1.4\% \quad \quad \quad \doteq 1,470,329,000\text{円} \\
 & \text{(税額)} \quad \quad \quad \text{(住宅用地特例税額)} \quad \text{(減免見込額)} \quad \quad \text{(調定見込額)} \\
 & 1,470,329,000\text{円} - (3,403,000\text{円} + 2,464,000\text{円}) = 1,464,462,000\text{円} \\
 & \text{(調定見込額)} \quad \quad \quad \text{(収納率)} \quad \quad \quad \text{(予算額)} \\
 & 1,464,462,000\text{円} \times 99.07\% \quad \quad \quad \doteq 1,450,842,000\text{円}
 \end{aligned}$$

(家屋)

(単位：床面積 千㎡、課税標準額 千円)

| 区分 | 令和4年度 | | 令和3年度 | | 比較 (A)-(B) |
|-----|-------|--------------|-------|--------------|---------------|
| | 床面積 | 課税標準額 (A) | 床面積 | 課税標準額 (B) | |
| 既存分 | 6,244 | 201,967,858 | 6,283 | 199,008,786 | 2,959,072 |
| 新增分 | 61 | 4,734,285 | 64 | 4,647,572 | 86,713 |
| 合計 | 6,305 | 206,702,143 | 6,347 | 203,656,358 | 3,045,785 |

(家屋)

*積算根拠

(課税標準額) (税率) (税額)
 206,702,143,000円 × 1.4% ≒ 2,893,830,000円
 (税額) (新築軽減・減免等) (調定見込額)
 2,893,830,000円 - 116,794,000円 = 2,777,036,000円
 (調定見込額) (収納率) (予算額)
 2,777,036,000円 × 99.07% ≒ 2,751,209,000円

(償却資産)

(単位：千円)

| 区分 | 年度 | 令和4年度 | | 令和3年度 | | 比較 (A)-(B) |
|--------|----|-------|--------------|-------|--------------|---------------|
| | | 件数 | 調定見込額 (A) | 件数 | 調定見込額 (B) | |
| 市長決定 | | 610 | 826,683 | 634 | 763,984 | 62,699 |
| 総務大臣配分 | | 15 | 210,645 | 14 | 187,890 | 22,755 |
| 知事配分 | | 2 | 8,529 | 2 | 7,608 | 921 |
| 合計 | | 627 | 1,045,857 | 650 | 959,482 | 86,375 |

*積算根拠

(調定見込額) (収納率) (予算額)
 1,045,857,000円 × 99.07% ≒ 1,036,130,000円

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響を見込む。

(国有資産等所在市町村交付金および納付金)

(単位：円)

| 区分 | 年度 | 令和4年度(A) | 令和3年度(B) | 比較 (A)-(B) |
|---------|----|-----------|-----------|---------------|
| 茨城県 管財課 | | 2,103,800 | 2,109,200 | △ 5,400 |
| 茨城県 住宅課 | | - | 23,500 | △ 23,500 |
| 茨城県 企業局 | | 2,423,600 | 2,423,600 | 0 |
| 関東財務局 | | 121,900 | 134,500 | △ 12,600 |
| 裁判所 | | 300 | 300 | 0 |
| 合計 | | 4,649,600 | 4,691,100 | △ 41,500 |

・軽自動車税

(種別割)

(単位：台、円)

| 区 分 | | 税額 (円) | 令和4年度 | | 令和3年度 | | 比 較 (C)-(D) | | |
|----------|------------|-----------|-------------|-------------|-------------|-------------|----------------|-------------|-------------|
| | | | 課税台数 (A) | 調定額 (C) | 課税台数 (B) | 調定額 (D) | | | |
| 原動機付自転車 | 50cc以下 | 2,000 | 3,013 | 6,026,000 | 3,189 | 6,378,000 | △ 352,000 | | |
| | 51cc～90cc | 2,000 | 282 | 564,000 | 281 | 562,000 | 2,000 | | |
| | 91cc～125cc | 2,400 | 933 | 2,239,200 | 857 | 2,056,800 | 182,400 | | |
| | ミニカー | 3,700 | 66 | 244,200 | 57 | 210,900 | 33,300 | | |
| | 小 計 | | 4,294 | 9,073,400 | 4,384 | 9,207,700 | △ 134,300 | | |
| 小型特殊 | 農耕作業用 | 2,400 | 1,120 | 2,688,000 | 1,137 | 2,728,800 | △ 40,800 | | |
| | 特殊作業用 | 5,900 | 60 | 354,000 | 65 | 383,500 | △ 29,500 | | |
| | 小 計 | | 1,180 | 3,042,000 | 1,202 | 3,112,300 | △ 70,300 | | |
| 軽自動車 | 二 輪 車 | | 3,600 | 1,051 | 3,783,600 | 1,034 | 3,722,400 | 61,200 | |
| | 四輪車 | 自家用 | 乗 用 | 5,400 | - | - | 309 | 1,668,600 | △ 1,668,600 |
| | | | | 7,200 | 8,284 | 59,644,800 | 9,005 | 64,836,000 | △ 5,191,200 |
| | | | | 8,100 | - | - | 872 | 7,063,200 | △ 7,063,200 |
| | | | | 10,800 | 6,837 | 73,839,600 | 4,962 | 53,589,600 | 20,250,000 |
| | | | | 12,900 | 4,044 | 52,167,600 | 3,403 | 43,898,700 | 8,268,900 |
| | | 小 計 | | 19,165 | 185,652,000 | 18,551 | 171,056,100 | 14,595,900 | |
| | | 貨 物 | 3,800 | - | - | 42 | 159,600 | △ 159,600 | |
| | | | 4,000 | 1,179 | 4,716,000 | 1,439 | 5,756,000 | △ 1,040,000 | |
| | | | 5,000 | 1,142 | 5,710,000 | 973 | 4,865,000 | 845,000 | |
| | | | 6,000 | 1,636 | 9,816,000 | 1,500 | 9,000,000 | 816,000 | |
| | 小 計 | | | 3,957 | 20,242,000 | 3,954 | 19,780,600 | 461,400 | |
| | 営業用 | 乗 用 | 6,900 | 1 | 6,900 | 1 | 6,900 | 0 | |
| | | | 小 計 | | 1 | 6,900 | 1 | 6,900 | 0 |
| | | 貨 物 | 2,900 | - | - | 3 | 8,700 | △ 8,700 | |
| | | | 3,000 | 98 | 294,000 | 84 | 252,000 | 42,000 | |
| | | | 3,800 | 75 | 285,000 | 47 | 178,600 | 106,400 | |
| | | | 4,500 | 24 | 108,000 | 23 | 103,500 | 4,500 | |
| | | | 小 計 | | 197 | 687,000 | 157 | 542,800 | 144,200 |
| | 小 計 | | 24,371 | 210,371,500 | 23,697 | 195,108,800 | 15,262,700 | | |
| 二輪の小型自動車 | | 6,000 | 1,473 | 8,838,000 | 1,437 | 8,622,000 | 216,000 | | |
| 合 計 | | | 31,318 | 231,324,900 | 30,720 | 216,050,800 | 15,274,100 | | |

*積算根拠 調定見込額 231,324,900円×収納率 98.38%≒227,574,000円 (予算額)

(環境性能割)

*積算根拠 県税込見込 24,032,000円(予算額)

・市たばこ税

(単位：本、円)

| 区分 | 令和4年度(A) | 令和3年度(B) | 比較(A)-(B) |
|--------|-------------|-------------|------------|
| 課税標準本数 | 92,801,902 | 90,176,785 | 2,625,117 |
| 税額 | 608,038,000 | 568,218,000 | 39,820,000 |

※積算根拠

- ・令和4年度たばこ販売本数見込み(令和3年度推定販売本数×伸び率)

$$97,205,303\text{本} \times 95.47\% = 92,801,902\text{本}$$

- ・従量割

$$97,205,303\text{本} \times 95.47\% \times 6,552\text{円}/1,000\text{本} \div 608,038,000\text{円}$$

※令和3年10月1日から税率改正。1,000本あたり6,122円から6,552円。

・都市計画税

(土地) 納税義務者数及び課税標準額 (免税点以上)

(単位：人、千円)

| 年度 項目 | 令和4年度 | | 令和3年度 | | 比較 (A)-(B) | 比較 (C)-(D) |
|----------|---------------|--------------|---------------|--------------|---------------|---------------|
| | 納税義務者数 (A) | 課税標準額 (C) | 納税義務者数 (B) | 課税標準額 (D) | | |
| 土地 | 26,888 | 122,900,901 | 26,753 | 124,293,446 | 135 | △ 1,392,545 |

※納税義務者数の合計は、法人も含めた実数である。

※積算根拠

(課税標準額)

$$122,900,901,000\text{円} \times \text{税率}0.3\% \div 368,702,000\text{円}$$

(税額)

(住宅用地特例税額)

(減免見込額)

(調定見込額)

$$368,702,000\text{円} - (657,000\text{円} + 404,000\text{円}) = 367,641,000\text{円}$$

(調定見込額)

(収納率)

(予算額)

$$367,641,000\text{円} \times 99.07\% \div 364,221,000\text{円}$$

(家屋)

(単位：床面積 千㎡、課税標準額 千円)

| 区分 | 令和4年度 | | 令和3年度 | | 比較 (A)-(B) |
|-----|-------|-------------|-------|-------------|---------------|
| | 床面積 | 課税標準額(A) | 床面積 | 課税標準額(B) | |
| 既存分 | 5,028 | 173,690,000 | 5,057 | 170,911,667 | 2,778,333 |
| 新增分 | 54 | 4,239,334 | 56 | 4,087,000 | 152,334 |
| 合計 | 5,082 | 177,929,334 | 5,113 | 174,998,667 | 2,930,667 |

※積算根拠

(課税標準額)

(税率)

(税額)

$$177,929,334,000\text{円} \times 0.30\% \div 533,788,000\text{円}$$

(税額)

(減免等)

(調定見込額)

$$533,788,000\text{円} - 301,000\text{円} = 533,487,000\text{円}$$

(調定見込額)

(収納率)

(予算額)

$$533,487,000\text{円} \times 99.07\% \div 528,525,000\text{円}$$

R4年度市税滞納繰越予算計上積算表

(単位：円)

| 税 目 | R3年度末 調定見込額 (A) | 収 入 見込率 (B) | 収入見込額 (A) × (B) = (C) | 不納欠損 見込額 (D) | R4年度への 滞納繰越見込額 (R3調定額) (A) - (C) - (D) = (E) | 徴 収 見込率 (F) | 徴収見込額 (E) × (F) = (G) |
|-----------|-----------------------|-------------------|--------------------------|--------------------|---|-------------------|--------------------------|
| 個 人 市 民 税 | 5,746,639,223 | 97.49% | 5,602,123,897 | 10,747,000 | 133,768,000 | 41.62% | 55,674,000 |
| 前 年 度 分 | 5,578,406,000 | 99.17% | 5,532,105,230 | 0 | 46,300,000 | 41.62% | 19,270,000 |
| 前々年度以前分 | 168,233,223 | 41.62% | 70,018,667 | 10,747,000 | 87,468,000 | 41.62% | 36,404,000 |
| 法 人 市 民 税 | 874,808,700 | 99.42% | 869,741,582 | 1,650,000 | 3,417,000 | 28.75% | 982,000 |
| 前 年 度 分 | 870,828,000 | 99.63% | 867,605,936 | 0 | 3,222,000 | 28.75% | 926,000 |
| 前々年度以前分 | 3,980,700 | 53.65% | 2,135,646 | 1,650,000 | 195,000 | 28.75% | 56,000 |
| 固 定 資 産 税 | 5,307,099,400 | 97.61% | 5,180,457,994 | 13,776,000 | 112,865,000 | 39.12% | 44,153,000 |
| 前 年 度 分 | 5,178,183,000 | 99.07% | 5,130,025,898 | 0 | 48,157,000 | 39.12% | 18,839,000 |
| 前々年度以前分 | 128,916,400 | 39.12% | 50,432,096 | 13,776,000 | 64,708,000 | 39.12% | 25,314,000 |
| 軽 自 動 車 税 | 236,020,001 | 95.59% | 225,618,551 | 963,000 | 9,438,000 | 33.40% | 3,152,000 |
| 前 年 度 分 | 225,897,000 | 98.38% | 222,237,469 | 0 | 3,659,000 | 33.40% | 1,222,000 |
| 前々年度以前分 | 10,123,001 | 33.40% | 3,381,082 | 963,000 | 5,779,000 | 33.40% | 1,930,000 |
| 市 た ば こ 税 | 0 | 100.00% | 0 | 0 | 0 | 0.00% | 0 |
| 前々年度以前分 | 0 | 100.00% | 0 | 0 | 0 | 0.00% | 0 |
| 都 市 計 画 税 | 899,818,015 | 97.61% | 878,342,830 | 2,320,000 | 19,156,000 | 39.12% | 7,494,000 |
| 前 年 度 分 | 877,955,000 | 99.07% | 869,790,019 | 0 | 8,165,000 | 39.12% | 3,194,000 |
| 前々年度以前分 | 21,863,015 | 39.12% | 8,552,811 | 2,320,000 | 10,991,000 | 39.12% | 4,300,000 |
| 合 計 | 13,064,385,339 | 97.64% | 12,756,284,854 | 29,456,000 | 278,644,000 | 40.00% | 111,455,000 |
| 前 年 度 計 | 12,731,269,000 | 99.14% | 12,621,764,552 | 0 | 109,503,000 | 39.68% | 43,451,000 |
| 前々年度以前計 | 333,116,339 | 40.38% | 134,520,302 | 29,456,000 | 169,141,000 | 40.21% | 68,004,000 |

(単位：千円、%)

| 歳入項目 | 4年度 | 3年度 | 増減額 | 増減率 | 概要 |
|-----------------|-----------|-----------|----------|--------|---|
| 2 地方譲与税 | 328,426 | 319,848 | 8,578 | 2.7 | |
| 自動車重量譲与税 | 237,000 | 231,000 | 6,000 | 2.6 | 道路特定財源の一般財源化に伴い、市町村道整備の財源としての用途制限を廃止。自動車重量税総額の100分の40.7が市町村に譲与されるもので、道路の延長及び面積に按分して譲与される。 |
| 地方揮発油譲与税 | 80,000 | 80,000 | 0 | 0.0 | 道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税の名称を地方揮発油譲与税に改正。地方揮発油税総額の100分の42が道路の延長及び面積に按分して市町村に譲与される。 |
| 森林環境譲与税 | 11,426 | 8,848 | 2,578 | 29.1 | 森林環境譲与税総額の10分の9に相当する金額を、市町村に対し、私有林人工林面積、林業就業者数、人口に按分して譲与される。※ただし、令和4年度の譲与割合は10分の8.8 |
| 3 利子割交付金 | 7,000 | 10,000 | △ 3,000 | △ 30.0 | 個人の納めた県民税利子割の100分の59.4に相当する金額を、市町村に対し、個人県民税の額に按分して交付される。 |
| 4 配当割交付金 | 51,000 | 56,000 | △ 5,000 | △ 8.9 | 県に納入された配当割額の100分の59.4に相当する金額を、市町村に対し、個人県民税の額に按分して交付される。 |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 | 83,000 | 58,000 | 25,000 | 43.1 | 県に納入された株式等譲渡所得割額の100分の59.4に相当する金額を、市町村に対し、個人県民税の額に按分して交付される。 |
| 6 法人事業税交付金 | 140,000 | 104,000 | 36,000 | 34.6 | 県に納入された法人事業税額の100分の7.7に相当する金額を、市町村に対し、従業者数の割合に応じて交付される。※ただし、令和4年度は、3分の1が法人税割額、3分の2が従業者数で按分 |
| 7 地方消費税交付金 | 2,232,000 | 2,130,000 | 102,000 | 4.8 | |
| 一般分 | 916,000 | 874,000 | 42,000 | 4.8 | 地方消費税の2分の1に相当する金額を、直近の国勢調査の人口、事業所統計の従業者数により按分して交付される。 |
| 社会保障財源化分 | 1,316,000 | 1,256,000 | 60,000 | 4.8 | 地方消費税の引上げ分について、全額国勢調査の人口により按分し交付される。 |
| 8 ゴルフ場利用税交付金 | 47,000 | 47,000 | 0 | 0.0 | 県に納入された当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の10分の7に相当する金額が交付される。 |
| 9 環境性能割交付金 | 42,000 | 27,000 | 15,000 | 55.6 | 消費税率引上げに伴い、自動車取得税に代わり導入された自動車税環境性能割について、県に納入された金額の100分の40.85に相当する金額が、市町村に道路の延長及び面積に按分して交付される。 |
| 10 地方特例交付金 | 100,000 | 111,000 | △ 11,000 | △ 9.9 | |
| 個人市民税減収補てん特例交付金 | 100,000 | 89,000 | 11,000 | 12.4 | 所得税から個人市民税への税源移譲により、所得税で控除しきれない住宅借入金等特別税額控除(ローン控除)を個人市民税から控除することとなったことに伴い、市町村に生じる減収を補てんするため交付される。 |
| 自動車税減収補てん特例交付金 | - | 18,000 | △ 18,000 | 皆減 | 新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響を鑑み、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用乗用車の環境性能割の税率が1%軽減されることに伴い、市町村に生じる減収を補てんするため交付される。 |
| 軽自動車税減収補てん特例交付金 | - | 4,000 | △ 4,000 | 皆減 | 適用期間の終了に伴い、廃止。 |

(単位：千円、%)

| 歳入項目 | 4年度 | 3年度 | 増減額 | 増減率 | 概要 |
|----------------|-----------|-----------|-------------|--------|---|
| 11 地方交付税 | 8,020,000 | 7,120,000 | 900,000 | 12.6 | |
| 普通交付税 | 7,650,000 | 6,750,000 | 900,000 | 13.3 | 国税のうち所得税・法人税・酒税・消費税・地方法人税を原資とし、基準財政需要額が基準財政収入額を超える団体に交付される。 令和3年度当初算定実績 7,396,770千円 (令和3年度当初算定実績との差+253,230千円) ※令和3年度再算定後実績 8,081,008千円 (令和3年度再算定後実績との差△431,008千円) |
| 特別交付税 | 370,000 | 370,000 | 0 | 0.0 | 普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し、地方交付税総額の6%が交付される。 |
| 12 交通安全対策特別交付金 | 14,000 | 14,000 | 0 | 0.0 | 交通安全施設整備の財源として交付されるもので、交付基準は交通事故発生件数と人口集中地区人口が基礎となり交付される。 |
| 13 分担金及び負担金 | 146,425 | 159,837 | △ 13,412 | △ 8.4 | 民間保育園入所児保護者負担金、取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費負担金、常総地域病院群輪番制病院運営費負担金、放課後児童対策事業保護者負担金等 |
| 14 使用料及び手数料 | 297,769 | 317,876 | △ 20,107 | △ 6.3 | ・使用料(自転車駐車場、公立保育所、道路、住宅、公園、体育館、公民館等) ・手数料(戸籍関係、し尿処理、粗大ごみ収集運搬、建築確認等) |
| 15 国庫支出金 | 5,551,622 | 5,438,335 | 113,287 | 2.1 | 各事業及び事務にかかる負担金、補助金、委託金(生活保護費負担金1,583,250千円、子どものための教育・保育給付費負担金985,589千円、自立支援給付費負担金931,000千円等) |
| 16 県支出金 | 2,541,618 | 2,595,159 | △ 53,541 | △ 2.1 | 各事業及び事務にかかる負担金、補助金、委託金 |
| 17 財産収入 | 54,257 | 56,379 | △ 2,122 | △ 3.8 | 土地建物貸付収入、利子及び配当金等 |
| 18 寄附金 | 1,000,182 | 150,159 | 850,023 | 566.1 | 平和基金寄附金、ふるさと取手応援基金寄附金、みどりの基金寄附金等 |
| 19 繰入金 | 1,646,360 | 844,493 | 801,867 | 95.0 | ・基金繰入金 ふるさと取手応援基金繰入金875,844千円、財政調整基金繰入金500,000千円、減債基金繰入金150,000千円、公共施設整備基金繰入金79,921千円、みどりの基金繰入金20,417千円、学校施設整備基金繰入金7,507千円等 ・特別会計繰入金 介護保険特別会計繰入金7,078千円、後期高齢者医療特別会計繰入金100千円、国民健康保険事業特別会計繰入金1千円 |
| 20 繰越金 | 500,000 | 500,000 | 0 | 0.0 | 令和3年度からの繰越金 |
| 21 諸収入 | 794,124 | 757,272 | 36,852 | 4.9 | 市税延滞金、市預金利子、貸付金元利収入、受託事業収入、収益事業収入、給食事業収入、雑入 |
| 22 市債 | 2,020,500 | 3,398,700 | △ 1,378,200 | △ 40.6 | 衛生債、農林水産業債、土木債、消防債、教育債、合併特例債、緊急防災・減災事業債、公共施設等適正管理推進事業債、臨時財政対策債、緊急自然災害防止対策事業債 |
| うち臨時財政対策債 | 850,000 | 2,600,000 | △ 1,750,000 | △ 67.3 | 令和3年度実績 1,942,048千円 (令和3年度実績との差 △1,092,048千円) |

※令和3年度は国の補正予算において、地方交付税が増額され、普通交付税の再算定が行われた。

[内容]普通交付税の調整額を復活するとともに、令和3年度に限り、基準財政需要額の費目に「臨時経済対策費」「臨時財政対策債償還基金費」が創設。

1 議会費

1 議会費 1 議会費

[担当：議会事務局] P. 49

1001 議員報酬等に要する経費 186,242,000 円 (190,027,000 円)

[一財 186,242,000 円]

○ 内容

(1) 報酬

議長 @494,000×12 か月×1 人=5,928,000 円
副議長 @444,000×12 か月×1 人=5,328,000 円
議員 @411,000×12 か月×21 人=103,572,000 円

(2) 期末手当

議長 @494,000×1.15×3.25 月×1 人-56,810(調整額)=1,789,515 円
副議長 @444,000×1.15×3.25 月×1 人-51,060(調整額)=1,608,390 円
議員 @411,000×1.15×3.25 月×21 人-992,565(調整額)=31,265,798 円

(3) 議員共済給付費負担金

@410,000×23 人×12 月×32.2/100=36,437,520 円

[担当：議会事務局] P. 50

2001 議会調査運営に要する経費 8,542,000 円 (8,527,000 円)

[一財 8,542,000 円]

○ 目的

(1) 議員の費用弁償に係る経費

従前の委員会全員による遠隔地への先進地視察を廃止し、地方自治法第 100 条第 13 項、会議規則第 106 条及び第 167 条の規定に基づく議員・委員派遣制度によって、効率的かつ効果的に ICT を活用し先進事例の調査充実を図る。

(2) 政務活動費

議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議会における会派又は無会派議員に対し交付する。用途については、調査研究費、研修費、資料購入費、広報費、広聴費等に要する経費を定めている。

(3) タブレット使用料

議員及び議会事務局にペーパーレス会議アプリケーションを組み込んだタブレット PC を貸与し、議案書を始め、各種議会関係資料のペーパーレス化による地球環境保全に寄与するとともに、スムーズな議案等の審議・審査、表決、オンライン会議の実施や調査活動を行う。

(4) オンライン配信用カメラ

オンライン配信をより傍聴に近づけ、会議室の様子を視聴者自身が見たい場所を視聴できる映像を配信することで傍聴環境の充実を図る。

(5) 採決結果配信用パソコン

老朽化した既存のパソコンを新しく更新し、採決結果の画面をより見やすく安定的に配信する。

○ 内容

- | | |
|------------------|---------------------------|
| (1) 議員の費用弁償に係る経費 | 議員・委員派遣旅費 700,000 円 |
| (2) 政務活動費 | @100,000×23 人=2,300,000 円 |
| (3) タブレット使用料 | 1,389,960 円(26 台/年) |
| (4) オンライン配信用カメラ | 148,500 円(1 台) |
| (5) 採決結果配信用パソコン | 234,025 円(1 台) |

2 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：人事課] P. 59

2201 職員研修に要する経費 4,309,000円(4,353,000円)

[その他 33,000円 一財 4,276,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：研修受講経費助成金 30,000円]

[諸収入：防火管理講習受講補助金 3,000円]

○ 目的

様々な研修機会を効果的・効率的に提供し、活用することで、職員の自己啓発意欲を高め、実務的・専門的知識の習得による職務遂行能力の向上を図り、本市が求める職員像である創造性豊かで社会情勢の変化に柔軟に対応できる人材の育成を行う。

○ 内容

研修予定一覧

(単位：人)

| 区分 | 研修名 | 対象 | 受講人員 (延べ) |
|------|---------------|-----------|--------------|
| 庁内研修 | 人事評価制度研修 | 評価者・被評価者 | 350 |
| | ハラスメント研修 | 一般職員 | 80 |
| | メンタルヘルス研修 | 一般職員 | 30 |
| | ライフプランセミナー | 希望職員・指定職員 | 30 |
| 派遣研修 | 茨城県市町村職員研修 | 21研修：指定職員 | 40 |
| | 常総広域職員共同研修 | 12研修：指定職員 | 156 |
| | 市町村アカデミー | 2研修：指定職員 | 2 |
| | 各種専門研修・実務研修派遣 | 希望職員・指定職員 | 100 |
| 合計 | | | 788 |

職員研修の実施に当たっては、厚生労働省が示す「新しい生活様式」の対策を実践し、研修生の人数を調整しながら新型コロナウイルス感染防止策を徹底していく。

・ 庁内研修

人事評価制度研修においては、能力主義・成果主義を基本とする人事評価の更なる精度の向上と職場における人材育成を目的として、より公正・公平で信頼性の高い制度運用が図られるよう、新任管理職や若手職員を中心に継続的に研修を実施する。

また、近年関心が高まっているメンタルヘルスやハラスメント研修のほか、自身のワークライフバランスを考えるライフプランセミナーを実施し、職員が働きやすい環境づくりを行っていく。

・ 派遣研修

社会環境の変化と市民の地方行政運営に対する意識が高まる中、多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、階層別研修、専門特別研修等のほか、幅広い研修機会を提供することにより、個々の自己啓発意欲を高めるとともに、組織の運営方針や組織目標に沿った政策形成能力と職務遂行能力の向上と、各種業務に応じた専門的知識・

能力の習得を図る。

なお、市外への派遣研修については、派遣地域での新型コロナウイルス感染症の発生状況を鑑みながら研修生の派遣を決定する。

[担当：安全安心対策課] P. 60

3001 防犯に要する経費 18,232,000 円 (17,880,000 円)

[その他 2,560,000 円 一財 15,672,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 2,560,000 円]

○ 目的

犯罪を未然に防止し、犯罪のない明るい社会を実現するため、防犯・暴力追放思想の普及と高揚、善良な風俗の保護並びに少年の健全育成の推進を図る。

また、茨城県警及び防犯団体と協力連携の基、警察官経験者による立ち番と防犯パトロールの拠点となる防犯ステーション(東6丁目・藤代駅南口)を中心として実施する。

○ 内容

市内への防犯カメラの設置や、防犯パトロール及び防犯キャンペーンの実施、自主防犯組織結成事業の補助及び結成促進などを行う。

また、防犯ステーションの運営事業では、土日、祝祭日等を除く月～金の14時から19時にかけて、取手地区・藤代地区それぞれ3名体制でパトロールを実施するとともに、火曜日及び金曜日においては15時から16時30分まで青色防犯パトロールを実施する。

| | |
|-----------------|-------------|
| ・防犯活動推進員報酬 | 8,696,000 円 |
| ・費用弁償 | 506,000 円 |
| ・修繕料(防犯カメラ) | 1,800,000 円 |
| ・施設借上料 | 1,119,000 円 |
| ・防犯カメラ設置工事 | 2,850,000 円 |
| ・取手地区防犯協会負担金 | 2,248,000 円 |
| ・市自主防犯組織結成事業補助金 | 50,000 円 |

[担当：安全安心対策課] P. 60

3301 空き家等の適正管理事業に要する経費 1,074,000 円 (1,055,000 円)

[一財 1,074,000 円]

○ 目的

環境悪化や防犯上の危険となる空き家の対策を行うため、令和3年4月1日より「取手市空家等対策計画」を策定し、計画書に基づき、空き家等が管理不全な状態になることを防止し、生活環境の保全及び安全で安心な地域社会を実現する。

○ 内容

- ・空き家、所有者等の実態調査
- ・特定空き家の認定
- ・「空家等調査台帳」整備
- ・所有者に対する助言指導

1 総務管理費 2 文書広報費

[担当：総務課] P. 62

2201 法務に要する経費 4,661,000円(3,063,000円)

[一財 4,661,000円]

○ 目的

取手市例規集データベースシステム・法制執務支援システムの活用、官報及び法令関係書誌の購読、顧問弁護士の委嘱等を通じ、自律的かつ適正な法務運営を図る。

また、行政不服審査会を設置し、外部の有識者を委員とした第三者機関での審査を通じ、提起された審査請求に対して公正・公平な審査を実施していく。

○ 内容

- (1) 行政不服審査会(委員3人)の開催に伴う報酬及び費用弁償 76,000円
- (2) 顧問弁護士との打合せ、法務関連説明会への参加に伴う出張旅費 24,000円
- (3) 法令関係書誌の追録・購読料等 79,000円
- (4) 行政活動に伴う法律問題の相談等の業務に当たる顧問弁護士(1人)の委嘱 792,000円
- (5) 取手市例規集データベースシステムの運用・国家法令システムの使用 1,782,000円
- (6) 法制執務支援システム・官報情報検索サービスの使用 258,000円
- (7) 行政手続法及び取手市行政手続条例に基づく審査基準等の見直し 1,650,000円

行政手続法及び取手市行政手続条例に基づき定める審査基準(申請により求められた許認可等をするかどうか、条例等の定めに従って判断するための基準)及び標準処理期間(申請が到達してから、当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間)の見直しを令和4年度に行い、審査基準及び標準処理期間を記載した個票を作成する。今後は、この個票をシステムで管理し、行政手続制度をより確実・適正に運用していく。

[担当：魅力とりで発信課] P. 62

2801 広報発行に要する経費 18,897,000円(17,769,000円)

[国・県 58,000円 その他 1,030,000円 一財 17,809,000円]

* 特財積算根拠

[国委:自衛官募集事務委託金 58,000円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 1,030,000円]

○ 目的

- ・「広報とりで」…市民の顔が見える広報紙をコンセプトに、全ページフルカラーで市の施策やお知らせ、イベントや市内の出来事などの市民に身近な行政情報を掲載していく。また、特集記事を掲載し、市民に取材する機会を増やししながら、身近で親しみやすい広報紙を発行していく。
- ・政策情報紙「薬」…市が進めている重要施策やプロジェクト事業などを途中経過も含めて分かりやすくお知らせし、市政への関心を高めるとともに、市政への市民参加の意識高揚を図る。

○ 内容

<広報紙の発行>

1 広報発行に要する主な経費

| | |
|-------------------|-------------|
| ・「広報とりで」印刷業務委託料 | 6,528,000 円 |
| ・「広報とりで」新聞折り込み料 | 6,404,000 円 |
| ・広報郵送料 | 667,000 円 |
| ・広報等封入業務手数料 | 56,000 円 |
| ・「広報とりで」二つ折り業務手数料 | 275,000 円 |
| ・「政策情報紙」印刷業務委託料 | 1,477,000 円 |
| ・広報編集用ソフト使用料 | 889,000 円 |

2 発行概要

(1) 広報とりで

- ・規格:タブロイド判 年 24 回(計 196 ページ)
12 ページ 年 1 回、8 ページ 年 23 回

- ・印刷部数:39,500 部

(2) 政策情報紙「藁」

- ・規格:A4 判 8 ページ 年 3 回(計 24 ページ)

- ・印刷部数:45,200 部

3 配布方法

(1) 広報とりで

- ・新聞折り込みによる配布(折り込み部数 29,700 部)
- ・郵送による配布(郵送件数 300 通)※配置場所へ行くことが困難な方等への郵送
- ・市民課・藤代総合窓口課・取手支所・取手駅前窓口・公民館・郵便局・駅(JR・関東鉄道)・スーパーマーケット・コンビニエンスストア・病院等に配置。
令和 4 年度からは、より多くの方が手に取りやすいよう、新規でコンビニエンスストアや病院等への配置に取り組んでいく。
- ・広報発行日に、ホームページやメールマガジン、LINE 等を活用し、プッシュ型の情報発信により発行をお知らせしていく。また、電子書籍ポータルサイト「イバラキイーブックス」、行政情報アプリ「マチイロ」などの登録を促進するため、二次元コードを広報とりでに掲載していく。

(2) 政策情報紙「藁」

- ・各地区市政協力員から各世帯へ配布のほか、公共施設・駅・スーパーマーケット・コンビニエンスストア・病院等に配置。

【担当：市民協働課】 P.63

2901 市民相談に要する経費 1,952,000 円 (2,471,000 円)

[一財 1,952,000 円]

○ 目的

市民の日常生活上の悩みに応じた、弁護士や専門家による定期的な各種相談会を実施するほか、相談者からの心配事等を電話や窓口で傾聴し、助言や関係機関への案内を行い、不安解消や問題解決への確な対応をすることで、安心して生活できる環境を整える。また、人権擁護委員と連携し、人権啓発活動を実施することにより、市民の人権意識の高揚を図

る。

○ 内容

・市民相談一覧

| 相 談 種 別 | 内 容 |
|---------------------|----------------------|
| 法 律 相 談 (月 4 回) | 相続・離婚・多重債務等民事事案に関する事 |
| 司 法 書 士 相 談 (月 1 回) | 不動産登記・金銭貸借・相続等に関する事 |
| 人 権 相 談 (月 2 回) | 人権・近隣関係・家庭内・親族間に関する事 |
| 行 政 相 談 (偶数月 1 回) | 行政(国や県)に関する事 |
| 社会保険労務士相談 (月 1 回) | 年金・労働問題全般に関する事 |
| 行 政 書 士 相 談 (月 1 回) | 相続・遺言・農地転用等に関する事 |
| 市 民 相 談 (常 時) | 市民の多種多様な相談に関する事 |

[担当：魅力とりで発信課] P. 64

3101 ホームページ管理に要する経費 5,181,000円(5,181,000円)

[その他 600,000円 一財 4,581,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入:広告掲載料 600,000円]

○ 目的

ホームページを有効に活用して市を広くPRし、市民生活に必要な情報を迅速に、誰にとっても入手しやすいよう提供していく。障害の有無、年齢等にかかわらず、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できる取り組み(ウェブアクセシビリティ)の意識の向上や、探しやすいホームページの実現を目指し、ウェブサイトのアクセシビリティに関する日本産業規格(JIS)に基づく適合試験の実施と職員研修を行う。ホームページサーバはクラウド化されているため、災害時等にも業務の継続性を保ち、万一の事態となった場合でも早期復旧に向けた速やかな対応が可能である。

○ 内容

| | |
|------------------------|------------|
| ・ウェブアクセシビリティ検証業務 | 484,000円 |
| ・メール配信システム管理業務 | 1,584,000円 |
| ・ホームページ閲覧支援・言語翻訳ソフト使用料 | 792,000円 |
| ・ホームページCMSサーバ使用料 | 2,315,000円 |

1 総務管理費 3 友好交流費

[担当：秘書課] P. 64

2001 都市間交流に要する経費 780,000円(780,000円)

[一財 780,000円]

○ 目的

海外交流都市や市内在住外国人との交流を通じて、市民の異文化体験機会の創出及び国際理解の促進を図る。

取手市国際交流協会は、日本語教室の実施を始め、イベントを通じた外国人と市民の交流の場を提供するなど、在住外国人が地域社会に溶け込みやすい環境をつくるための事業を実施しており、多文化共生社会の構築を推進していることから、市としてその活動を支援する。

○ 内容

- ・取手市国際交流協会補助金 720,000 円

〔取手市国際交流協会による主な事業〕

在住外国人のための日本語教室、無料法律相談会、会報の発行、世界の料理を楽しむ集い、取手チャットスクエア(TCS)、シニアのための英会話講座及び外国人とのバスツアー等のボランティア活動

- ・日中友好協会負担金 10,000 円

1 総務管理費 4 財政管理費

[担当：財政課] P. 65

2101 ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費 1,526,179,000 円(217,489,000 円)

[その他 1,526,179,000 円]

* 特財積算根拠

[財産収入:ふるさと取手応援基金利子 13,000 円]

[寄附金:ふるさと取手応援基金寄附金 1,000,000,000 円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 526,166,000 円]

○ 目的

ふるさと取手応援寄附条例に基づき、市のまちづくりを応援する人々からの寄附を広く募り、多様な事業に活用するための原資として確保・活用することを目的とする。また、寄附者に市の特産品等を返礼品として送ることで、市内産業の活性化を図り、全国に向けて市の魅力を発信していく。

○ 内容

民間ポータルサイトを活用したふるさと取手応援寄附金の受付と、寄附者への返礼品送付業務を行う。また、全国に取手市の魅力を発信していくため、複数のポータルサイトを積極的に活用し、市内の特産品や農産物をPRするとともに、寄附者の利便性向上を図り、広くふるさと取手応援寄附金を周知していく。

印刷製本費

- ・ふるさと納税案内チラシ等印刷 817,000 円

広告料

- ・新聞等掲載広告料 1,100,000 円

委託料

- ・インターネット上での寄附金受付及び返礼品発送等業務委託 505,260,000 円
 - うち 受付業務等の委託料分 132,000,000 円
 - 返礼品代金・送料分 362,700,000 円
 - 受領書発行業務の委託料分 10,560,000 円

積立金

・ふるさと取手応援基金寄附金及び基金利子

1,000,013,000 円

1 総務管理費 6 財産管理費

[担当：管財課] P. 69

2001 庁舎の管理に要する経費 105,581,000 円 (95,868,000 円)

[地方債 8,000,000 円 その他 1,906,000 円 一財 95,675,000 円]

* 特財積算根拠

[市債：合併特例債 8,525,000 円×95%≒8,000,000 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 1,905,000 円]

[諸収入：電話通話料 1,000 円]

○ 目的

市役所本庁舎全体の適正な維持管理を図る。

○ 内容

庁舎管理業務委託内訳

| 委 託 料 | 予 算 額(円) | 内 容 |
|-----------------------------|------------|-------------------------------------|
| 庁舎管理業務委託料 | 23,132,000 | 庁舎の清掃、設備運転及び衛生管理業務 |
| 夜間警備委託料 | 6,521,000 | 夜間時における庁舎内外の巡察、各種届出の受理・保管、外線受信 |
| 電話交換及び総合案内業務委託料 | 15,623,000 | 市役所代表の電話交換、庁舎内放送、総合案内業務 |
| 消防設備保守点検委託料 | 616,000 | 消防設備の点検(年2回) |
| 電気設備検査委託料 | 832,000 | 電気設備の保安及び点検(年次・毎月) |
| エレベーター保守点検委託料 | 1,142,000 | エレベーター2台の保守点検業務 |
| 自動ドア保守点検委託料 | 317,000 | 自動ドア9台の保守点検業務 |
| 取手庁舎照明器具改修工事(LED化)実施設計業務委託料 | 1,540,000 | 取手庁舎内の照明器具(約1,300台)をLED化するための実施設計業務 |
| 植栽剪定業務委託料 | 920,000 | 植栽剪定(年2回)、庭園除草(年3回) |
| 空調機保守点検委託料 | 1,100,000 | 新庁舎・福祉棟 GHP の保守点検 10 台分 |
| 電話交換機保守点検委託料 | 1,980,000 | 本庁舎・藤代庁舎に設置の電話交換機保守点検業務 |
| 自家発電設備定期点検業務委託料 | 234,000 | 非常用発電設備の定期点検(年1回) |

庁舎管理工事請負内訳

| 工事請負費 | 予 算 額(円) | 内 容 |
|----------------|-----------|---------------|
| 取手庁舎エレベーター改修工事 | 8,525,000 | エレベーター2台の改修工事 |

[担当：管財課] P. 70

2101 自動車の維持管理に要する経費 26,013,000 円 (27,576,000 円)

[その他 340,000 円 一財 25,673,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入:広告掲載料 336,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 4,000 円]

○ 目的

公用車の効率的維持管理を図る。

○ 内容

自動車維持管理内訳

| 項目 | 予算額(円) | 内容 |
|-------------|------------|-------------------------------|
| 市バス等運転業務委託料 | 2,703,000 | 職員がバスの運転をできない場合の市バス等の運転代行業務委託 |
| 公用車リース料 | 13,873,000 | リース車両 38 台 |

1 総務管理費 7 企画費

[担当:魅力とりで発信課] P. 73

0701 シティプロモーションに要する経費 5,282,000 円 (4,871,000 円)

[その他 3,480,000 円 一財 1,802,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 3,480,000 円]

○ 目的

- ・市内外に対する PR 活動を通じて取手市の知名度・魅力度の向上を図り、交流人口・定住人口の増加を図る。令和 4 年度は取手市内 PR 用の動画撮影を委託し、プロモーション動画を作成するとともに、動画を用いた広告掲載を行い、幅広い層に対して取手市を PR できるよう働きかける。また、令和 3 年度に起用した取手市 PR 大使にイベント等へ参加してもらい、市の内外に取手の魅力を広げてもらう。
- ・市の特格的・先進的な取り組みについて積極的にプレスリリースを行い、メディアに対しアピールを行って、パブリシティを獲得するとともに、シティプロモーションサイトを通じて市民目線に立った魅力発信を行う。

○ 内容

- ・PR 大使謝礼 300,000 円
- ・消耗品費 1,086,000 円
- ・印刷製本費 202,000 円
- ・プレスリリース配信委託料 658,000 円
- ・シティプロモーションサイト運営関係費 1,460,000 円
- ・プロモーションビデオ制作業務委託料 1,000,000 円
- ・SNS 情報配信委託料 539,000 円

[担当:政策推進課] P. 75

1501 行政改革推進に要する経費 3,674,000 円 (6,237,000 円)

[その他 3,300,000 円 一財 374,000 円]

＊ 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 3,300,000 円]

○ 目的

近年、急速に進むデジタル化の潮流に対し、総務省ではデジタル技術の活用による個々のニーズにあったサービスの提供のため、「自治体 DX 推進計画」を策定し、デジタル社会の構築に向けた自治体での取り組みを推進している。本計画において、自治体が取り組むべき重点取組事項として AI・RPA の利用促進が示されており、今後、積極的な導入が進むことが予測される。

当市においても、令和 2 年度に策定した「とりで行政経営改革プラン 2020」の中で、改革項目に「ICT を活用した効率化」を設定し、スリムで効率的な行政運営を目指すことを掲げ、AI-OCR(手書き帳票読み取りシステム)、RPA(定型業務プロセスの自動化技術)の導入に向けて、調査研究を進めてきた。

令和 3 年度は、8 課 14 業務に本システムを導入し、一定の成果を上げることができたため、令和 4 年度は、導入済みの業務に加え、更に成果を見込める業務の調査・導入・効果検証を進め、全庁的な業務の効率化を図る。

○ 内容

AI-OCR と RPA を組み合わせて導入し、大量の定型反復業務を自動化することで、業務の効率化と生産性の向上を図るものである。

- | | |
|---------------------|-------------|
| ・ RPA 及び AI-OCR 使用料 | 1,793,000 円 |
| ・ シナリオ作成等、技術支援 | 1,551,000 円 |
| ・ 業務効率化効果検証 | 330,000 円 |

1 総務管理費 8 電算組織管理費

[担当: 情報管理課] P. 75

2001 電算・O A 化等に要する経費 390,613,000 円 (367,524,000 円)

[国・県 2,638,000 円 その他 15,492,000 円 一財 372,483,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国委: 国民年金事務委託金 2,286,000 円]

[国委: 特別児童扶養手当事務委託金 267,000 円]

[県委: 常住人口調査交付金 85,000 円]

[財産収入: (株)茨城計算センター配当金 64,000 円]

[繰入金: 森林環境譲与税基金繰入金 45,000 円]

[諸収入: デジタル基盤改革支援補助金 15,383,000 円]

○ 目的

住民記録、税金、福祉など、市民が行う様々な手続について、市が迅速な窓口対応を提供するとともに、その後の内部処理業務、財務管理業務、文書管理業務等について、コンピュータシステムを活用し、正確で高速な事務処理を実現するものである。

また、市内ネットワークの活用により藤代庁舎、取手支所、取手駅前窓口、戸頭窓口コーナーでも本庁舎と同様の証明発行業務や手続の受付を行うほか、県域 WAN(いばらきブロードバンドネットワーク)を活用して、市民がインターネットから利用できる電子申請・届

出サービス、公共施設予約サービス、地図情報閲覧サービス(いばらきデジタルまっふ)、ウェルネスプラザにおける公衆無線 WiFi の提供等、市民の利便性向上を図るものである。

庁内の情報システムの運用に当たっては、セキュリティを徹底するため、国が示す「自治体情報システム強靱性向上モデル」により、マイナンバー関連システムをインターネットリスクから分離し、端末からのデータ持ち出し不可設定、生体認証システムによるアクセス制御、インターネット接続口を県が集約して集中監視するシステム(いばらき情報セキュリティクラウド)への接続など、高度な監視を行い、情報システムを取り巻く環境変化に対して適切に対応することにより一層のセキュリティ向上を図るものである。

○ 内容

(1)各種ネットワーク及びシステム維持費

庁内システムの運用及びインターネットサービス提供のためのネットワーク回線の確保や情報システムの維持管理を行う。また県や県内市町村と共同で整備しているいばらき電子申請・届出システム、いばらき公共施設予約システム、茨城県域統合型 GIS、いばらき情報セキュリティクラウド及び県域 WAN と相互接続している LGWAN(総合行政ネットワーク)の運用管理、番号制度に係る中間サーバシステムの保守管理を行う。

また、庁舎内及び公共施設等において、ネットワーク機器及びネットワークに接続するパソコン端末の整備、維持を行う。

| | |
|-------------------------|--------------|
| ・ 光専用回線、サーバ室夜間警備専用回線、 | |
| 第 4 次 LGWAN 冗長化回線通信運搬費 | 15,706,000 円 |
| ・ いばらきブロードバンド負担金 | 6,125,000 円 |
| ・ いばらき情報セキュリティクラウド負担金 | 2,986,000 円 |
| ・ 情報系サーバ機器等使用料 | 52,668,000 円 |
| ・ 情報系ネットワーク運用管理業務委託料 | 19,154,000 円 |
| ・ オンライン会議ソフトウェアライセンス使用料 | 165,000 円 |
| ・ 事務用パソコン使用料 | 44,596,000 円 |
| ・ 森林クラウドシステム負担金 | 45,000 円 |
| ・ 中間サーバ保守運用負担金 | 3,937,000 円 |

(2)電算機処理委託・電子計算機器リース

住民基本台帳・各種税台帳等大量のデータ処理及び管理、財務会計・予算編成等の事務処理システムの安定的かつ継続的な運用、各種帳票類作成等の定型業務の効率的かつ正確な遂行をするため情報処理業務を委託するものである。

併せて、これらシステムの安全で確実な稼動のため、サーバ、バックアップ装置、ネットワーク機器及び窓口端末等、住民サービスの提供及び内部事務処理上重要な機器類を整備し、保守管理を図るものである。

| | |
|-------------------------|---------------|
| ・ 電算機情報処理業務委託料 | 199,398,000 円 |
| ・ 業務系サーバ機器等使用料 | 8,683,000 円 |
| ・ 自治体情報システム標準化・共通化業務委託料 | 10,890,000 円 |
| ・ 自治体行政手続オンライン化業務委託料 | 8,988,000 円 |

[担当：情報管理課] P. 77

2201 自治体情報システム強靱性向上事業に要する経費 5,175,000 円 (7,164,000 円)

[一財 5,175,000 円]

○ 目的

国が定めた「自治体情報システム強靱性向上モデル」に基づき、基幹系、情報系、インターネット系の3つのネットワークに分離することによって、インターネットリスクを回避し、かつ生体認証装置等の必要なアクセス制御を施すことにより、情報セキュリティを抜本的に強化することを目的とする。併せて、情報系とインターネット系のネットワーク間における電子ファイル等のファイル交換について、安全に通信するための無害化転送システムにより業務の継続性を確保するものである。

○ 内容

基幹系、情報系、インターネット系の各ネットワークを分離するため、必要となる機器等の維持を行う。

| | |
|---------------------------|-------------|
| ・情報システムセキュリティ強化対策機器使用料 | 153,000 円 |
| ・情報システムセキュリティ強化対策機器保守委託料 | 541,000 円 |
| ・インターネット仮想化ソフトウェアライセンス使用料 | 3,381,000 円 |
| ・ファイル無害化転送システム使用料 | 1,100,000 円 |

1 総務管理費 9 交通安全対策費

[担当：安全安心対策課] P. 78

2001 交通安全の施設整備に要する経費 7,663,000 円 (7,886,000 円)

[一財 7,663,000 円]

○ 目的

交通危険箇所の視野を確保し、道路交通の視認性を高め、危険事項を掲示するなどにより交通事故の未然防止と交通の円滑化を図る。

○ 内容

| | |
|-------------------|-------------|
| ・消耗品費(交通安全立看板) | 360,000 円 |
| ・光熱水費(赤色回転灯) | 100,000 円 |
| ・修繕料(カーブミラー、区画線等) | 3,509,000 円 |
| ・公共表示制作設置委託料 | 45,000 円 |
| ・道路反射鏡設置工事 | 2,368,000 円 |
| ・道路区画線設置工事 | 1,281,000 円 |

[担当：安全安心対策課] P. 79

2101 自転車駐車場の維持管理に要する経費 56,518,000 円 (56,600,000 円)

[その他 18,163,000 円 一財 38,355,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料:自転車駐車場使用料 16,097,000 円]

[使用料:バイク駐車場使用料 2,056,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 10,000 円]

○ 目的

自転車等の利用が多い駅周辺に自転車等駐車を確保・維持管理することにより、自転車等利用者の利便性の向上を図るとともに路上放置自転車をなくし、交通の円滑と安全を図る。

また、サイクルステーションとりでのエレベーターにおいて、点検により、ロープの劣化を発見したため、修繕を実施する。更に、国道高架下自転車駐車場の街灯の漏電及び老朽化が進行したため、電気料の減額を考え、LEDへの交換と合わせ、修繕を実施する。

○ 内容

- ・自転車駐車場修繕料 2,463,000円
- ・自転車駐車場管理委託料 42,728,000円
- ・自転車駐車場土地借上料 4,272,000円

[担当：安全安心対策課] P.80

2201 放置自転車対策に要する経費 3,166,000円 (3,070,000円)

[その他 50,000円 一財 3,116,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：放置自転車移動保管手数料 50,000円]

○ 目的

自転車放置整理区域に指定している取手駅・新取手駅周辺の路上放置自転車をなくし、交通の円滑と安全を確保するとともに交通道德の高揚を図る。

○ 内容

- ・放置自転車移動作業委託料 991,000円
- ・取手駅自転車放置整理区域管理業務委託料 1,768,000円
- ・放置自転車保管場所管理業務委託料 357,000円

1 総務管理費 10 地方振興費

[担当：市民協働課] P.81

1101 市公募補助金検討委員会に要する経費 160,000円 (160,000円)

[一財 160,000円]

○ 目的

市民による自発的な公益活動への支援を目的とした公募補助金制度により、申請のあった事業に対する書類審査及びヒアリングを通じて、事業の効果や補助対象事業としての可否等について審査を行い、市長に対して提言する。

○ 内容

- ・委員会開催に伴う委員謝礼
委員長 6,700円×1人×5回、委員 6,300円×4人×5回
- ・(参考)令和4年度に実施予定の協働提案型公募補助対象(採択)事業

| 団体名 | 採択事業名 | 事業内容 | 予算額 (円) | 担当課 |
|----------------------|---------------------------|---|------------|---------|
| 特定非営利活動法人取手セントラルクラブ | プラチナ健康教室事業 (継続) | 高齢者の健康年齢を高めるために、楽しみながら誰でも参加できる、鍵盤ハーモニカ、ヘルシーダンス、笑いヨガ、健康特別講演会、プラチナ美容塾特別講座などを行う。 | 450,000 | 高齢福祉課 |
| よいなかまの会 | よいなかま井野プロジェクト(継続) | 芸術家等を招いた創作活動を中心としたワークショップと、子ども食堂を掛け合わせた「いこいの子ども食堂」の事業を通じて、多様な世代が楽しく過ごせる居場所をつくる。 | 191,000 | 文化芸術課 |
| 特定非営利活動法人笑夢 | 高齢者介護予防及び社会参加支援事業 (継続) | 高齢者向け地域サロンの運営及び開放等を通じて、地域住民及び高齢者のコミュニケーションの場をつくることで、地域や社会からの孤立を防ぐ。 | 348,000 | 高齢福祉課 |
| 特定非営利活動法人小貝川プロジェクト21 | 小貝川河川敷環境美化活動 (継続) | 小貝川流域の環境美化活動に必要な資機材を更新することで、水辺の環境保全と自然資源を活用した親水事業につなげる。 | 326,000 | 水とみどりの課 |

[担当：市民協働課] P. 81

2001 地区振興に要する経費 25,690,000円(26,669,000円)

[その他 2,503,000円 一財 23,187,000円]

* 特財積算根拠

[手数料:認可地縁団体登録証明書交付手数料 3,000円]

[諸収入:コミュニティ助成事業補助金 2,500,000円]

○ 目的

各地区の自主的なコミュニティづくりのための活動を積極的に支援し、地域の連帯感を深め、自治組織の強化と円滑な運営を図る。

○ 内容

- ・地区補助金の交付(74地区)
- ・コミュニティ助成事業補助金(宝くじ一般コミュニティ助成事業。双葉自治会)

[担当：市民協働課] P. 82

2301 地区集会所整備に要する経費 1,015,000円(997,000円)

[一財 1,015,000円]

○ 目的

自治会・町内会が自主的に行う地域集会所の新築・修繕等に要する経費の一部を補助し、地域コミュニティ活動を側面から支援する。

○ 内容

- ・集会所整備事業補助金(1か所)
- ・集会所維持事業補助金(5か所)

| | 事業名 | 集会所名 | 事業概要 | 補助金交付額 |
|---|------|----------------|----------------------------|-------------|
| 1 | 整備事業 | 高須本田集会所 | トイレの洋式化、浄化槽設置、排水配管工事 | 830,000 円 |
| 2 | 維持事業 | 酒詰生活改善集会所 | 私有地に建設されている集会所の土地賃借料に要する経費 | 25,000 円 |
| 3 | 維持事業 | 永山会館 | 私有地に建設されている集会所の土地賃借料に要する経費 | 60,000 円 |
| 4 | 維持事業 | 戸頭団地賃貸住宅集会所 | 集会所の家賃に要する経費 | 60,000 円 |
| 5 | 維持事業 | 大日堂集会所(山王) | 私有地に建設されている集会所の土地賃借料に要する経費 | 15,000 円 |
| 6 | 維持事業 | 台宿地区コミュニティセンター | 私有地に建設されている集会所の土地賃借料に要する経費 | 25,000 円 |
| | 計 | | | 1,015,000 円 |

1 総務管理費 11 災害対策費

[担当：安全安心対策課] P. 83

2101 防災訓練に要する経費 4,145,000 円 (842,000 円)

[一財 4,145,000 円]

○ 目的

令和4年5月21日に取手緑地運動公園において国・県・市主催により第70回利根川水系連合・総合水防演習を開催予定。本演習では、水防技術の向上・伝承及び水防団の士気高揚を図るとともに、「流域治水」への転換の観点を踏まえ、幅広い主体が参加する実践的な訓練により、地域社会全体における防災知識の普及、防災意識の向上、災害対処能力の更なる向上を図る。

また、前年度に引き続き避難所設営訓練を実施し、感染症対策を考慮した避難所運営について職員や地域住民の知識向上を図る。

○ 内容

- ・ 防災訓練時間外勤務手当 500,000 円
- ・ 一都六県水防演習時間外勤務手当 1,560,000 円
- ・ 一都六県水防演習負担金 2,000,000 円

[担当：安全安心対策課・環境対策課・排水対策課・消防本部] P. 83

2201 災害対策に要する経費 36,578,000 円 (20,117,000 円)

[国・県 6,050,000 円 その他 11,930,000 円 一財 18,598,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:防災・安全交付金(事前防災・減災対策分) 6,050,000 円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 11,930,000 円]

○ 目的

市民が発生し得る災害リスクを総合的に認知できるよう、各種ハザードマップや災害対策に必要な情報をまとめた冊子型の防災マップを作成し、全戸配布する。また、災害時に備え、食糧、飲料水、避難所用ベッド等の備蓄品を購入する。更に、災害発生時の応急対応処理に要する経費や、茨城県消防相互応援並びに緊急消防援助隊として、大規模災害発生時に全国各地の被災地へ迅速に出動するための経費を確保する。

○ 内容

| | |
|--|--------------|
| ・印刷製本費(総合防災マップ作成 55,000 部・配布 50,000 部) | 15,345,000 円 |
| ・消耗品費(アルファ米、避難所用ベッド、災害応援出動時消耗品等) | 7,027,000 円 |
| ・通信運搬費(災害時優先携帯電話等) | 2,746,000 円 |
| ・委託料(緊急排水ポンプ設置、消毒委託料) | 4,110,000 円 |
| ・燃料費(災害時協力井戸、災害応援出動時燃料費等) | 205,000 円 |
| ・食糧費(災害応援出動時食糧費等) | 182,000 円 |

[担当：安全安心対策課] P. 84

2301 防災施設等の整備に要する経費 21,612,000 円 (16,915,000 円)

[その他 470,000 円 一財 21,142,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金:防災ラジオ利用者負担金 470,000 円]

○ 目的

災害時における災害情報の伝達を確実にを行うため、防災ラジオの在庫を確保し、市民への貸与台数を増やすとともに、防災無線設備の保守を行う。

○ 内容

| | |
|--------------------------------------|--------------|
| ・280MHz 帯防災無線保守点検委託料(配信局・送信局・屋外拡声子局) | 10,915,000 円 |
| ・防災ラジオの購入(標準タイプ 220 台・文字表示タイプ 10 台) | 5,082,000 円 |

[担当：安全安心対策課] P. 85

2401 自主防災組織に要する経費 8,403,000 円 (8,521,000 円)

[一財 8,403,000 円]

○ 目的

災害時に自主防災組織との連絡手段を確保し、地域防災力を活用する。また、自主防災組織に補助金を交付し防災意識と地域防災力の向上を図り、災害時の被害の軽減を図る。

○ 内容

| | |
|-----------------------------------|-------------|
| ・通信運搬費(災害時優先携帯電話) | 1,398,000 円 |
| ・自主防災組織補助金(150 円×世帯数、下限 30,000 円) | 6,390,000 円 |

[担当：社会福祉課] P. 85

2507 平成 23 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震に伴う避難者支援経費 753,000 円
(753,000 円)

[国・県 633,000 円 一財 120,000 円]

* 特財積算根拠

[県負:東日本大震災に係る災害救助費負担金 633,000 円]

○ 目的

東日本大震災により、住居が全壊、流失又は原発事故による避難者に対して、市が民間住宅を借り上げ、応急仮設住宅として貸与する。

○ 内容

避難者対応応急住宅借り上げに伴う家賃及び共益費並びに必要な経費

- ・実避難世帯(1世帯分) 720,000 円
- ・令和4年度契約更新事務手数料(1世帯分) 33,000 円

1 総務管理費 13 男女共同参画推進費

[担当:市民協働課] P.86

2001 男女共同参画社会の推進に要する経費 2,173,000 円 (1,112,000 円)

[その他 4,000 円 一財 2,169,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入:取手市男女共同参画計画書売却代 4,000 円]

○ 目的

家庭、職場、地域などあらゆる分野において一人一人がお互いの人権を尊重し個性と能力を十分に生かせる男女共同参画社会を目指し、意識の啓発と環境の整備、政策方針決定の場への女性の参画促進のための施策を市、市民及び事業者が実施する。

○ 内容

[意識の改革事業]

- ・男女共同参画情報紙の発行、折り込み、編集員謝礼 1,023,000 円
- ・研修等参加旅費 8,000 円
- ・男女共同参画誌購読料 6,000 円
- ・男女共同参画推進料理教室イベント保険料、男女共同参画推進料理動画撮影用食材材料費 4,000 円

[啓発・人材育成事業]

- ・男女共同参画標語表彰記念品、標語表彰用消耗品、標語懸垂幕代 89,000 円
- ・第四次取手市男女共同参画計画書印刷製本費 756,000 円
- ・男女共同参画地域推進委託料(男女共同参画に熱意のある市民が実行委員会を組織し、講演会事業などを実施する) 280,000 円

[相談事業]

- ・男女共同参画苦情処理員謝礼 7,000 円
(市が実施する男女共同参画に関する施策等についての意見・苦情の申出に対応する)

1 総務管理費 15 諸費

[担当:総務課] P.87

2001 非核平和推進関係経費 182,000 円 (142,000 円)

[その他 182,000 円]

＊ 特財積算根拠

[財産収入:平和基金利子 1,000 円]

[寄附金:平和基金寄附金 120,000 円]

[繰入金:平和基金繰入金 51,000 円]

[諸収入:戦争体験記売却代 9,000 円]

[諸収入:送料個人負担分 1,000 円]

○ 目的

非核兵器平和都市宣言都市として、戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさを後世に伝えるとともに、平和の尊さを広く啓発する。

○ 内容

8月に非核平和をテーマとした展示を取手・藤代駅前の市民ギャラリーで実施する。市内市立小中学生を対象に平和首長会議が主催する「子どもたちによる“平和なまち”絵画コンテスト」の作品募集を行い、市民ギャラリーに応募作品の展示を行う。また、市内金融機関等27か所に募金箱を設置し、集まった募金を取手市平和基金に積み立てる。

[担当：総務課] P. 88

2101 地域改善対策に要する経費 1,069,000 円 (1,144,000 円)

[一財 1,069,000 円]

○ 目的

人権・同和問題の正しい理解と認識を深め、差別の解消を図る。

○ 内容

- (1) 茨城県地域人権運動連合会取手支部への補助金 100,000 円
- (2) 全日本同和会茨城県連合会取手支部への補助金 583,000 円
- (3) 人権・同和問題研修会等への参加経費 交通費・宿泊費 77,400 円、資料代 202,000 円
- (4) 機関紙購読料 105,248 円

[担当：政策推進課] P. 88

2701 常総地方広域市町村圏事務組合負担金 1,256,443,000 円 (1,315,951,000 円)

[一財 1,256,443,000 円]

○ 目的

取手市、常総市、守谷市、つくばみらい市の4市で構成する常総地方広域市町村圏事務組合により、様々な事務を広域的に共同で処理することで、行財政の効率化を図る。

○ 内容

共同処理している業務

- ・ごみ処理に関する業務
- ・総合運動公園に関する業務
- ・地域交流センターに関する業務
- ・障害者支援施設に関する業務
- ・総合防災センターに関する業務
- ・職員の共同研修に関する業務

2 徴税費 2 賦課徴収費

[担当：納税課] P. 92

0701 徴収事務に要する経費 31,067,000 円 (31,568,000 円)

[その他 2,500,000 円 一財 28,567,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料：市税督促手数料 2,500,000 円]

(1) 市税コンビニ収納取扱手数料 6,026,900 円

○ 目的

納税の利便性の向上と安定的な税収の確保を図る。

○ 内容

市県民税、固定資産税、軽自動車税を、コンビニエンスストアの店舗(一部を除く)から納付できる。納期限を過ぎた場合も、コンビニ用納付書を再発行することで納付可能となる。令和2年度からは、納付書のバーコードを利用したスマートフォンアプリ(Pay B、Line Pay、Pay Pay、au PAY、楽天銀行アプリ)による決済も可能となっている。

(2) クレジットカード代理納付手数料 675,400 円

○ 目的

納税の利便性の向上と安定的な税収の確保を図る。

○ 内容

市県民税、固定資産税、軽自動車税を、パソコン・スマートフォンを利用して、クレジットカードで納付することができる。

(3) 公金収納情報データ処理手数料 6,996,748 円

○ 目的

収納率向上のため、納税者からの照会等に対する迅速化及び収納管理事務の効率化を図る。

○ 内容

市税の収納処理について、金融機関等の窓口で収納された領収済通知書(紙ベース)を、OCR 読み込み・パンチ入力処理によって電子データに変換し、「消込み用データ」として受け取り事務処理を行う。

(4) 茨城租税債権管理機構負担金 9,913,000 円

○ 目的

滞納者及び収入未済額の縮減を図り、収納率の向上に努める。

○ 内容

市において、徴収困難な滞納事案を積極的に移管する。

3 戸籍住民基本台帳費 1 戸籍住民基本台帳費

[担当：市民課] P. 94

0501 戸籍・住民基本台帳事務に要する経費 39,193,000 円 (29,788,000 円)

[国・県 4,051,000 円 その他 35,142,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：社会保障・税番号制度システム整備費補助金 1,320,000 円]

[国委:中長期在留者住居地届出等事務委託金 2,643,000 円]

[国委:日雇健康保険事務委託金 1,000 円]

[県委:人口動態調査事務委託金 87,000 円]

[手数料:総務手数料 10,399,000 円]

[手数料:戸籍住民登録手数料 24,714,000 円]

[諸収入:日雇健康保険事務委託金 1,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 28,000 円]

○ 目的

戸籍・住民基本台帳関係の届出及び各種証明書の交付に当たり、戸籍や住民基本台帳のシステム等のリースにより、事務処理の正確性や迅速性を更に高め、また4か所の出先機関との連携により市民サービスの向上を図る。

○ 内容

- ・戸籍総合システムの機器一式及びソフトに要する経費
- ・住民基本台帳ネットワークシステムのリースに要する経費
- ・記載事項証明(戸籍)の編集発行や戸頭窓口での戸籍謄抄本の交付に必要な窓口証明発行システムのリースに要する経費

<戸籍・住民票等の手数料件数>

(1)総務手数料 12,099,500 円

| 種 別 | 単 価(円) | 件 数 | 合 計(円) |
|----------------------------------|--------|--------|-----------|
| 印 鑑 登 録 | 300 | 3,900 | 1,170,000 |
| 印 鑑 登 録 証 明 (窓 口 交 付 分) | 300 | 28,800 | 8,640,000 |
| 印 鑑 登 録 証 明 (コ ン ビ ニ 交 付 分) | 200 | 8,500 | 1,700,000 |
| 仮 ナ ン バ ー | 750 | 750 | 562,500 |
| そ の 他 の 証 明 | 300 | 90 | 27,000 |

(2)戸籍住民登録手数料 26,965,000 円

| 種 別 | 単 価(円) | 件 数 | 合 計(円) |
|----------------------------------|--------------|-----------|-------------------|
| 戸 籍 謄 本 | 450 | 11,000 | 4,950,000 |
| 戸 籍 抄 本 | 450 | 2,800 | 1,260,000 |
| 除 原 謄 抄 本 | 750 | 5,650 | 4,237,500 |
| 受 理 証 明 書 他 | 350 1,400 | 320 10 | 112,000 14,000 |
| 戸 籍 記 載 事 項 証 明 | 350 | 50 | 17,500 |
| 不 在 証 明 | 300 | 40 | 12,000 |
| 住 民 票 の 写 し (窓 口 交 付 分) | 300 | 44,800 | 13,440,000 |
| 住 民 票 の 写 し (コ ン ビ ニ 交 付 分) | 200 | 8,500 | 1,700,000 |

| | | | |
|-------------------|-------|-------|---------|
| 住民票の写し (広域住民票) | 300 | 80 | 24,000 |
| 住基閲覧 | 4,000 | 10 | 40,000 |
| 戸籍附票 | 300 | 1,600 | 480,000 |
| 住基記載事項証明 | 300 | 1,400 | 420,000 |
| 身分証明 | 300 | 860 | 258,000 |

[担当：市民課] P. 97

2201 個人番号事務に要する経費 16,265,000円 (51,789,000円)

[国・県 11,321,000円 その他 29,000円 一財 4,915,000円]

* 特財積算根拠

[国補:個人番号カード交付事務費補助金 11,321,000円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 29,000円]

○ 目的

行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現を目的として、平成27年10月5日から個人番号(マイナンバー)制度が実施された。これに伴い、個人番号カードの作成業務等を地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に一括業務委託し、市民課・藤代総合窓口課において個人番号カードの交付事務等を行う。

○ 内容

- ・個人番号カード発行業務に伴う会計年度任用職員の報酬等 14,984,000円
- ・個人番号カード交付時に使用する顔認証用機器の使用料 20,000円
- ・個人番号カードプリンター使用料 316,000円

[担当：市民課] P. 98

2501 コンビニ交付に要する経費 4,721,000円 (3,856,000円)

[その他 3,400,000円 一財 1,321,000円]

* 特財積算根拠

[手数料:総務手数料 1,700,000円]

[手数料:戸籍住民登録手数料 1,700,000円]

○ 目的

平成27年10月から個人番号(マイナンバー)制度が導入されたことに伴い、申請者に対する個人番号カード(マイナンバーカード)の交付が開始された。平成28年7月より、キオスク端末機による交付サービスを実施し、全国のコンビニエンスストアやスーパー等においても、マイナンバーカードによる住民票、印鑑登録証明書等の取得が可能となっている。発行可能時間は土日祝日含む午前6時30分から午後11時までとなっており、利便性が向上するとともに、窓口待ち時間の縮減や窓口業務の軽減が図られる。

○ 内容

- ・コンビニ交付に伴う地方公共団体情報システム機構(J-LIS)への手数料
- ・コンビニ交付に伴う地方公共団体情報システム機構(J-LIS)への運営負担金

4 選挙費 2 諸選挙費

[担当：総務課] P.100

2501 参議院議員通常選挙に要する経費 53,687,000 円 (0 円)

[国・県 53,687,000 円]

* 特財積算根拠

[国委：参議院議員通常選挙費委託金 53,538,000 円]

[国委：参議院議員通常選挙啓発推進事業委託金 149,000 円]

○ 目的

参議院議員通常選挙を適正かつ円滑に執行する。

○ 内容

参議院議員の任期満了(令和4年7月25日)により執行が予定される選挙に係る経費である。

[担当：総務課] P.102

3501 茨城県議会議員一般選挙に要する経費 44,965,000 円 (0 円)

[国・県 43,811,000 円 一財 1,154,000 円]

* 特財積算根拠

[県委：県議会議員一般選挙費委託金 43,811,000 円]

○ 目的

茨城県議会議員一般選挙を適正かつ円滑に執行する。

○ 内容

茨城県議会議員の任期満了(令和5年1月7日)により執行が予定される選挙に係る経費である。

[担当：総務課] P.103

4101 市長及び市議会議員補欠選挙の同時選挙に要する経費 1,003,000 円 (0 円)

[一財 1,003,000 円]

○ 目的

市長及び市議会議員補欠選挙を適正かつ円滑に執行する。

○ 内容

市長の任期満了(令和5年4月26日)により執行が予定される市長選挙及び市議会議員の欠員に伴う市議会議員補欠選挙に係る準備経費である。

3 民生費

1 社会福祉費 1 社会福祉総務費

[担当：社会福祉課] P. 110

2001 社会福祉協議会助成に要する経費 115,317,000 円 (125,078,000 円)

[一財 115,317,000 円]

○ 目的

社会福祉協議会の特性を活かし、市民の地域福祉に関する活動の推進を図る。

○ 内容

| | |
|------------------|---------------|
| ・社会福祉協議会運営費補助金 | 115,317,000 円 |
| 取手市社会福祉協議会本所運営経費 | 73,408,000 円 |
| 藤代支所運営経費 | 12,046,000 円 |
| 在宅福祉サービス運営事業 | 618,000 円 |
| ボランティア支援センター運営事業 | 873,000 円 |
| ヘルパーステーション運営事業 | 16,504,000 円 |
| 特定相談支援事業 | 11,868,000 円 |

[担当：社会福祉課] P. 112

2901 中国残留邦人支援事業に要する経費 7,202,000 円 (9,112,000 円)

[国・県 5,334,000 円 一財 1,868,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：中国残留邦人支援費負担金 5,310,000 円]

[国委：遺族及び留守家族等援護事務委託金 24,000 円]

○ 目的

中国残留邦人等の置かれている特別な事情を鑑み、老後の生活の安定、地域でのいきいきとした暮らしを支援する。

○ 内容

- ・中国残留邦人支援給付金 6,905,000 円
永住帰国した中国残留邦人等のうち、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない人に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する支援給付を行う。給付の種類には、生活支援給付・住宅支援給付・医療支援給付・介護支援給付等(国負担率 3/4)と、配偶者支援給付(国負担率 4/4)がある。取手市支援者数は4世帯5人(令和3年12月末現在)。

[担当：障害福祉課] P. 112

3101 特定疾病療養者見舞金支給に要する経費 17,360,000 円 (17,300,000 円)

[その他 8,680,000 円 一財 8,680,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 8,680,000 円]

○ 目的

見舞金を支給することにより療養者本人、家族の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

原因不明により治療方法が未確立なため、その治療期間が長期にわたるもので、茨城県の医療費公費負担制度適用疾病(指定難病は令和3年11月より338疾患)の療養者で、継続的に入院・通院している方を対象に見舞金(年額20,000円)を支給する。

・ 扶助費 @20,000円×868人=17,360,000円

[担当：健康づくり推進課] P. 112

3401 健康づくり推進事業に要する経費 4,176,000円 (4,929,000円)

[その他 3,478,000円 一財 698,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金:介護保険特別会計繰入金 2,078,000円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 1,400,000円]

○ 目的

子どもから高齢者まで、健康で幸せに暮らせる「スマートウェルネスとりで」の実現を目指し、健康等に関する様々な事業を実施することで、市民全体の健康づくりを推進する。また、介護保険特別会計の保険者機能強化推進交付金を活用し、高齢者の自立支援や重度化防止等に資する取組を支援する。

○ 内容

・ 講師謝礼 277,000円

フィットネスクラブ利用促進事業の参加者を対象に実施する体組成測定会において、測定結果に基づく評価・アドバイスを行う専門職への謝礼等。

・ 健康づくり体験イベント委託料 682,000円

年齢や運動の得手不得手にかかわらず楽しむことができる健康づくり体験イベントの実施委託料。

・ 健康づくり応援補助金 2,000,000円

市内のフィットネスクラブ等に新規入会し、健康づくりに取り組む市民を支援する。

[担当：健康づくり推進課] P. 113

4201 ウェルネスプラザ管理運営に要する経費 120,917,000円 (120,921,000円)

[国・県 7,532,000円 一財 113,385,000円]

* 特財積算根拠

[国補:子ども・子育て支援交付金 3,766,000円]

[県補:子ども・子育て支援交付金 3,766,000円]

○ 目的

市民交流支援・健康づくり支援・子育て支援施策を展開する中核的施設として、取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの管理運営を行い、市民の健康づくり施策の推進と持続可能な中心市街地の活性化を図る。

○ 内容

- ・ ウェルネスプラザ指定管理料 118,700,000 円
取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの指定管理料。
指定管理期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日。
指定管理者はとりで健幸づくりパートナーズ（代表構成員：シダックス大新東
ヒューマンサービス株式会社、構成員：コナミスポーツ株式会社）
- ・ 土地借上料 2,160,000 円
取手ウェルネスプラザ第3駐車場の土地借上料。

[担当：社会福祉課] P.114

4301 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費 29,515,000 円 (29,528,000 円)

[国・県 13,875,000 円 一財 15,640,000 円]

* 特財積算根拠

[国負:生活困窮者自立相談支援費負担金 13,875,000 円]

○ 目的

生活困窮者自立支援法に基づき、様々な問題を抱え経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある、生活困窮者を早期に把握し、生活保護に至る前の段階から支援を行う。国負担率3/4(人口規模等により国庫負担に上限額がある)。

○ 内容

地域の実情に合った支援体制を築き上げることにより、生活困窮状態から早期自立を支援する「生活困窮者自立支援制度」のうち、必須事業である自立相談支援事業を委託により行う。

配置人員(主任相談支援員1名・相談支援員1名・就労支援員1名)

委託費内訳

- | | |
|----------|--------------|
| ・ 人件費 | 24,578,000 円 |
| ・ 事業費 | 435,000 円 |
| ・ 事務費 | 2,968,000 円 |
| ・ 退職共済掛金 | 1,534,000 円 |

[担当：社会福祉課] P.114

4401 生活困窮者住居確保給付事業に関する経費 414,000 円 (414,000 円)

[国・県 310,000 円 一財 104,000 円]

* 特財積算根拠

[国負:生活困窮者住居確保給付費負担金 414,000 円×3/4≒310,000 円]

○ 目的

生活困窮者自立支援法に基づき、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住居を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。国負担率3/4。

○ 内容

生活困窮者自立相談支援事業のうち必須事業である住居確保給付金の支給を行う。
賃貸住宅入居者が対象で家賃を原則3ヶ月給付する。

給付額 単身世帯 上限 35,400 円
複数世帯 42,000 円から

[担当：社会福祉課] P.114

4402 新型コロナウイルス感染症対策経費 4,594,000 円 (3,969,000 円)

[国・県 3,445,000 円 一財 1,149,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：生活困窮者住居確保給付費負担金(感染症対応分)

4,593,600 円×3/4≒3,445,000 円]

○ 目的

生活困窮者自立支援法に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、離職及び減収した者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住居を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会の確保に向けた支援を行う。国負担率 3/4。

○ 内容

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、離職及び減収した者に対して生活困窮者自立相談支援事業のうち必須事業である住居確保給付金の支給を行う。

賃貸住宅入居者が対象で家賃を原則 3 ヶ月給付する。

給付額 単身世帯 上限 35,400 円
複数世帯 42,000 円から

[担当：社会福祉課] P.114

4501 めくもり学習支援事業に要する経費 1,623,000 円 (1,642,000 円)

[国・県 811,000 円 一財 812,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：めくもり学習支援事業費補助金 1,623,000 円×1/2≒811,000 円]

○ 目的

生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の小学校 3 年生から中学校 3 年生までの子どもたちに対し、学習支援や子どもたちの悩み、進学に関する助言等を行い、子どもたちの学習意欲の向上を図る。

○ 内容

「生活困窮者自立支援制度」のうち、任意事業である学習支援事業を委託により行う。

委託費内訳

| | |
|------|-----------|
| ・人件費 | 929,000 円 |
| ・事業費 | 553,000 円 |
| ・事務費 | 141,000 円 |

[担当：社会福祉課] P. 114

4601 ひきこもり対策推進事業に要する経費 1,712,000 円 (1,712,000 円)

[国・県 855,000 円 一財 857,000 円]

*特財積算根拠

[国補:ひきこもり支援推進事業補助金 1,711,279 円×1/2≒855,000 円]

○ 目的

ひきこもり支援に対する第一次相談窓口としての機能を充実・強化し、家族や本人に対するきめ細やかな支援を行う。

○ 内容

ひきこもり支援の特性として、個々の事情に対する支援には専門性が必要であり、経験と実績のある2団体にアドバイザーとして助言を受けつつ、相談のスキルを高めるとともに支援内容の充実を図り、関係機関と連携し必要な支援を行う。

・ひきこもり相談支援業務委託料 1,712,000 円

[担当：社会福祉課] P. 115

4901 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金給付事業に要する経費

39,757,000 円 (0 円)

[国・県 39,746,000 円 その他 11,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費補助金

35,760,000 円]

[国補:新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事務費補助金 3,986,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 11,000 円]

○ 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮する世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、令和4年3月までに支給決定した者に対して同年4月から6月の3か月間、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給する。国補助率 10/10。

○ 内容

令和4年3月までに生活困窮者自立支援金の支給を決定した者に対して3か月の間に生活困窮者自立支援金を毎月給付する。

- ・報酬（会計年度任用職員2名分） 813,000 円
- ・職員手当等 977,000 円
- ・共済費 175,000 円
- ・旅費 75,000 円
- ・需用費 180,000 円
- ・役務費 184,000 円
- ・委託料 1,593,000 円
- ・負・補・交（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金） 35,760,000 円
内訳) 【単身世帯】 @60,000 円×3 月×92 名=16,560,000 円
【2人世帯】 @80,000 円×3 月×45 名=10,800,000 円

【3人以上世帯】 @100,000円×3月×28名=8,400,000円

[担当：高齢福祉課] P.116

5601 成年後見制度利用促進に要する経費 7,187,000円(7,714,000円)

[一財 7,187,000円]

○ 目的

成年後見制度利用促進法に基づき、権利擁護支援が必要な人の早期発見と早期支援を目的に、成年後見制度の利用促進を図る。

○ 内容

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年度から8年度までの5カ年計画）に基づき、取手市における第二期成年後見制度利用促進基本計画を策定するため、「取手市成年後見制度利用促進審議会」を開催する。

また、利用者や後見人等の相談窓口となり、家庭裁判所など関係機関同士の調整役を担う「中核機関」の機能の一部を取手市社会福祉協議会（成年後見サポートセンター）に委託する。

- ・成年後見制度利用促進審議会委員報酬 6,700円×1人×4回 = 26,800円
6,300円×14人×4回=352,800円
- ・中核機関運営委託料 6,755,000円

1 社会福祉費 2 障害者福祉費

[担当：障害福祉課] P.118

2701 障害者福祉センターつつじ園管理運営に要する経費

40,678,000円(36,181,000円)

[国・県 117,000円 一財 40,561,000円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 79,000円]

[県補：地域生活支援事業補助金 38,000円]

○ 目的

在宅の障害者(主に知的障害者対象)の方に就労訓練、生活訓練及び生活介護を提供し、身辺自立・社会参加の促進を図るとともに、宿泊施設を備えることで冠婚葬祭等により介護者が介護できないときの支援(夜間支援)を行う。

また、障害者の地域生活支援促進のために日中の居場所、創作的活動の機会の提供、日常生活の相談支援や地域交流を行う「地域活動支援センター事業」を実施する。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、令和4年度から令和7年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

- ・委託料
 - 障害者福祉センターつつじ園指定管理料 40,660,000円
 - 内訳) 障害福祉サービス等 34,732,000円
 - 地域生活支援事業 生活訓練等事業(夜間支援) 272,000円
 - 地域生活支援事業 地域活動支援センター事業 5,656,000円

・火災保険料 18,000 円

[担当：障害福祉課] P.118

2801 障害者福祉センターふじしろ管理運営に要する経費

15,169,000 円 (9,866,000 円)

[その他 283,000 円 一財 14,886,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：商工会藤代支所光熱水費使用料 283,000 円]

○ 目的

在宅の障害者(主に知的障害者対象)の方に自立訓練(生活訓練)や就労訓練を提供し、自立した日常生活を営むために必要な訓練、就労の機会や生産活動の提供、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行う。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、令和4年度から令和7年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・委託料

障害者福祉センターふじしろ指定管理料 15,162,000 円

・火災保険料

7,000 円

[担当：障害福祉課] P.118

2901 障害者福祉センターあけぼの管理運営に要する経費

20,329,000 円 (20,329,000 円)

[国・県 1,290,000 円 一財 19,039,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：地域生活支援事業補助金 870,000 円]

[県補：地域生活支援事業補助金 420,000 円]

○ 目的

在宅の障害者(主に身体障害者対象)の方に生活介護及び機能訓練を提供するとともに、地域活動支援センターⅡ型を併設することで創作的活動、レクリエーション、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施し障害者の身辺自立・社会参加の促進を図る。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害者福祉施設であり、令和4年度から令和7年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

・委託料

障害者福祉センターあけぼの指定管理料 20,329,000 円

内訳) 障害福祉サービス等 11,329,000 円

地域生活支援事業 地域活動支援センターⅡ型事業 9,000,000 円

[担当：障害福祉課] P.118

3201 特別障害者援護に要する経費 20,522,000 円 (20,700,000 円)

[国・県 15,381,000 円 一財 5,141,000 円]

* 特財積算根拠

[国負:特別障害者手当給付費 20,508,000 円×3/4=15,381,000 円]

○ 目的

在宅の常時特別な介護(児童にあつては常時の介護)を必要とする重度障害者の方に、その重度の障害ゆえに生ずる特別の負担の一助として手当を支給することにより、重度障害者の経済的負担の軽減を図る。

○ 内容

- ・特別障害者手当 27,350 円×38 人×12 月=12,471,600 円
- ・障害児福祉手当 14,880 円×41 人×12 月= 7,320,960 円
- ・福祉手当(経過措置) 14,880 円× 4 人×12 月= 714,240 円
年 4 回支給
5 月(2~4 月分)、8 月(5~7 月分)、11 月(8~10 月分)、2 月(11~1 月分)に支給
- ・通信運搬費 14,000 円

[担当:障害福祉課] P.119

3301 介護給付費等に関する経費 1,867,301,000 円 (1,760,214,000 円)

[国・県 1,396,500,000 円 一財 470,801,000 円]

* 特財積算根拠

[国負:自立支援給付費負担金 1,862,000,000 円×1/2=931,000,000 円]

[県負:自立支援給付費負担金 1,862,000,000 円×1/4=465,500,000 円]

○ 目的

障害者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、全国共通の基準により障害の種類や程度、介護者の状況などを踏まえ支給決定される障害福祉サービスについて、自立支援給付費として支給することにより、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

- ・障害者給付審査会委員報酬 1,127,000 円
会長 @17,000 円×1 人×7 回= 119,000 円
委員 @16,000 円×9 人×7 回=1,008,000 円
- ・障害者給付審査会委員費用弁償 56,000 円
- ・扶助費(自立支援給付費) 1,862,000,000 円
介護給付費 976,000,500 円

| | | |
|--------|-----------------|-------|
| 居宅介護 | (82,300,000 円) | 137 人 |
| 行動援護 | (203,000 円) | 2 人 |
| 重度訪問介護 | (29,500 円) | 1 人 |
| 同行援護 | (12,855,000 円) | 10 人 |
| 療養介護 | (10,911,000 円) | 4 人 |
| 生活介護 | (679,110,000 円) | 276 人 |
| 短期入所 | (12,052,000 円) | 130 人 |
| 施設入所支援 | (178,540,000 円) | 109 人 |
- 訓練等給付費 826,198,000 円

| | | |
|--------|-----------------|-------|
| 共同生活援助 | (209,649,000 円) | 124 人 |
|--------|-----------------|-------|

| | | |
|------------------|----------------|-----------------|
| 宿泊型自立訓練 | (6,730,000円) | 4人 |
| 自立訓練(機能) | (1,960,000円) | 2人 |
| 自立訓練(生活) | (32,103,000円) | 14人 |
| 就労移行支援 | (85,072,000円) | 44人 |
| 就労継続支援A型 | (183,825,000円) | 118人 |
| 就労継続支援B型 | (299,250,000円) | 201人 |
| 就労定着支援 | (7,609,000円) | 22人 |
| 計画相談支援給付費 | 31,801,500円 | |
| 特定障害者特別給付費 | 27,450,000円 | |
| 高額障害福祉サービス等給付費 | 550,000円 | |
| ・消耗品費 | 267,000円 | |
| ・通信運搬費 | 34,000円 | |
| ・自立支援システム使用料 | 126,000円 | |
| ・請求審査サポートソフト使用料 | 951,000円 | |
| ・給付審査会医師意見書文書料 | 936,000円 | (新規者・継続者 190人分) |
| ・障害支援区分認定調査業務委託料 | 14,000円 | |
| ・国保連支払審査手数料 | 1,790,000円 | |

[担当：障害福祉課] P.119

3302 自立支援医療に関する経費 58,027,000円 (57,027,000円)

[国・県 43,500,000円 一財 14,527,000円]

* 特財積算根拠

[国負：自立支援医療給付費負担金 58,000,000円×1/2=29,000,000円]

[県負：自立支援医療給付費負担金 58,000,000円×1/4=14,500,000円]

○ 目的

更生医療 身体障害者(身体障害者手帳所持者)で、その障害を除去・軽減する手術等の治療に対して提供される、更生のために必要な医療費を支給する。(対象となる医療行為の制限あり。)

育成医療 18歳未満の障害児(身体に障害のある方に限る)で、その障害を除去・軽減する手術等の治療に対して提供される、生活の能力を得るために必要な医療費を支給する。(対象となる医療行為の制限あり。)

療養介護 療養介護に係る介護給付費を受けた障害者で、病院や施設等で機能訓練や介護等を受けている場合に、医療に要した費用を支給する。

○ 内容

免疫療法(HIV、腎臓、肝臓移植手術後の免疫療法)、心臓手術、腎臓移植術、関節形成手術、角膜手術、人工透析、人工関節手術等の医療費について支給する。

・更生医療給付費 53,892,000円

| | |
|-----------|------------------------------|
| 内訳) 生保透析者 | 300,000円×10人×12月=36,000,000円 |
| 生保免疫者 | 280,000円×2人×6月=3,360,000円 |
| 一般透析者 | 134,000円×5人×12月=8,040,000円 |
| 一般免疫者 | 50,000円×13人×6月=3,900,000円 |

- 一般肝臓・腎臓免疫者 27,000 円× 8 人×12 月= 2,592,000 円
- ・ 育成医療給付費 1,490,000 円
 - 内訳) 肢体不自由児 132,000 円×3 人 =396,000 円
 - 咀嚼機能障害 7,000 円×2 人×12 月=168,000 円
 - 心臓機能障害 200,000 円×4 人 =800,000 円
 - 肝臓機能障害 8,000 円×1 人×12 月= 96,000 円
 - 泌尿器機能障害 30,000 円×1 人 = 30,000 円
- ・ 療養介護医療費 2,617,200 円
 - 重度障害者療養介護分 72,700 円×3 人×12 月=2,617,200 円
- ・ 審査支払手数料 27,000 円

[担当：障害福祉課] P. 120

3303 補装具費に関する経費 20,000,000 円 (20,000,000 円)

[国・県 15,000,000 円 一財 5,000,000 円]

* 特財積算根拠

[国負:自立支援補装具費負担金 20,000,000 円×1/2=10,000,000 円]

[県負:自立支援補装具費負担金 20,000,000 円×1/4= 5,000,000 円]

○ 目的

身体障害者手帳所持者及び難病の方に、身体の失われた部分や障害のある部分を補って、日常生活や働くことを容易にする用具の交付もしくは修理を行い、身体障害者の福祉の向上を図る。

○ 内容

- ・ 補装具交付及び修理費 20,000,000 円
 - 義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、歩行器及び重度障害者用意思伝達装置等が交付及び修理対象品目である。

[担当：障害福祉課] P. 120

3304 地域生活支援事業に関する経費 56,318,000 円 (58,198,000 円)

[国・県 22,999,000 円 一財 33,319,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:地域生活支援事業補助金 15,506,000 円]

[県補:地域生活支援事業補助金 7,493,000 円]

○ 目的

障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ効果的、効率的に柔軟な事業形態による事業を実施し、障害者の福祉の増進を図る。

○ 内容

〈報償費〉

- ・ 自立支援協議会委員謝礼 2,000 円×25 人×4 回=200,000 円
 - 自立支援協議会は、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関の連携を図り支援体制の整備を行う。

- ・あいサポートメッセージ謝礼 1,000円×15人=15,000円
あいサポートメッセージがあいサポーター研修を実施した場合に謝金を支給する。

〈手数料〉

- ・成年後見制度利用支援事業(市長による後見開始の審判の申立)
申立鑑定料 100,000円×3人×1.10=330,000円
申立診断書 10,000円×3人×1.10= 33,000円
申立収入印紙、連絡用切手代 24,000円

〈委託料〉

- ・意思疎通支援事業委託料 945,000円
手話通訳者や要約筆記者の派遣を委託し、障害者の意思疎通の円滑化を図る。
手話通訳者・要約筆記者派遣費用 447,600円
通訳者派遣事務費 2,000円×8件×12月=192,000円
通訳者派遣交通費 1,587円×16件×12月=304,704円
- ・手話通訳者報酬(1名・報酬・交通費を含む) 403,680円
意思疎通の合理的配慮として聴覚障害のある方と、職員とのコミュニケーションをサポートする手話通訳者を配置することにより、円滑な行政サービスの提供と市民サービスの向上を図る。
- ・精神障害者家族等相談員事業委託料
精神障害者及びその家族等の相談を対象とした相談員委託事業で、家族等への必要な援助を行う。
精神障害者家族等相談員事業委託料 20,000円×3人=60,000円
- ・地域活動支援センター事業委託料 4,931,000円
地域活動支援センターとは、障害者等が通う場であり、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の場として運営されるものである。I型は専門職員を配置し相談支援事業を併せて実施するとともに医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障害に対する理解促進を図るための普及啓発事業を行う。
(委託先)地域活動支援センター I型「いなしきハートフルセンター」
竜ヶ崎保健所管内の5市2町(守谷市、取手市、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、利根町、河内町)で委託している。負担割合は人口割、利用者割等により決定される。
- ・生活支援(生活訓練等)事業委託料 50,000円
精神障害者の社会復帰と自立、社会参加の促進を図るため、創作的活動又は生産活動の機会の提供、日常的な相談への対応や地域交流活動等を行う。
(委託先)地域活動支援センター クローバ柏

〈負担金、補助及び交付金〉

- ・地域身体障害者スポーツ大会負担金 60,000円
6市1町1村(取手市、つくばみらい市、牛久市、龍ヶ崎市、美浦村、阿見町、稲敷市、かすみがうら市)で持ち回り開催するスポーツ大会負担金で各市町村同額
- ・社会参加促進事業補助金 778,000円
社会福祉協議会の取手市総合ボランティア支援センターの行う手話奉仕員、要約筆

記奉仕員、点訳奉仕員の養成事業、点字・声の広報等発行事業、ボランティア活動支援事業に対する補助金

・成年後見制度利用支援事業

後見人等報酬助成金 984,000 円

在宅 28,000 円×1 人×12 月=336,000 円

入所 18,000 円×3 人×12 月=648,000 円

〈扶助費〉

・日常生活用具給付 23,200,000 円

ストマ用装具 18,658,000 円 その他の日常生活用具 4,542,000 円

ストマ用装具、電気式痰吸引器、入浴補助用具、聴覚障害者用通信装置などを給付し日常生活の利便を図る。

・自動車改造費助成 100,000 円

100,000 円×1 件

・自動車運転免許取得費助成 100,000 円

100,000 円×1 件

・移動支援 5,500,000 円

屋外での移動が困難な視覚障害者、全身性障害者、知的障害者及び精神障害者の方に、外出の際の移動を支援する。

・日中一時支援 16,000,000 円

日中において監護する者がいないため一時的に見守り等の支援が必要な障害者の方に活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を得られるようにする。

・訪問入浴サービス 2,200,000 円

自宅において入浴することが困難な重度障害者の方に、移動入浴車によるサービスを提供し、重度障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

[担当：障害福祉課] P.122

3801 合理的配慮の提供支援事業に要する経費 450,000 円（450,000 円）

[一財 450,000 円]

○ 目的

障害のある人への差別をなくし、障害のある人もない人も、ともに暮らしやすいまちづくりを進めるため、合理的配慮を提供するための費用を助成する。

○ 内容

・合理的配慮提供支援助成金 450,000 円

助成額は対象経費全額とし、上限額はコミュニケーションツールの作成助成金は 10,000 円、物品購入助成金は 50,000 円、段差の解消等の改修工事助成金は 100,000 円。

(内訳)

コミュニケーションツールの作成助成金 10,000 円×5 件= 50,000 円

物品購入助成金 50,000 円×4 件=200,000 円

段差の解消等の改修工事助成金 100,000 円×2 件=200,000 円

1 社会福祉費 3 老人福祉費

[担当：高齢福祉課] P. 123

2202 緊急通報システム事業に関する経費 11,233,000 円 (11,067,000 円)

[その他 1,223,000 円 一財 10,010,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金:緊急通報システム設置費負担金 1,223,000 円]

○ 目的

在宅の病弱なひとり暮らし高齢者等の世帯へ突発的な災害、急病、事故等の緊急事態に早急な通報ができる緊急通報装置を貸与し、緊急時の救助活動を迅速にすることで、高齢者やその家族等の不安を軽減する。緊急通報装置は、自身でボタンを押して通報する機能のほかに、自動通報機能の火災報知器、安否センサー、相談ボタンによる医師や看護師、専門の相談員などへ常時相談ができる機能を有している。

○ 内容

| | |
|----------------|------------------------------------|
| 緊急通報システム使用料 既存 | 1,800×1.10×460 台×12 月=10,929,600 円 |
| 新設 | 1,800×1.10× 7 台×12 月= 166,320 円 |

[担当：高齢福祉課] P. 124

2204 高齢者等移動支援事業に関する経費 14,438,000 円 (13,593,000 円)

[その他 5,260,000 円 一財 9,178,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 5,260,000 円]

○ 目的

介護保険の要支援、要介護の方などの移動制約者に外出促進、閉じこもり防止のため、移送団体やタクシーを利用した際に使える、初乗り運賃相当額を助成する利用券を交付するとともに、移送団体に対して助成を行うことで、サービスの充実を図る。

○ 内容

・移送サービス及びタクシー利用料助成事業

移動制約者の外出促進と閉じこもり防止を図るため、道路運送法により登録した団体が行う移送サービスについて、市県民税非課税の方が利用した際の利用料の一部を市が助成する。

移送団体利用券 700 円×800 件×12 月=6,720,000 円

移送団体・タクシー共通利用券 740 円×430 件×12 月=3,818,400 円

・福祉車両点検整備費補助事業 540,000 円

・移送サービス介助等補助金

移動支援の際の介助及び迎車に対し、費用の一部を助成する。

300 円×800 件×12 月=2,880,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 125

2206 愛の定期便事業に関する経費 312,000 円 (308,000 円)

[一財 312,000 円]

○ 目的

ひとり暮らし高齢者を訪問して、乳酸菌飲料の配布及び安否の確認をすることにより、健康の保持及び孤独感の解消を図る。

○ 内容

外出の機会が少なく閉じこもりがちになっている 65 歳以上のひとり暮らし高齢者宅に、乳酸菌飲料を配布しながら安否確認を行う。最大週 3 回(月・水・金)利用者負担なし。

乳酸菌飲料業者配達 月・水曜日 78 円×2 本×95 日×16 人=237,120 円

社協ヘルパー配達 金曜日 40 円×2 本×50 日×18 人= 72,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 125

2208 お休み処に関する経費 4,867,000 円 (3,451,000 円)

[一財 4,867,000 円]

○ 目的

ふれあいの場を提供することで、高齢者と地域の人々とのつながりを強め、高齢者の見守り、孤独感の解消を図る。

○ 内容

取手市内にある空き店舗を利用し、地域の人が気軽に立ち寄れる喫茶スペースを提供する。運営にあたっては運営団体との協働のもと、支援員の配置等の運営支援を行う。

・お休み処施設賃借料(家賃・共益費)

戸頭 56,730 円×12 月=680,760 円

井野 50,640 円×12 月=607,680 円

・会計年度任用職員報酬

戸頭お休み処 1,671,978 円

井野お休み処 1,563,408 円

[担当：高齢福祉課] P. 125

2301 敬老祝金支給に要する経費 7,314,000 円 (6,841,000 円)

[その他 3,500,000 円 一財 3,814,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 3,500,000 円]

○ 目的

高齢者に対し、敬老祝金を支給し、長寿を祝福するとともに、市民の敬老思想の高揚を図る。

○ 内容

支給対象年齢は 88 歳と 99 歳以上の高齢者で、支給額は一律 10,000 円。

敬老祝金 7,000,000 円 88 歳 10,000 円×580 人= 5,800,000 円

99 歳以上 10,000 円×120 人= 1,200,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 126

2701 シルバー人材センター助成に要する経費 32,200,000 円 (32,200,000 円)

[その他 9,002,000 円 一財 23,198,000 円]

＊ 特財積算根拠

[諸収入:シルバー人材センター貸付金元利収入 9,002,000 円]

(1) 取手市シルバー人材センター補助金 23,100,000 円

○ 目的

高齢者のライフスタイルに合わせた就業を提供するとともに、社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献する。

○ 内容

受託事業等を実施するための技能講習会、事務費及び職員の人件費。

受託事業 植木の手入れ、襖・障子の張替え、清掃、草刈り、施設管理、
家事手伝い、一般事務 他

(2) 取手市シルバー人材センター貸付金 9,000,000 円

○ 目的

取手市シルバー人材センターの円滑な事業運営に資することを目的に、配分金(会員の仕事の対価)等の資金を貸し付ける。

○ 内容

取手市シルバー人材センターでは、市内一般家庭・企業、取手市等の公共団体からさまざまな仕事を受注しており、毎月の就業を月末で締め切り、翌月 15 日に会員へ配分金の支払いを行っている。円滑に配分金が支払えるよう、運営資金を貸し付ける。

[担当：高齢福祉課] P.126

2801 あげぼの管理運営に関する経費 37,370,000 円 (37,456,000 円)

[一財 37,370,000 円]

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応じる。

○ 内容

入浴施設と充実した趣味教室活動が、高齢者の生きがい増進の場として利用されている。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は取手市社会福祉協議会で、指定管理契約期間は令和 4 年度から令和 7 年度の 4 年間。

・指定管理料 37,352,000 円

[担当：高齢福祉課] P.126

2802 かたらいの郷管理運営に関する経費 35,790,000 円 (34,821,000 円)

[その他 870,000 円 一財 34,920,000 円]

＊ 特財積算根拠

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 870,000 円]

○ 目的

高齢者の生きがいの増進と利用者の世代間の交流を図る。

○ 内容

世代間の交流、教養の向上、高齢者の生きがいの増進、ボランティア活動の推進等。

大浴場を中心に利用されている。

指定管理料は施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は日本環境マネジメント株式会社で、指定管理契約期間は令和2年度から令和6年度の5年間。

- ・指定管理料 34,800,000 円
- ・循環ろ過装置ろ材交換修繕 968,990 円

[担当：高齢福祉課] P. 127

2804 さくら荘管理運営に関する経費 30,672,000 円 (31,343,000 円)

[一財 30,672,000 円]

○ 目的

老人福祉法に定める老人福祉センターとして、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの提供を目的とする。また、高齢者に関する各種の相談に応じる。

○ 内容

入浴施設と充実した趣味教室活動が、高齢者の生きがい増進の場として利用されている。

指定管理料は、施設管理運営に係る光熱水費、人件費、設備維持管理費が主な内訳である。指定管理者は取手市社会福祉協議会で、指定管理契約期間は令和4年度から令和7年度の4年間。

- ・指定管理料 30,355,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 128

3801 高齢者の健康増進に要する経費 798,000 円 (909,000 円)

[一財 798,000 円]

○ 目的

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、人と人とのつながりを通じて、地域づくりを推進するとともに、介護予防を推進することを目的とする。

○ 内容

社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動を実施する団体に対して、補助金を交付する。

- ・公募補助事業（取手市みんなの補助金）
 - プラチナ健康教室事業補助金 450,000 円
 - 介護予防及び社会参加支援事業補助金 348,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 129

6301 小貝川三次元プロジェクト事業に要する経費 7,010,000 円 (7,023,000 円)

[一財 7,010,000 円]

○ 目的

小貝川の恵まれた自然環境の中で、「水・陸・空」の三次元を活用した高齢者の介護予防・障害者の支援・子育て支援を推進する。

○ 内容

ポニーによる乗馬、Eボート、カヌーなどのアウトドア活動を通じての介護予防と障害

者支援、子育て支援と総合学習支援等を行う。

| | |
|-------------------|------------|
| 小貝川三次元プロジェクト運営補助金 | 4,000,000円 |
| 小貝川生き生きクラブ運営委託料 | 3,000,000円 |

[担当：高齢福祉課] P.130

6501 在宅医療・介護連携推進事業に要する経費 1,020,000円 (1,020,000円)

[一財 1,020,000円]

○ 目的

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とする。

○ 内容

公益社団法人取手市医師会に委託し、切れ目のない在宅医療及び在宅介護の提供体制を構築するため、地域の医療・介護関係者の情報共有を支援する。

| | |
|------------------|------------|
| 在宅医療・介護連携システム委託料 | 1,020,000円 |
|------------------|------------|

1 社会福祉費 5 医療福祉費

[担当：国保年金課] P.131

0501 医療福祉事務に要する経費 19,326,000円 (15,859,000円)

[国・県 5,396,000円 その他 7,000円 一財 13,923,000円]

* 特財積算根拠

[県補：医療福祉事務費 10,792,000円×1/2=5,396,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 7,000円]

○ 目的

医療福祉費支給事務の効率的な実施を図る。

○ 内容

| | |
|------------------------|-------------------|
| ・ 審査支払手数料 マル福分 (国保連合会) | 4,222,800円 |
| (支払基金) | 4,970,800円 (調剤以外) |
| (支払基金) | 1,599,600円 (調剤) |
| ぬくもり分 (国保連合会) | 282,900円 |
| (支払基金) | 1,535,100円 (調剤以外) |
| (支払基金) | 446,400円 (調剤) |
| ・ 求償事務手数料 | 40,000円 |
| ・ 国保連合会共同電算処理委託料 | 1,872,000円 |

[担当：国保年金課] P.131

0601 医療福祉費助成に要する経費 618,360,000円 (606,760,000円)

[国・県 245,210,000円 その他 91,191,000円 一財 281,959,000円]

* 特財積算根拠

[県補：(医療福祉医療費 544,860,000円－高額療養費返納金 54,439,000円) ×1/2
≒245,210,000円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 36,750,000 円]

[諸収入:高額療養費返納金 54,439,000 円]

[諸収入:第三者行為返納金等 1,000 円]

[諸収入:その他返納金 1,000 円]

○ 目的

0歳児から18歳(高校生相当年齢)・母子家庭の母子・父子家庭の父子・妊産婦・重度心身障害者の方々に対して、公費で医療費の一部を負担し、住民福祉の向上を図る。

茨城県の医療福祉費支給制度(小児マル福)で支給制限を受ける0歳児から18歳(高校生相当年齢)までを対象に、保険診療分にかかる医療費の一部を取手市が独自に負担する「ぬくもり医療支援事業」を実施している。

○ 内容

疾病や負傷等に関する診療・調剤費・柔道整復師の施術及び補装具等に対する医療費等の扶助を行う。

1 社会福祉費 6 国民年金費

[担当:国保年金課] P.132

0501 国民年金事務に要する経費 613,000 円 (588,000 円)

[国・県 613,000 円]

* 特財積算根拠

[国委:国民年金事務委託金 613,000 円]

○ 目的

国民年金制度は、老後の安定した生活基盤を築くために、国民が保険料を出し合いお互いを支えあう制度である。老後の所得保障だけでなく万一病気やケガで重い障害が残った場合の障害基礎年金や家計の大黒柱である世帯主等を失ったときに遺族基礎年金が支給される公的年金制度で、国から法定受託事務として行っている。

○ 内容

公的年金制度は、国民年金と厚生年金に分かれ、国民年金は、日本国内に住む20歳から60歳までのすべての方が加入することになっているため、加入者への納付意識の向上を働きかけ、将来の年金受給資格期間の確保に努める。

| | | |
|------------|------------------|-----------|
| ・ 需用費 | 年金パンフレット購入費 | 89,320 円 |
| ・ 役務費 | 年金事務センター報告書通信運搬費 | 93,600 円 |
| ・ 使用料及び賃借料 | 年金端末機使用料 | 373,000 円 |

2 児童福祉費 1 児童福祉総務費

[担当:子育て支援課] P.133

0601 保育事務に要する経費 2,237,000 円 (675,000 円)

[一財 2,237,000 円]

○ 目的

教育・保育給付費等クラウドサービスの導入により、施設型給付の加算申請に係る対面式のヒアリングの廃止、ペーパーレス化等により新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を図る。

○ 内容

施設等利用給付の基本額の基礎となる職員配置状況や園児の入園状況の報告、加算に係る資料提出、当課職員とのヒアリング、申請の確認や実績報告等の事務をクラウド上で行う。

[担当：障害福祉課] P.134

2001 こども発達センター管理運営に要する経費 37,455,000円(38,688,000円)

[一財 37,455,000円]

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童(概ね就学前)とその親を対象に、児童福祉法による児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業を提供し、基本的な生活習慣や対人関係を育み、心身の発達を促すことを目的とする。

○ 内容

指定管理者制度により運営する障害児福祉施設であり、令和4年度から令和7年度まで取手市社会福祉協議会が運営を行う。

通園部門(単独通園、親子通園)、専門職指導(作業療法、言語療法、心理指導など)、相談部門(発達相談、就学相談)を三本柱として専門的な療育を行う。

その他の事業として、こども発達センターの継続利用者で小学校2年生までを対象に、放課後等デイサービス事業を行う。

また、平成30年度から障害福祉サービスの保育所等訪問支援事業を開始し、障害児支援体制の充実を図る。

・委託料

こども発達センター指定管理料 37,435,000円

・火災保険料 20,000円

[担当：子育て支援課] P.134

2101 家庭児童相談室に要する経費 7,471,000円(7,406,000円)

[国・県 164,000円 その他 52,000円 一財 7,255,000円]

* 特財積算根拠

[国補:子ども・子育て支援交付金 82,000円]

[県補:子ども・子育て支援交付金 82,000円]

[負担金:子育て支援短期利用者負担金 34,000円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 18,000円]

○ 目的

家庭における適正な養育、その他児童福祉の向上を図るよう、相談、援助を行う。

○ 内容

相談業務に携わる家庭相談員の経費及び事務経費。保護者が病気等により児童の養育に困難が生じた場合に養育を代行する子育て支援事業の経費。

[担当：子育て支援課] P.135

2801 児童扶養手当に要する経費 335,982,000円(346,286,000円)

[国・県 111,836,000円 一財 224,146,000円]

* 特財積算根拠

[国負：児童扶養手当負担金 335,510,400円×1/3≒111,836,000円]

○ 目的

父母の離婚等により父又は母と生計をともにしていない児童の父・母又は両親にかわってその児童を養育している方に対し、児童の健やかな成長と福祉の増進を図るため手当を支給する。

○ 内容

支給対象：父母の離婚等で父又は母と一緒に生活していない18歳に達した最初の3月31日までの児童(心身におおむね中度以上の障害がある場合は20歳未満)を監護している父・母または両親にかわって養育している方(所得制限あり)

全部支給の場合

| 対象児童数(人) | 月額(円) |
|----------|-------------------------------|
| 1 | 43,160 (令和4年4月支給額変更43,070) |
| 2 | 53,350 (令和4年4月支給額変更53,240) |
| 3 | 59,460 (令和4年4月支給額変更59,340) |

※ 3人目以降は、6,110円(令和4年4月からは6,100円)ずつ加算

一部支給の場合 月額43,060円から10,160円まで段階的に支給する。

手当支給月は、5月、7月、9月、11月、1月、3月で年6回支給する。

対象者数：全部支給370人、一部支給310人、2子加算240人、3子以降加算70人、13条の2(年金併給)9人

[担当：子育て支援課] P.136

3001 要保護児童対策事業に要する経費 334,000円(335,000円)

[国・県 180,000円 一財 154,000円]

* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 90,000円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 90,000円]

○ 目的

取手市要保護児童対策地域協議会の運営と、要保護児童等の早期発見、早期支援、適切な保護を行う。

○ 内容

要保護児童対策地域協議会を調整運営するための経費。児童虐待等の問題を抱える家庭に対する養育の相談支援訪問の委託費。児童虐待防止の啓発活動の印刷製本費・消耗品費。

[担当：子育て支援課] P.136

3201 児童療育システムに関する経費 3,609,000円 (3,344,000円)

[国・県 1,392,000円 一財 2,217,000円]

* 特財積算根拠

[国補:地域生活支援事業補助金 939,000円]

[県補:地域生活支援事業補助金 453,000円]

○ 目的

発達に支援が必要な児童とその保護者を支えるため、早期発見から療育、保育、就学へつながる一貫した地域支援体制を整える。それぞれの役割を明確にししながら、その受け皿となる各機関の療育的専門機能の充実を図る。

○ 内容

関係機関との連携調整会議等を開催し、支援体制の強化を行う。巡回相談員（心理士）が保育所・認定こども園等を訪問し、療育的な視点が必要な児童に対して心理的アプローチを行う。

また、戸頭北保育所の廃止に伴い、移籍した児童が不安なく新しい生活に適応できるよう、巡回相談員が移籍先を訪問し、児童の様子を観察し、保育士や保護者に対して児童に合った対応を助言する。

- ・巡回相談員謝礼 20,000円×130回= 2,600,000円
- ・戸頭北保育所移籍児童巡回相談 20,000円×30回= 600,000円

[担当：子育て支援課] P.137

3301 少子化対策事業に要する経費 4,756,000円 (4,888,000円)

[国・県 1,866,000円 その他 40,000円 一財 2,850,000円]

* 特財積算根拠

[国補:子ども・子育て支援交付金 933,000円]

[県補:子ども・子育て支援交付金 933,000円]

[諸収入:とりでファミリー・サポートセンター入会金 40,000円]

○ 目的

地域社会のなかで、子どもたちが健やかに生まれ育ち、安心して子育てができる環境整備に取り組む。

○ 内容

子育ての手助けをしてほしい人と手助けができる人が会員となり、地域の相互援助活動を実施する。

ファミリー・サポートセンター運営事業委託料 4,756,000円

2 児童福祉費 2 児童措置費

[担当：子育て支援課] P.138

2601 児童手当支給に要する経費 1,330,200,000円 (1,378,800,000円)

[国・県 1,127,400,000円 一財 202,800,000円]

* 特財積算根拠

[国負:被用者3歳未満児童手当負担金 243,000,000円×37/45=199,800,000円]

- [県負:被用者3歳未満児童手当負担金 243,000,000円×4/45=21,600,000円]
- [国負:被用者3歳以上中学校修了前児童手当負担金 840,000,000円×4/6=560,000,000円]
- [県負:被用者3歳以上中学校修了前児童手当負担金 840,000,000円×1/6=140,000,000円]
- [国負:非被用者中学校修了前児童手当負担金 200,400,000円×4/6=133,600,000円]
- [県負:非被用者中学校修了前児童手当負担金 200,400,000円×1/6=33,400,000円]
- [国負:特例給付者児童手当負担金 46,800,000円×4/6=31,200,000円]
- [県負:特例給付者児童手当負担金 46,800,000円×1/6=7,800,000円]

○ 目的

児童を養育されている方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上を図る。

○ 内容

支給対象：中学校修了前の児童を養育する方に手当を支給する。

・手当月額

- 3歳未満 15,000円
- 3歳以上～小学生 10,000円 第3子以降は15,000円
- 中学生 10,000円
- 所得制限超 児童1人につき 一律 5,000円

・対象者数

【本則給付：児童手当】

(被用者)

- ・0歳から3歳未満まで 1,350人
- ・3歳から中学校修了前まで
 - 第1子・第2子 6,100人
 - 第3子以降 600人

(非被用者)

- ・第1子・第2子・中学校修了前 1,130人
- ・3歳未満・第3子以降 360人

【附則給付・特例給付（所得制限超者）】780人

- ・年3回支給 6月支給(2月分から5月分まで)、10月支給(6月分から9月分まで)、2月支給(10月分から1月分まで)

[担当：障害福祉課] P.138

2701 在宅障害児福祉手当支給に要する経費 2,820,000円 (2,820,000円)

[国・県 846,000円 一財 1,974,000円]

* 特財積算根拠

[県補:障害児福祉手当補助金 3,000円×47人×12月×1/2=846,000円]

○ 目的

在宅の心身に重度障害のある20歳未満の児童で、国の障害児福祉手当に該当しない児童を養育している父母又はその養育者に手当を支給することにより、家庭の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。

○ 内容

特別児童扶養手当1級受給者、身体障害者手帳1・2級、療育手帳㊤・Aで、国の障害児福祉手当所得制限以下の家庭を対象に支給する。

5,000円×47人×12月=2,820,000円

月額5,000円 年3回支給 8月(4~7月分)、12月(8~11月分)、4月(12~3月分)支給

[担当：障害福祉課] P.138

2901 障害児通所給付費に要する経費 531,107,000円(473,080,000円)

[国・県 397,500,000円 一財 133,607,000円]

* 特財積算根拠

[国負：障害児入所給付費等負担金 530,000,000円×1/2=265,000,000円]

[県負：障害児通所給付費等負担金 530,000,000円×1/4=132,500,000円]

○ 目的

発達に遅れや偏りのある児童が基本的動作、知識技能等の訓練を受けることにより生活の質を高めることができるよう、利用した障害児通所サービス(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等)について、障害児通所給付費として支給し障害児の福祉の増進を図る。

○ 内容

| | | |
|--------------|--------------|------|
| ・ 障害児通所給付費 | 530,000,000円 | |
| 児童発達支援 | 124,085,000円 | 260人 |
| 放課後等デイサービス | 389,850,000円 | 320人 |
| 保育所等訪問支援 | 510,000円 | 5人 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 255,000円 | 3人 |
| 障害児相談支援 | 15,300,000円 | 320人 |
| ・ 国保連支払審査手数料 | 1,107,000円 | |

[担当：障害福祉課] P.139

3001 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業に要する経費 232,000円(232,000円)

[国・県 116,000円 一財 116,000円]

* 特財積算根拠

[県補：軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業補助金 349,694円×1/3=116,000円]

○ 目的

身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得、教育等における健全な発達を支援するため、補聴器、FM補聴システムの購入に必要な費用の一部を補助することにより、難聴児の言語訓練及び生活適応訓練の促進及び子育て世代の負担軽減を図る。

○ 内容

両耳の聴力レベルが30デシベル以上で70デシベル未満又は専門医等が必要であると認められた児童で、片耳の聴力レベルが70デシベル以上の軽度・中等度の難聴児への補聴器、FM補聴システム購入の費用の一部を助成する。

- ・軽度・中等度難聴用補聴器(補助額は基準価格の2/3、千円未満切り捨て)
52,900円×1.06×2/3≒37,000円
- ・イヤモールド(補助額は基準価格の2/3、千円未満切り捨て)
9,000円×1.06×2/3≒6,000円
- ・FM補聴システム(補助額は基準価格の2/3、千円未満切り捨て)
268,000円×1.06×2/3≒189,000円

2 児童福祉費 3 児童入所費

[担当：子育て支援課] P.139

2001 民間保育園入所に要する経費 2,031,078,000円 (2,090,254,000円)

[国・県 1,421,275,000円 その他 63,905,000円 一財 545,898,000円]

* 特財積算根拠

[国負:子どものための教育・保育給付費負担金 943,467,000円]

[県負:子どものための教育・保育給付費負担金 411,129,000円]

[県補:子どものための教育・保育給付費補助金 66,679,000円]

[負担金:民間保育園入所児保護者負担金 63,905,000円]

○ 目的

保護者の就労又は疾病等により、保育を必要とする乳幼児を民間の保育園で受け入れ保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

民間保育園児入所委託料

(単位:延べ人数、円)

| 園名 | 定員 | 0歳児 | 1・2歳児 | 3歳児 | 4・5歳児 | 計 | 入所委託料 |
|---------------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------------|
| 取手保育園 | 90 | 49 | 403 | 255 | 389 | 1,096 | 111,338,200 |
| ふたば保育園 | 50 | 48 | 222 | 108 | 204 | 582 | 77,500,270 |
| 育英保育園 | 90 | 62 | 326 | 192 | 428 | 1,008 | 102,398,760 |
| たちばな保育園 | 90 | 69 | 408 | 222 | 420 | 1,119 | 113,913,590 |
| 共生保育園 | 60 | 43 | 280 | 144 | 280 | 747 | 96,974,450 |
| 稲保育園 | 90 | 90 | 387 | 242 | 468 | 1,187 | 123,890,520 |
| 戸頭東保育園 | 138 | 89 | 511 | 283 | 372 | 1,255 | 116,272,520 |
| 藤代駅前ナーサリースクール | 60 | 75 | 229 | 72 | 48 | 424 | 60,654,480 |
| 計 | 668 | 525 | 2,766 | 1,518 | 2,609 | 7,418 | 802,942,790 |

地域型保育園児入所委託料

(単位:人数、円)

| 園名 | 定員 | 0歳児 | 1・2歳児 | 計 | 入所委託料 |
|---------------|----------|-----|-------|-----|------------|
| 取手市医師会どんぐり保育園 | 30(地域枠8) | 44 | 209 | 253 | 48,883,000 |

施設給付型幼稚園児入所委託料

(単位:延べ人数、円)

| 園名 | 利用定員 | 1号認定 | 入所委託料 |
|-------------|------|------|------------|
| チューリップ幼稚園 | 35 | 415 | 30,000,000 |
| チューリップ第二幼稚園 | 25 | 276 | 28,000,000 |
| 計 | 60 | 691 | 58,000,000 |

認定こども園 1号認定児・認定こども園 2号 3号認定児入所委託料 (単位:延べ人数、円)

| 園名 | | 利用 定員 | 1号 認定 | 委託料 | 2号 認定 | 3号 認定 | 委託料 |
|-----------------------|------------|----------|----------|-------------|----------|----------|-------------|
| 幼 保 連 携 型 | めぐみ幼稚園 | 142 | 688 | 38,000,000 | 540 | 303 | 76,000,000 |
| | たかさごスクール取手 | 153 | 88 | 13,000,000 | 905 | 738 | 140,000,000 |
| | 取手ふたば文化 | 236 | 1,304 | 48,000,000 | 570 | 355 | 86,000,000 |
| | みどりが丘幼稚園 | 256 | 1,522 | 73,000,000 | 576 | 308 | 77,000,000 |
| | 戸頭さくらの森 | 132 | 620 | 35,000,000 | 385 | 265 | 64,000,000 |
| | 取手幼稚園 | 70 | 355 | 27,000,000 | 224 | 163 | 47,000,000 |
| | つつみ幼稚園 | 188 | 1,224 | 63,000,000 | 338 | 98 | 50,000,000 |
| 幼 稚 園 型 | 白山幼稚園 | 95 | 806 | 42,000,000 | 226 | - | 31,000,000 |
| | 光風台幼稚園 | 115 | 1,166 | 60,000,000 | 140 | - | 38,000,000 |
| | あづま幼稚園 | 178 | 986 | 52,000,000 | 326 | 247 | 61,000,000 |
| 計 | | 1,565 | 8,759 | 451,000,000 | 4230 | 2,477 | 670,000,000 |

[担当：子育て支援課] P.140

2201 民間保育園運営に要する経費 97,277,000円 (82,583,000円)

[国・県 29,086,000円 その他 26,070,000円 一財 42,121,000円]

* 特財積算根拠

[国補:子ども・子育て支援交付金 11,888,000円]

[県補:子ども・子育て支援交付金 11,888,000円]

[県補:保育対策総合支援事業費補助金 5,310,000円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 26,070,000円]

○ 目的

民間保育園等の健全で安定した運営と、児童福祉の向上を図ることを目的とする。

○ 内容

児童福祉法の規定により認可された保育園等に対して民間保育園運営補助金を交付する。また、日本スポーツ振興センター共済掛金を納入している民間保育園等の設置者に設置者負担分相当額を助成する。

そのほか地域の子育て支援事業実施の民間保育園等に次の補助金を交付する。

保育体制強化事業補助金、障害児保育事業補助金、特別支援教育費補助金、一時預かり事業補助金、延長保育促進事業補助金、病児・病後児保育事業補助金、実費徴収に伴う補足給付補助金 (単位:円)

| 補助金名 | 補助対象 施設数 | 補助金額 |
|------------------|-------------|------------|
| 民間保育園職員給与改善費 | 16 | 17,280,000 |
| 民間保育園格差是正費 | 16 | 16,521,960 |
| 民間保育園施設管理費 | 16 | 13,219,200 |
| 民間保育園一時預かり事業 | 4 | 11,400,000 |
| 民間保育園延長保育促進事業補助金 | 10 | 8,732,400 |
| 民間保育園病児・病後児保育事業 | 2 | 14,537,192 |
| 日本スポーツ振興センター共済掛金 | 21 | 359,335 |
| 合計 | 85 | 82,050,087 |

施設別の主な補助金内訳は以下のとおり。

補助金内訳 1

(単位:円)

| 区 分 | 取手保育園 | ふたば 保育園 | 育英保育園 | たちばな 保育園 | 共生保育園 | 稲保育園 |
|-------------------------|----------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 民間保育園 職員給与改善費 | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 |
| 民間保育園 格差是正費 | 1,021,020 | 1,021,020 | 1,021,020 | 1,021,020 | 1,021,020 | 1,113,840 |
| 民間保育園 施設管理費 | 972,000 | 540,000 | 864,000 | 972,000 | 756,000 | 972,000 |
| 民間保育園 一時預かり事業 | - | - | - | 2,676,000 | - | 3,024,000 |
| 民間保育園延長保 育促進事業補助金 | 1,665,000 | 300,000 | 600,000 | 600,000 | 600,000 | 600,000 |
| 民間保育園 病児・病後児保育 事業 | - | - | - | - | - | 6,489,000 |
| 日本スポーツ振興 センター共済掛金 | 2.3号 16,625 | 2.3号 9,625 | 2.3号 14,875 | 2.3号 16,625 | 2.3号 13,125 | 2.3号 16,625 |
| 計 | 4,754,645 | 2,950,645 | 3,579,895 | 6,365,645 | 3,470,145 | 13,295,465 |

補助金内訳 2

(単位:円)

| 区 分 | 戸頭東 保育園 | 藤代駅前 ナーサリ スクール | どんぐり 保育園 | たかさご スクール取 手・アネ ックス | 取手ふたば 文化 | めぐみ 幼稚園 |
|-------------------------|----------------|----------------------|-------------|------------------------------|------------------|------------------|
| 民間保育園 職員給与改善費 | 1,080,000 | 1,080,000 | - | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 |
| 民間保育園 格差是正費 | 1,021,020 | 1,021,020 | - | 1,113,840 | 1,021,020 | 1,021,020 |
| 民間保育園 施設管理費 | 1,188,000 | 648,000 | - | 1,490,400 | 864,000 | 777,600 |
| 民間保育園 一時預かり事業 | - | - | 3,024,000 | 2,676,000 | - | - |
| 民間保育園延長保 育促進事業補助金 | 600,000 | - | - | 600,000 | 1,965,000 | - |
| 民間保育園 病児・病後児保育 事業 | - | - | 8,048,192 | - | - | - |
| 日本スポーツ振興 センター共済掛金 | 2.3号 18,375 | 2.3号 11,375 | 3号 3,675 | 1.2.3号 21,330 | 1.2.3号 31,725 | 1.2.3号 19,845 |
| 計 | 3,907,395 | 2,760,395 | 11,075,867 | 6,981,570 | 4,961,745 | 2,898,465 |

補助金内訳 3

(単位:円)

| 区 分 | 戸頭 さくらの森 | みどりが丘 幼稚園 | 取手幼稚園 | つつみ 幼稚園 | あづま 幼稚園 | 白山幼稚園 |
|------------------|-------------|--------------|-----------|------------|------------|-------|
| 民間保育園 職員給与改善費 | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 | 1,080,000 | - |
| 民間保育園 格差是正費 | 1,021,020 | 1,021,020 | 1,021,020 | 1,021,020 | 1,021,020 | - |
| 民間保育園 施設管理費 | 615,600 | 820,800 | 432,000 | 518,400 | 788,400 | - |

| | | | | | | |
|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|----------------|
| 民間保育園延長保育促進事業補助金 | - | - | - | - | 1,202,400 | - |
| 日本スポーツ振興センター共済掛金 | 1.2.3号 18,495 | 1.2.3号 35,235 | 1.2.3号 10,125 | 1.2.3号 38,475 | 1.2.3号 24,705 | 1.2号 13,500 |
| 計 | 2,735,115 | 2,957,055 | 2,543,145 | 2,657,895 | 4,116,525 | 13,500 |

補助金内訳 4 (単位:円)

| 区分 | 光風台 幼稚園 | チュールップ° ・チュールップ° 第二幼稚園 |
|------------------|----------------|------------------------------|
| 日本スポーツ振興センター共済掛金 | 1.2号 16,200 | 1号 8,775 |
| 計 | 16,200 | 8,775 |

※日本スポーツ振興センター共済掛金については、認定番号により単価が変わる。

[担当：子育て支援課] P.140

2401 管外保育委託に要する経費 97,179,000円 (97,610,000円)

[国・県 65,669,000円 その他 2,381,000円 一財 29,129,000円]

* 特財積算根拠

[国負:子どものための教育・保育給付費負担金 42,122,000円]

[県負:子どものための教育・保育給付費負担金 18,681,000円]

[県補:子どものための教育・保育給付費補助金 4,866,000円]

[負担金:民間保育園入所児保護者負担金 2,381,000円]

○ 目的

保護者の就労等諸事情により、管外(市外)の保育園等に入所する児童に係る経費を負担し、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

保育所(園)・幼稚園・認定こども園入所委託料 (単位:延べ人数、円)

| 園名 | 0歳児 | 1・2歳児 | 3歳児 | 4・5歳児 | 計 | 入所委託料 |
|------------------|-----|-------|-----|-------|-------|------------|
| 管外公立保育所(園) | 0 | 25 | 14 | 8 | 47 | 902,000 |
| 管外私立保育所(園) | 51 | 68 | 32 | 111 | 262 | 27,329,000 |
| 管外私立施設給付型幼稚園 | - | - | 27 | 84 | 111 | 9,757,000 |
| 管外私立認定こども園1号認定 | - | - | 229 | 288 | 517 | 27,389,000 |
| 管外私立認定こども園2号3号認定 | 0 | 59 | 33 | 84 | 176 | 16,446,000 |
| 管外私立地域型保育園 | 46 | 112 | - | - | 158 | 15,356,000 |
| 計 | 97 | 264 | 335 | 575 | 1,271 | 97,179,000 |

[担当：子育て支援課] P.141

2801 子育てのための施設等利用給付に要する経費 18,496,000円 (45,498,000円)

[国・県 13,863,000円 一財 4,633,000円]

＊ 特財積算根拠

[国負:子育てのための施設等利用給付費負担金 9,242,000 円]

[県負:子育てのための施設等利用給付費負担金 4,621,000 円]

○ 目的

幼児教育・保育の無償化に伴い、次の場合に施設等利用給付を行い、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る。

①新制度未移行園(子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園等)を利用する場合

②保育の必要性があると認定を受けた者が、認可外保育所等や幼稚園の預かり保育等を利用する場合

○ 内容

新制度未移行園・認可外保育施設・預かり保育・一時保育・病児保育・ファミリーサポートセンター事業の利用者に利用給付を行う。

(単位:円)

| 利用給付区分 | | | 給付上限額 | 年間延児童数 | 給付額 |
|-----------------|----------|---------|--------|--------|------------|
| 施設等利用給付費(保育) | 認可外保育施設等 | 3歳以上児 | 37,000 | 104 | 3,848,000 |
| | | 3歳未満児 | 42,000 | 11 | 462,000 |
| | | 一時預かり事業 | 37,000 | 16 | 592,000 |
| | 認可保育施設 | 預かり保育 | 11,300 | 253 | 2,858,900 |
| | 新制度未移行園 | 預かり保育 | 11,300 | 28 | 316,400 |
| 施設等利用給付費(保育過年度) | 認可外保育施設等 | 3歳以上児 | 37,000 | 5 | 185,000 |
| | | 3歳未満児 | 42,000 | 1 | 42,000 |
| | | 一時預かり事業 | 37,000 | 1 | 37,000 |
| | 認可保育施設 | 預かり保育 | 11,300 | 11 | 124,300 |
| | 新制度未移行園 | 預かり保育 | 11,300 | 2 | 22,600 |
| 施設等利用給付費(教育) | 新制度未移行園 | 満3歳以上 | 25,700 | 373 | 9,586,100 |
| 施設等利用給付費(教育過年度) | 新制度未移行園 | 満3歳以上 | 25,700 | 16 | 411,200 |
| | | | 合計 | 821 | 18,485,500 |

2 児童福祉費 4 保育所費

[担当:子育て支援課] P.142

2001 保育所の管理運営に要する経費 533,018,000 円 (549,104,000 円)

[その他 103,734,000 円 一財 429,284,000 円]

＊ 特財積算根拠

[負担金:延長保育利用保護者負担金 1,318,000 円]

[負担金:日本スポーツ振興センター災害給付負担金 157,000 円]

[使用料:公立保育所使用料(保護者負担分) 62,470,000 円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 1,220,000 円]

[諸収入:管外保育受託収入 2,413,000 円]
[諸収入:保育所職員給食代 14,964,000 円]
[諸収入:保育所児童給食代 20,045,000 円]
[諸収入:一時保育利用者給食代 630,000 円]
[諸収入:雇用保険料本人負担分 517,000 円]

○ 目的

保護者の就労または疾病等により、保育を必要とする乳幼児を公立保育所で受け入れ、保護者の社会活動を促進するとともに、乳幼児の健全な心身の発達を図る。

○ 内容

公立保育所5ヵ所の運営に要する会計年度任用職員保育士等の人件費および施設管理、給食運営等の経費。

保育事務のICT化を推進するためにタブレットを増設する。

保護者が安心して保育サービスを受けられるよう、防犯カメラを各保育所に設置する。

[担当:子育て支援課] P.144

2101 保育所の施設整備に要する経費 67,800,000 円 (1,340,000 円)

[国・県 4,500,000 円 地方債 58,800,000 円 その他 2,000,000 円 一財 2,500,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:次世代育成支援対策交付金 4,500,000 円]

[市債:合併特例債 (42,800,000 円-4,500,000 円)×95%≒36,300,000 円]

[市債:公共施設等適正管理推進事業債 25,000,000 円×90%≒22,500,000 円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 2,000,000 円]

○ 目的

①令和3年度をもって廃止が決定した戸頭北保育所について、老朽化した施設を解体する施設整備計画を進める。

②第四次保育所整備計画に基づく白山保育所中規模改修として白山保育所外壁改修工事を実施する。

○ 内容

| | |
|-----------------------|--------------|
| 戸頭北保育所解体工事 | 25,000,000 円 |
| 白山保育所外壁改修工事实施設設計業務委託料 | 1,800,000 円 |
| 白山保育所外壁改修工事 | 41,000,000 円 |

[担当:子育て支援課] P.146

2401 保育所民営化に要する経費 382,000 円 (0 円)

[一財 382,000 円]

○ 目的

第四次保育所整備計画に基づき令和6年度より民営化を予定している中央保育所について、運営法人選定委員会を設置し民営化計画を進める。

○ 内容

運営法人選定委員会委員謝礼 382,000 円

3 生活保護費 1 生活保護総務費

[担当：社会福祉課] P. 149

0601 生活保護受給者就労支援に要する経費 2,255,000 円 (1,370,000 円)

[国・県 1,691,000 円 その他 6,000 円 一財 558,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：生活保護受給者就労支援事業補助金 2,255,000 円×3/4≒1,691,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 6,000 円]

○ 目的

就労が可能である 16 歳から 64 歳までの生活保護受給者（高校生を除く）の就労を支援するため、会計年度任用職員を雇用して就労促進と業務の円滑化を図る。

○ 内容

生活保護受給者への就労支援を積極的に働きかけることにより、対象者が就職し、自立できるよう促す。国負担率 3/4。

| | |
|--------|-------------|
| ・報酬 | 1,617,000 円 |
| ・職員手当等 | 324,000 円 |
| ・共済費 | 314,000 円 |

3 生活保護費 2 扶助費

[担当：社会福祉課] P. 149

2001 生活保護に要する経費 2,111,000,000 円 (2,083,000,000 円)

[国・県 1,649,050,000 円 その他 2,000 円 一財 461,948,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：生活保護費負担金 2,111,000,000 円×3/4=1,583,250,000 円]

[県負：生活保護費負担金 263,200,000 円×1/4=65,800,000 円]

[諸収入：生活保護法第 78 条返還金 1,000 円]

[諸収入：生活保護法第 63 条返還金 1,000 円]

○ 目的

生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。

○ 内容

| | |
|-------------------------------|-------------------------|
| 取手市・保護世帯数 1,014 世帯 | ・扶助費 2,111,000,000 円 |
| ・保護人数 1,259 人 | (内訳) 生活扶助 658,600,000 円 |
| ・保護率 12.2% ^(ハ°-ミル) | 住宅扶助 329,100,000 円 |
| (令和 3 年 12 月末現在) | 教育扶助 6,500,000 円 |
| | 医療扶助 1,034,800,000 円 |
| | 介護扶助 63,700,000 円 |
| | 出産扶助 1,600,000 円 |
| | 生業扶助 4,800,000 円 |
| | 葬祭扶助 2,700,000 円 |
| | 施設事務費 7,400,000 円 |
| | 就労自立給付金 300,000 円 |

進学準備給付金 400,000 円
日常生活支援
委託事務費 1,100,000 円

4 災害救助費 1 災害救助費

[担当：社会福祉課] P. 150

2001 災害見舞金等に要する経費 273,000 円 (273,000 円)

[一財 273,000 円]

○目的

市民が災害を受けたときに、り災者又は葬祭を行う者に対して弔慰金又は見舞金、支援金をおくり、その援護と更正意欲の高揚を図る。

○内容

・災害弔慰金支給審査委員報酬 81,000 円

災害弔慰金・災害障害見舞金を支給するにあたり判定が困難な場合等に医療・保健、その他有識者により調査審議をする災害弔慰金支給審査委員会を設置する。

・災害見舞金 190,000 円

[参考] 災害見舞金の額

1. 死亡等の場合

- | | |
|------------------|-----------|
| ・死亡 | 100,000 円 |
| ・全治3カ月以上の負傷 | 50,000 円 |
| ・全治1カ月以上3カ月未満の負傷 | 30,000 円 |

2. 住家、店舗及び倉庫の損壊、滅失等の場合

- | | | |
|-------------------------------|---------|-----------|
| (1) 住家全壊(全焼) | 3人以下の世帯 | 70,000 円 |
| | 4人以上の世帯 | 100,000 円 |
| (2) 住家半壊(半焼) | 3人以下の世帯 | 30,000 円 |
| | 4人以上の世帯 | 50,000 円 |
| (3) 住家部分焼 | | 10,000 円 |
| (4) 住家以外の家屋焼失(20㎡以上の建物を対象とする) | | |
| | 全壊(全焼) | 20,000 円 |
| | 半壊(半焼) | 10,000 円 |

(5) 借家 (1) から (4) まで列記の半額以下とする。

3. 床上浸水の場合 30,000 円

4 衛生費

1 保健衛生費 1 保健衛生総務費

[担当：保健センター] P.154

20 健康づくりに要する経費 997,000 円 (1,189,000 円)

[国・県 175,000 円 一財 822,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：健康増進事業費補助金 175,000 円]

○ 目的

健康の保持・増進と疾病の予防を図る。

○ 内容

自らの健康は自ら守るという認識のもと、健康の保持・増進・疾病予防に必要な知識を学び、生活習慣を見直すための教室を開催する。また、糖尿病予防教室や子育て支援センターを利用している母親に対する健康教育を実施する。さらに、食育活動の推進を図るため、取手市食生活改善推進協議会に健康づくり推進事業を委託する。

| | | | |
|----------------|-----|--------------|-----------|
| ・健康づくり推進事業関係経費 | 委託料 | 健康づくり推進事業委託料 | 750,000 円 |
| ・健康教育関係経費 | 報償費 | 健康教育講師謝礼 | 150,000 円 |
| | 需用費 | 消耗品費 | 89,000 円 |

[担当：保健センター] P.154

2401 取手北相馬休日夜間緊急診療所運営に要する経費 32,116,000 円 (28,748,000 円)

[その他 12,268,000 円 一財 19,848,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：取手北相馬休日夜間緊急診療所運営費負担金

守谷市 6,590,203 円＋利根町 2,376,584 円＋つくばみらい市 3,301,525 円＝12,268,000 円]

○ 目的

日曜日や祝日、年末年始における日中及び夜間、並びに土曜日の夜間を含めた初期救急医療体制の構築を図る。

○ 内容

取手市、守谷市、利根町及びつくばみらい市により、取手北相馬休日夜間緊急診療所の運営を公益社団法人取手市医師会に委託し、日曜日や祝日、年末年始における日中及び夜間、並びに土曜日の夜間に診療所を開設し、初期救急医療体制の構築を図る。

・委託料 32,116,000 円

[担当：保健センター] P.154

2501 常総地域病院群輪番制病院運営費補助金 33,605,000 円 (33,638,000 円)

[その他 19,770,000 円 一財 13,835,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：常総地域病院群輪番制病院運営費負担金

常総市 5,073,108 円 + 守谷市 6,823,535 円 + つくばみらい市 5,048,102 円

+ 利根町 2,825,687 円 ≒ 19,770,000 円]

○ 目的

日曜日や祝日及び夜間(全日)の第二次救急医療体制として、重症患者(手術・入院を要する患者)の医療の確保を図り、また、小児救急医療輪番制により、地域の小児救急医療の確保を図る。

○ 内容

日曜日や祝日の日中及び全日の夜間において、常総地域内の宗仁会病院、JA とりで総合医療センター、取手医師会病院、東取手病院、総合守谷第一病院、守谷慶友病院、きぬ医師会病院及び水海道さくら病院の 8 病院が共同連携し、輪番方式で第二次救急医療業務を実施する。更には、JA とりで総合医療センター及び総合守谷第一病院による輪番方式により、乳幼児などを対象に小児救急医療業務を行い、経費を 4 市 1 町が補助する。

参加市町:取手市、常総市、守谷市、つくばみらい市、利根町

・常総地域病院群輪番制病院運営費補助金 31,258,000 円

・小児救急医療輪番制運営負担金 2,347,000 円

[担当:保健センター] P.155

4001 公的病院等運営費補助金 122,162,000 円 (120,964,000 円)

[一財 122,162,000 円]

○ 目的

公的病院等に対し、運営費を補助することにより、救急医療の確保及び地域医療の充実を図る。

○ 内容

法人税法に規定する公益法人等のうち、総務大臣が定めるものが開設する病院に対し、特別交付税に関する省令により算定した額を基準として、補助金を交付する。

令和 4 年度は、茨城県厚生農業協同組合連合会 JA とりで総合医療センター及び公益社団法人取手市医師会取手北相馬保健医療センター医師会病院に補助金を交付する。

1 保健衛生費 2 予防費

[担当:保健センター] P.155

2001 予防接種に要する経費 375,828,000 円 (245,876,000 円)

[国・県 7,893,000 円 その他 10,667,000 円 一財 357,268,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:緊急風しん抗体検査等事業費補助金 7,893,000 円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 10,660,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 7,000 円]

○ 目的

各種感染症の発生及び蔓延を防止し、市民(国民)の免疫水準を維持するために、予防接種の接種機会を安定的に確保する。

○ 内容

予防接種法に定める定期予防接種(A 類疾病・B 類疾病)及び、予防接種法に基づかない取

手市が費用の一部を助成して行う任意予防接種を実施する。

なお、これまでワクチン接種時に見られる副反応等を理由として平成 25 年度から積極的な勧奨を控えていた HPV(子宮頸がん)ワクチンについて、令和 3 年度に国から接種の安全性について特段の懸念が認められないとの指針が示された。そのため、令和 4 年度より、接種の対象者、及び積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した、平成 9 年度から平成 17 年度生まれの女子に対し、接種の個別勧奨を実施する。また、当該期間中に 1 回または 2 回接種を終え、3 回接種のスケジュールを未了の方については、現在国で対応を協議中である。

【定期予防接種】

A 類疾病：B 型肝炎・Hib 感染症・小児の肺炎球菌感染症・ジフテリア・百日せき・破傷風
急性灰白髄炎(ポリオ)・結核 (BCG)・麻しん・風しん・水痘・日本脳炎・ヒトパ
ピローマウイルス感染症(子宮頸がん)・ロタウイルス

B 類疾病：季節性インフルエンザ(高齢者)・高齢者の肺炎球菌感染症

【任意予防接種】

おたふくかぜ・季節性インフルエンザ(小児)・高齢者の肺炎球菌感染症

・需用費 6,192,000 円

消耗品費(シール・白用紙等) 340,000 円

印刷製本費(予診票等) 1,088,000 円

医薬材料費(薬液) 4,764,000 円

・役務費 1,151,000 円

手数料 737,000 円

通信運搬費 414,000 円

・委託料 364,393,000 円

予防接種・抗体検査委託料 364,393,000 円

・扶助費 1,061,000 円

任意予防接種助成費 2,000 円

定期予防接種助成費 1,059,000 円

<委託料内訳> 予防接種ワクチンの種類

| 区分 | 予防接種ワクチンの種類 | 見込回数 | 助 成 |
|------------|--|-------|-----|
| 定期 予防接種 | BCG | 630 | 全 額 |
| | 麻しん風しん(MR) 1 期(1 歳児)・2 期(年長児) 5 期(成人) | 1,709 | 全 額 |
| | 麻しん 1 期(1 歳児)・2 期(年長児) | 2 | 全 額 |
| | 風しん 1 期(1 歳児)・2 期(年長児) 5 期(成人) | 2 | 全 額 |
| | B 型肝炎 | 1,701 | 全 額 |
| | ヒブ | 2,268 | 全 額 |
| | 肺炎球菌(小児) | 2,268 | 全 額 |
| | 4 種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ) | 2,268 | 全 額 |
| | 3 種混合(ジフテリア・百日せき・破傷風) | 1 | 全 額 |

| | | | | | |
|------------|-----------------|-----|-------|--------|-----|
| | 不活化ポリオ | | 1 | 全 額 | |
| | 水痘 | | 1,134 | 全 額 | |
| | 日本脳炎 | | 2,981 | 全 額 | |
| | 2種混合(ジフテリア・破傷風) | | 716 | 全 額 | |
| | HPV(子宮頸がん予防) | | 8,140 | 全 額 | |
| | ロタウイルス | | 1,190 | 全 額 | |
| | インフルエンザ(高齢者) | 一般 | | 18,358 | 一 部 |
| | | 減免者 | | 272 | 全 額 |
| | 肺炎球菌(高齢者) | 一般 | | 1,379 | 一 部 |
| 減免者 | | | 8 | 全 額 | |
| 任意 予防接種 | おたふくかぜ | | 630 | 一 部 | |
| | インフルエンザ(小児) | | 8,834 | 一 部 | |
| | 肺炎球菌(高齢者) | 一般 | 180 | 一 部 | |
| | | 減免者 | 5 | 全 額 | |
| 抗体検査 | 風しん抗体検査 | | 2,046 | 全 額 | |

1 保健衛生費 3 母子衛生費

[担当：保健センター] P.156

0501 母子衛生事務に要する経費 7,775,000円(7,081,000円)

[国・県 6,300,000円 その他 20,000円 一財 1,455,000円]

* 特財積算根拠

[国補：子ども・子育て支援交付金 5,040,000円]

[県補：子ども・子育て支援交付金 1,260,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 20,000円]

○ 目的

子育て世代包括支援センターとして、妊娠期から子育て期にわたるまで、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、保健師等の専門職が切れ目のない総合的な相談支援を実施する。

○ 内容

妊娠期から出産、子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に応じ、必要な情報・サービスの提供を行う。

すべての妊産婦の状況を把握するとともに、妊娠期または出産後に継続的な支援が必要な方に対して、保健師等が支援プランの作成を行い、関係機関との連携を図りながら、必要な支援につなげる。

[担当：保健センター] P.157

20 乳幼児健診に要する経費 15,438,000円(15,395,000円)

[国・県 4,677,000円 その他 16,000円 一財 10,745,000円]

* 特財積算根拠

[国補:子ども・子育て支援交付金 3,742,000 円]

[県補:子ども・子育て支援交付金 935,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 16,000 円]

○ 目的

家庭訪問や乳幼児健診により、生後早期からの子育て環境や、児の発育状況、母親の心身の健康状態を確認し、保護者との信頼関係を築きながら、疾病などの早期発見及び早期対応を図る。

○ 内容

(1)家庭訪問

・生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)を実施する。

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭に保健師・保育士等が訪問し、安心して子育てができるように支援する。

・他市町村の依頼により、里帰りしている産婦・乳児の訪問を実施する。

・継続的に支援が必要な場合には地区担当保健師が訪問し、子育て支援課や児童相談所等の関係機関及び医療機関と連携して対応する。

(2)健康診査

4か月児、1歳6か月児及び3歳5か月児を対象に健康診査を実施する。

4か月児健康診査:身体計測、診察(内科)、離乳食指導、保健指導及び図書館職員によるブックスタート

1歳6か月児健康診査:身体計測、診察(内科・歯科)、相談(発達・子育て・栄養)、保健指導及び歯科衛生士による歯みがき指導・フッ化物塗布

3歳5か月児健康診査:身体計測、診察(内科・歯科)、相談(発達・子育て・栄養)、保健指導及び歯科衛生士による歯みがき指導・フッ化物塗布、視能訓練士による視力検査、尿検査

・4か月児健診関係経費

報酬:医師報酬 21,000 円×24 回 504,000 円

需用費:消耗品費 34,000 円

・1歳6か月児健診関係経費

報酬:医師報酬 21,000 円×50 回 1,050,000 円

報償費:心理発達相談員・歯科衛生士謝礼 1,260,000 円

需用費:消耗品費、医薬材料費 109,000 円

・3歳5か月児健診関係経費

報酬:医師報酬 21,000×54 回 1,134,000 円

報償費:心理発達相談員・視能訓練士・歯科衛生士謝礼 1,698,000 円

需用費:消耗品費、印刷製本費 301,000 円

委託料:3歳5か月児尿検査委託料 17,000 円

(3)育児相談

乳幼児が健やかに成長できるよう、保健師・栄養士・歯科衛生士・心理士が育児に関する心配事や不安についての相談を実施する。また、地域の身近な場所で相談が受けられるように、各地域子育て支援センターに専門職が出向き相談を実施する。

・育児相談関係経費 報償費：心理発達相談員・歯科衛生士・栄養士謝礼 264,000 円

[担当：保健センター] P.159

21 母子保健に要する経費 76,829,000 円 (75,565,000 円)

[国・県 6,334,000 円 その他 3,254,000 円 一財 67,241,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：未熟児養育医療負担金 1,463,000 円]

[国補：産後ケア事業補助金 1,617,000 円]

[国補：産婦健康診査補助金 2,375,000 円]

[県負：未熟児養育医療負担金 731,000 円]

[県補：地域少子化対策重点推進交付金 148,000 円]

[負担金：未熟児養育医療保護者負担金 594,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 2,500,000 円]

[諸収入：講座参加個人負担金 160,000 円]

○ 目的

出産前後の母子の健康管理、児の健全な成長発達及び保護者への教育、育児不安等の軽減を図る。

○ 内容

(1)妊婦父親教室

・プレママ教室・プレパパ教室

妊娠5・6か月頃の妊婦またはその配偶者を対象に妊娠、出産、育児について学ぶ教室を開催する。

| 教室名 | 回数 |
|--------|----------|
| プレママ教室 | 3回コース×4回 |
| プレパパ教室 | 5回 |

※プレママ教室は平日、プレパパ教室は土曜日に開催する。

(2)母子健康教育

・1歳児歯みがき教室

1歳児を対象に予約制で実施する。育児相談・栄養相談・歯科相談を行い、生涯にわたる歯と口の健康づくりに積極的に取り組む。

・離乳食教室

前期(5～6か月頃)・後期(9～10か月頃)を対象に予約制で実施する。離乳食の進め方等の相談・指導を通し、育児の支援をしていく。

・レッツトライ高校生講座

市内の高校生を対象に、妊娠・出産の知識や男女のからだのしくみ、予防できる病気や感染症について、望ましい時期に望ましい妊娠ができるよう正しい知識を提供し、自分のライフプランを考えるきっかけとする。

・BP1プログラム

生後2～5か月の第1子を育てている母親を対象に、仲間づくりと「少し先を見通した子育ての知識」をBP1プログラムの手法を用いて提供することにより、親の役割や育児ス

キルを参加者同士で学びあう場とし、育児不安や育児ストレスの軽減を図る。

(3) 妊婦・乳児健康診査

・妊婦健康診査

14回の公費負担での健康診査を実施し、妊婦の健康診査費用の負担軽減を図るとともに、その結果を把握し、必要時に相談や指導を行い、健やかな妊娠と安全な出産を迎えるために支援する。

・新生児聴覚検査

初回検査と再検査に対し、公費負担を実施し、聴覚障害の早期発見、早期治療を図る。

・産婦健康診査

産後初期段階で健康診査(出産後2週間頃及び1か月頃の2回)を実施し、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握を行い、母子への心身のケア(産後ケア)などの支援につなげる。

・産後ケア

出産後おおむね1歳未満の乳児と母親を対象として、育児不安や体調がすぐれない、身近な方から家事や育児の援助を受けられないなどの場合、医療機関でデイサービス(通所)やショートステイ(宿泊)の利用を通して、安心して子育てができるよう育児支援を行う。自己負担金あり。

・乳児健康診査

乳児期に第1回(3~7か月の間)、第2回(8~11か月の間)の2回公費負担での健康診査を実施し、その結果を確認し、必要時に支援につなげる。

(4) フォローアップ教室

1歳6か月児健康診査、3歳5か月児健康診査等の結果、発達の遅れや偏りが心配される児や不安を抱えている保護者に対し、取手市療育システムの一環として、集団の場で保健師や心理士・保育士などの専門職が関わり、個々に応じた対応方法やアドバイスを保護者に伝え、継続的に支援していく。必要時、療育機関や医療機関につなげる対応を行う。

(5) 未熟児養育医療

身体の発育が未熟なまま出生した児に対し、医師が入院養育を必要と認めた場合、速やかに適切な処置を講ずる目的で、指定医療機関において必要な医療の給付を行う。

(6) 特定不妊治療費助成費

特定不妊治療に要した費用のうち、茨城県から受けた助成額を控除した額について、市も助成を行う。

対象者:特定不妊治療の必要のある夫婦(茨城県不妊治療費助成事業補助金の交付決定を受けていること)

| | |
|-------------------------------|-------------|
| ・妊婦・乳児健康診査関係経費 委託料:新生児聴覚検査委託料 | 1,380,000円 |
| 妊婦健康診査委託料 | 47,946,000円 |
| 乳児健康診査委託料 | 5,045,000円 |
| 産婦健康診査委託料 | 4,500,000円 |
| 産後ケア事業委託料 | 3,230,000円 |
| ・未熟児養育医療関係経費 扶助費:医療機関未熟児養育費 | 3,521,000円 |
| ・特定不妊治療関係経費 扶助費:特定不妊治療費助成費 | 5,000,000円 |

1 保健衛生費 4 生活習慣病対策費

[担当：保健センター] P.162

20 生活習慣病対策検診に要する経費 36,889,000円(36,788,000円)

[国・県 2,532,000円 その他 444,000円 一財 33,913,000円]

* 特財積算根拠

[国補:新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金 699,000円]

[県補:健康増進事業費補助金 1,833,000円]

[諸収入:喀痰検査費用自己負担金 41,000円]

[諸収入:大腸がん検診費用自己負担金 403,000円]

○ 目的

検診により自己の健康状態を知り、生活習慣を見直すきっかけとすることにより、健康の保持・増進を図る。

○ 内容

健(検)診受診率向上対策としては、特に20～39歳の女性へのアプローチを強化して実施する。20～39歳の女性に健診個別通知を行い、ヘルスアップ健診、子宮がん検診、乳がん検診が同時に実施できるレディースデイ健診を集団健診(託児付)及び医療機関委託健診で実施する。また、前年度に引き続き、乳がん早期発見のための啓発活動として「乳がんチェックシート」及び「ブレストセルフチェッカー」を配布し、自己触診法を普及させる。

平成30年度から開始した国民健康保険被保険者と後期高齢者医療保険被保険者を対象とする、自己負担500円(ワンコイン)の各種がん検診等を実施することにより、さらなる受診率の向上を図る。なお、国民健康保険被保険者の経費は国民健康保険特別会計より支出する。各種検診は、感染対策のため完全予約制で実施していく。

| | | |
|----------------------|--------------------|------------|
| ・骨粗しょう症検診関係経費 | 需用費(消耗品費) | 30,000円 |
| | 委託料(90人) | 183,000円 |
| | 健康運動指導士委託料 | 16,000円 |
| ・乳がん検診関係経費報償費(保育士謝礼) | | 36,000円 |
| | 需用費(消耗品費) | 44,000円 |
| | 委託料(超音波・X線 1,335人) | 4,519,000円 |
| ・胃がん検診関係経費 | 委託料(675人) | 2,938,000円 |
| ・子宮がん検診関係経費 | 需用費(印刷製本費) | 18,000円 |
| | 委託料(1145人) | 6,230,000円 |
| | 扶助費(クーポン対象者1人) | 2,000円 |
| ・大腸がん検診関係経費 | 委託料(1,740人) | 3,234,000円 |
| ・肺がん検診関係経費 | 委託料 肺がん検診(4,440人) | 7,507,000円 |
| | 喀痰検査(71人) | 228,000円 |
| ・健康診査関係経費 | 報償費 事後指導講師謝礼 | 120,000円 |
| | 需用費(消耗品費) | 18,000円 |
| | 委託料 ヘルスアップ健診(186人) | 1,404,000円 |
| | 肝炎ウイルス検診(230人) | 739,000円 |
| ・前立腺がん検診関係経費 | 委託料(1,153人) | 2,546,000円 |
| ・歯科保健関係経費 | 報償費歯科医師謝礼 | 184,000円 |

| | | |
|------------|--------------------|-------------|
| | 需用費(歯周疾患検診問診票等) | 100,000 円 |
| | 役務費(歯周疾患検診個別通知郵送代) | 217,000 円 |
| | 委託料(286 人) | 1,288,000 円 |
| ・レディースデイ健診 | 報償費 保育士謝礼 | 96,000 円 |
| | 需用費(消耗品費) | 2,000 円 |
| | 委託料(492 人) | 5,190,000 円 |

[担当：保健センター] P.165

2401 精神保健事業に要する経費 669,000 円 (801,000 円)

[国・県 343,000 円 一財 326,000 円]

* 特財積算根拠

[県補:地域自殺対策強化事業費補助金 343,000 円]

○ 目的

こころの悩みや病気を抱える方及びその家族等に対する相談の場を設け、適切な支援を行うとともに生活の向上を図る。また、広く市民に対し自殺予防及び精神保健福祉に関する普及啓発を図る。

○ 内容

こころの健康相談として、精神科医師による相談を月 1 回実施する。

自殺予防対策事業については、庁内における「いのちを守るネットワーク会議」にて、検討実施していく。自殺予防週間・月間に、キャンペーンを実施し、市民への普及啓発を進める。地域における見守りと気付きに重点をおき、身近な相談者を増やすため、ゲートキーパー養成講座・ミニ講座を継続して開催していく。

メンタルチェックシステム「こころの体温計」を用い、ホームページから自分のこころの健康度をチェックし、必要時に適切な相談機関についての情報を提供できる体制を整える。

| | |
|-----------------------------|-----------|
| ・報償費(医師謝礼、ゲートキーパー養成講座講師謝礼) | 400,000 円 |
| ・旅費(交通費) | 2,000 円 |
| ・需用費(消耗品費・印刷製本費) | 158,000 円 |
| ・委託料(メンタルチェックシステム「こころの体温計」) | 109,000 円 |

1 保健衛生費 6 環境衛生費

[担当：環境対策課] P.166

2101 犬猫対策に要する経費 3,006,000 円 (2,873,000 円)

[その他 2,251,000 円 一財 755,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料:犬登録手数料 730,000 円]

[手数料:注射済票交付手数料 1,521,000 円]

○ 目的

狂犬病の予防及び公衆衛生・公共の福祉の増進を果たす。

○ 内容

犬の登録、鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付、手数料徴収事務。
動物愛護協議会事務局活動。

動物愛護協会と連携して、犬猫の飼育マナー向上を図る教室、講演会等を開催する。
動物愛護団体と連携して、犬猫の引取りに必要となるフードを支給する。
道路上の動物の死体を処理する。

・委託料 動物死体処理業務委託料 2,031,150 円

[担当：環境対策課] P. 168

2401 取手市外 2 市火葬場組合負担金 51,206,000 円 (38,440,000 円)

[その他 23,000,000 円 一財 28,206,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入：取手市外 2 市火葬場組合事務費 23,000,000 円]

○ 目的

取手市外 2 市火葬場組合により火葬場「やすらぎ苑」の管理運営等を行う。

○ 内容

火葬場「やすらぎ苑」の管理運営の適正化を図り、火葬を円滑に実施する。

【火葬場組合負担金】

(単位：千円)

| 構成市 | 平均割 30% | 人口割 70% | 合計 | 負担割合 |
|---------|---------|---------|---------|----------|
| 取手市 | 12,039 | 39,167 | 51,206 | 42.534 % |
| 守谷市 | 12,039 | 25,803 | 37,842 | 31.434 % |
| つくばみらい市 | 12,039 | 19,300 | 31,339 | 26.032 % |
| 計 | 36,117 | 84,270 | 120,387 | 100 % |

[担当：環境対策課] P. 168

3001 環境基本計画推進に要する経費 1,314,000 円 (474,000 円)

[その他 660,000 円 一財 654,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金：環境基金繰入金 30,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 630,000 円]

○ 目的

環境基本計画に定めた施策を総合的・計画的に推進する。

○ 内容

(1) 環境講座

市民の環境問題への理解を深め、自主的・自発的な環境に配慮した行動を促進するため、環境分野からテーマを設け、環境について学び、考える機会を提供する。

・報償費 環境講座講師謝礼 20,000 円

・需用費(消耗品費) 環境講座教材及び作成材料代 10,000 円

(2) 取手市里山・谷津田保全「いもりの里」協議会補助金

里山保全活動を実施している地区・団体等に補助金を交付し、活動を支援する。

・負担金、補助及び交付金

取手市里山・谷津田保全「いもりの里」協議会補助金 350,000 円

(3) ホタル放流事業

宮ノ前ふれあい公園内に整備したホタルの生息に適した水路へ、地域住民により組織された「宮ノ前ふれあい公園ホタルの里育成協議会」と市の協働により、ヘイケボタルの放流・育成及び生息・繁殖に相応しい環境づくりを推進する。

・需用費(消耗品費) ホタル放流に伴う消耗品費 899,750 円

※令和4年度より市制施行50周年記念事業(2 総務費 1 総務管理費 1 一般管理費 2501 市制施行50周年記念事業に要する経費)から移行

[担当：環境対策課] P.169

3801 地球温暖化対策の推進に要する経費 13,872,000 円 (4,875,000 円)

[国・県 750,000 円 その他 7,720,000 円 一財 5,402,000 円]

* 特財積算根拠

[県補:自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金 750,000 円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 7,720,000 円]

○ 目的

令和32(2050)年温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、地球温暖化対策を総合的・計画的に推進する。

○ 内容

(1) 地球温暖化防止対策講座

地球温暖化の現状・対策の重要性について市民の理解を深め、自主的・自発的な環境に配慮した行動を促進するため、地球温暖化対策について学び、考える機会を提供する。

・報償費(講師謝礼) 地球温暖化防止対策講座講師謝礼 550,000 円

(2) 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定支援業務委託

市域の地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に、気候変動適応法に基づく「地域気候変動適応計画」を組み入れ策定する。

・委託料 地球温暖化対策実行計画(区域施策編)策定支援業務委託料 8,489,000 円

(3) 環境教育プログラム業務委託

市内の小中学生に環境問題を基軸とした「新しい価値創造能力」の育成を図るため、持続可能な開発目標(SDGs)における環境問題の理解を深めるとともに、環境問題や社会問題に地域課題を掛け合わせ、タブレット等の情報通信技術(ICT)を活用した探究型の環境教育プログラムを指定校にて実施し、令和7年度を目標に市内全小中学校への導入を目指す。

・委託料 環境教育プログラム業務委託料 1,980,000 円

(4) 自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金及び住宅用太陽光発電システム設置補助金

市域における再生可能エネルギーの普及・拡大を図るため、住宅用蓄エネルギー設備及び住宅用太陽光発電設備を導入する市民に対し、導入に要する経費の一部を補助する。

令和4年度は昨年度の実績を踏まえ、住宅用蓄エネルギー設備、住宅用太陽光発電設備それぞれ30基(昨年度比10基増)に上限を拡大し実施する。

・負担金、補助及び交付金

自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金(30基) 1,500,000 円

住宅用太陽光発電システム設置補助金(30基) 900,000円

[担当：環境対策課] P. 169

4001 取手駅東西口喫煙所管理に要する経費 20,490,000円 新規

[地方債 15,000,000円 その他 5,047,000円 一財 443,000円]

* 特財積算根拠

[市債：分煙施設整備事業債 20,047,000×75%≒15,000,000円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 5,047,000円]

○ 目的

取手駅東口喫煙所を既存のパーティションからコンテナ型の喫煙所に改修し、健康増進法に定める「望まない受動喫煙」の防止に資する。

○ 内容

- ・委託料 取手駅東口喫煙所改修工事实施設業務委託料 499,400円
- ・工事請負費 取手駅東口喫煙所改修工事 19,547,000円

1 保健衛生費 7 公害対策費

[担当：環境対策課] P. 170

2001 公害対策事業に要する経費 3,969,000円 (3,930,000円)

[その他 100,000円 一財 3,869,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：土砂等による土地の埋立等に係る特定事業許可申請手数料 100,000円]

○ 目的

市民の健康を守り、快適な生活環境を保全するため、水質分析調査、騒音・振動測定等の監視活動を通じて、公害の実態を把握し、工場・事業所に指導を行うことで公害発生を未然に防止する。

○ 内容

- ・公害水質調査委託料
 - 河川水質調査委託料 505,999円
 - 古利根沼水質調査委託料 385,550円
 - 井戸水の有害物質調査委託料 401,500円
- ・産業廃棄物対策調査委託料 933,900円
- ・自動車騒音常時監視調査業務委託料 1,422,300円

[担当：環境対策課] P. 170

2501 放射能対策に要する経費 6,843,000円 (7,046,000円)

[国・県 6,753,000円 一財 90,000円]

* 特財積算根拠

[国補：放射線量低減対策特別緊急事業費補助金 6,698,000円]

[県補：消費者行政強化事業及び推進事業費補助金 55,000円]

○ 目的

除染作業が終了した子ども関連施設の事後モニタリング測定を継続して実施し、除染効

果の維持状況を確認するとともに、測定結果をホームページで公表し、住民の安心感の醸成を図る。また、家庭菜園等で採取した市民持込み食材の放射性物質検査を継続して実施し、食の安全・安心を確保する。

○ 内容

- ・除染実施後モニタリング業務委託料 6,523,000 円
- ・一般持込食材放射性物質検査委託料 110,000 円

2 清掃費 1 清掃総務費

[担当：環境対策課] P.172

2001 清掃事業に要する経費 9,426,000 円 (6,682,000 円)

[その他 360,000 円 一財 9,066,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料:生活雑排水汲取手数料 360,000 円]

○ 目的

清潔で住み良い環境づくりを図る。

○ 内容

- ・地区清掃により発生した側溝汚泥の収集、処分を行う。
- ・浸透枳で処理しきれない生活雑排水の汲み取りを行う。(汲み取り戸数7戸)
- ・小堀地区の生活雑排水沈殿槽内に堆積した汚泥の収集、処分を行う。(5年ごとに実施)

小堀沈殿槽管理委託料

小堀沈殿槽汚泥処分収集運搬委託料 $1,850,000 \times 1.1 = 2,035,000$ 円

小堀沈殿槽汚泥処分料 $27,800 \times 43.3t \times 1.1 = 1,324,114$

[担当：環境対策課] P.172

2201 合併処理浄化槽設置整備費補助事業に要する経費 11,586,000 円 (10,792,000 円)

[国・県 7,692,000 円 一財 3,894,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:循環型社会形成推進交付金 3,846,000 円]

[県補:合併処理浄化槽設置事業費補助金 3,846,000 円]

○ 目的

生活排水による公共水域の水質汚濁防止を目的に、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽からの転換を促進するため、従前の単独処理浄化槽の撤去費用補助に加え、新たにし尿くみ取り便槽の撤去費用補助、及びそれに伴う宅内配管工事費補助を実施する。

○ 内容

取手市合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱に基づき、専用住宅に合併処理浄化槽を設置する場合に、予算の範囲内で補助金を交付する。

・合併処理浄化槽設置費補助

5人槽 @332,000×21基= 6,972,000 円

7人槽 @414,000×5基= 2,070,000 円

10人槽 @548,000×1基= 548,000 円

・単独処理浄化槽撤去費補助 @90,000×3基=270,000 円

- ・くみ取り便槽撤去費補助 @90,000 円×2 基=180,000 円
- ・宅内配管工事費補助 @300,000 円×5 箇所=1,500,000 円

2 清掃費 2 じん芥処理費

[担当：環境対策課] P.173

2001 じん芥収集に要する経費 387,782,000 円 (363,619,000 円)

[その他 9,725,000 円 一財 378,057,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料:一般廃棄物許可申請手数料 3,000 円]

[手数料:粗大ごみ収集運搬手数料 7,403,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 15,000 円]

[諸収入:資源物売却代 2,304,000 円]

○ 目的

家庭ごみの収集運搬を実施することにより市民の良好な生活環境を確保する。

○ 内容

市内一般家庭から排出される一般廃棄物(可燃、不燃、粗大)及び資源物(あき缶、あきビン、新聞紙、雑誌・雑紙、段ボール、紙パック、古着、プラスチック製容器包装、ペットボトル)の収集運搬を業者に委託して実施する。また、5種16分別による収集を行い、ごみの減量及びリサイクル推進を図る。

・委託料 じん芥収集運搬委託料 379,274,095 円

※燃料費及び人件費の単価増額により、じん芥収集運搬委託料を増額している。

2 清掃費 3 ごみ減量推進費

[担当：環境対策課] P.174

2001 ごみ減量推進に要する経費 7,363,000 円 (7,071,000 円)

[その他 900,000 円 一財 6,463,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 900,000 円]

○ 目的

ごみの減量及び資源の有効利用などリサイクル推進に関する市民の自主的な取組の促進を図る。

○ 内容

生ごみ処理容器購入補助金は、購入費の2分の1(限度額3,000円、1世帯につき2基まで)を、電気式生ごみ処理機購入補助金は、購入費の2分の1(限度額20,000円、1世帯につき1基)を交付する。

資源回収助成金は、自治会、子ども会及びPTA等の団体に対して、自主的に回収した資源物について1kg当たり4円を、その資源回収団体から依頼を受けた資源回収業者についても、回収量に応じて1kg当たり1円の助成金を交付する。

・負担金、補助金及び交付金

生ごみ処理機等購入補助金 1,290,000 円

資源回収団体助成金 5,630,000 円

2 清掃費 5 し尿処理費

[担当：環境対策課] P.175

2001 し尿処理事業に要する経費 43,034,000円 (35,392,000円)

[その他 20,940,000円 一財 22,094,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：し尿処理手数料 20,940,000円]

○ 目的

市内の清潔な生活環境を保全する。

○ 内容

市内のくみ取り式トイレのし尿くみ取りを定期的を実施する。また、世帯からの要望があった際や災害時等、必要に応じて臨時のくみ取りを実施する。

・手数料 龍ヶ崎地方衛生組合搬入手数料 7,027,200円

・委託料 し尿収集運搬委託料 35,129,160円

※燃料費及び人件費の単価増額により、し尿収集運搬委託料を増額している。

[担当：環境対策課] P.175

2101 龍ヶ崎地方衛生組合負担金 92,690,000円 (96,667,000円)

[一財 92,690,000円]

○ 目的

取手市から搬出された、し尿及び浄化槽汚泥の処理を適切に行い、生活環境を保全する。

○ 内容

し尿及び浄化槽汚泥を龍ヶ崎地方衛生組合の「龍の郷クリーンセンター」において処理している。

分担金表

(単位：千円)

| No | 市町村名 | 投入実績% | 一般経費 | | 令和4年度 分担金 | 令和3年度 分担金 | 比較 |
|----|------|--------|-----------|------------|--------------|--------------|--------|
| | | | 均等割 5% | 実績割 95% | | | |
| 1 | 龍ヶ崎市 | 17.90 | 2,118 | 57,634 | 59,752 | 61,313 | △1,561 |
| 2 | 牛久市 | 10.78 | 2,118 | 34,709 | 36,827 | 36,660 | 167 |
| 3 | 取手市 | 28.13 | 2,118 | 90,572 | 92,690 | 96,667 | △3,977 |
| 4 | 利根町 | 3.12 | 2,118 | 10,046 | 12,164 | 12,435 | △271 |
| 5 | 河内町 | 6.94 | 2,118 | 22,345 | 24,463 | 24,055 | 408 |
| 6 | 稲敷市 | 16.52 | 2,118 | 53,191 | 55,309 | 57,177 | △1,868 |
| 7 | 美浦村 | 4.43 | 2,118 | 14,263 | 16,381 | 15,848 | 533 |
| 8 | 阿見町 | 12.18 | 2,118 | 39,217 | 41,335 | 41,387 | △52 |
| | 計 | 100.00 | 16,944 | 321,977 | 338,921 | 345,542 | △6,621 |

5 農林水産業費

1 農業費 1 農業委員会費

[担当：農業委員会] P.179

2501 機構集積支援事業に要する経費 1,286,000円(1,330,000円)

[国・県 988,000円 その他 2,000円 一財 296,000円]

* 特財積算根拠

[県補：農地集積・集約化対策推進交付金 988,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 2,000円]

○ 目的

農地の利用状況を調査し、遊休農地の利用増進を図る。

○ 内容

遊休農地の現地調査及び有効利用に係る意向調査並びに農地所有者等の意向調査を実施する。

| | |
|--------------------|----------|
| 会計年度任用職員報酬1人 | 795,000円 |
| 雇用保険料 | 8,000円 |
| 会計年度任用職員費用弁償1人 | 77,000円 |
| 消耗品費 | 9,000円 |
| 通信運搬費 | 101,000円 |
| タブレット(地図情報システム)使用料 | 296,000円 |

1 農業費 3 農業振興費

[担当：農政課] P.180

2001 農業振興に要する経費 17,648,000円(20,885,000円)

[国・県 2,613,000円 一財 15,035,000円]

* 特財積算根拠

[県補：農業経営基盤強化資金利子助成補助金 40,000円]

[県補：環境保全型農業直接支払交付金 1,060,000円]

[県補：農業次世代人材投資資金 1,512,000円]

[県委：家畜伝染病予防事務交付金 1,000円]

○ 目的

各種協議会及び農業関係団体等と連携を図り、地域における農業経営の安定と活性化を目指す。

○ 内容

| | |
|----------------|------------|
| 有害鳥獣駆除委託料 | 1,155,000円 |
| 認定農業者支援事業補助金 | 7,100,000円 |
| 県農林振興公社負担金 | 268,000円 |
| 農業振興研究団体補助金 | 180,000円 |
| 環境保全型農業直接支払交付金 | 1,414,000円 |
| 農業次世代人材投資資金 | 1,500,000円 |

農業公社事業円滑化補助金 5,600,000円

[担当：農政課] P.182

4401 水田農業構造改革対策に要する経費 86,273,000円 (62,666,000円)

[国・県 5,393,000円 一財 80,880,000円]

* 特財積算根拠

[県補：経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金 5,393,000円]

○ 目的

米の需給環境は依然として過剰基調にあり、米価低迷が続いているが、カロリーベースでの食料自給率は約37%と諸外国と比較しても極めて低い水準にある。こうした現状からの脱却には、農家の収入の安定化と余剰水田等を活用した自給力の向上に寄与する作物の推進が必要である。そのため、国では「経営所得安定対策」を積極的に推進している。この政策を踏まえながら、地域の特性や実情に則した独自の補助事業を効果的に実施することで、米生産数量目標の達成に取り組むとともに、農業の活性化、効率的な農地利用、遊休農地の解消等を図る。

○ 内容

《令和4年産米生産数量目標等》

| | |
|----------|------------------------|
| 生産数量目標配分 | 6,946 t |
| 水稲作付面積換算 | 1,320ha(基準単収 525kg 換算) |
| 配分農家数 | 1,917 戸 |

《補助金等》

| 名称 | 予算額 | 備考 |
|-----------------------|-------------|-------------------------|
| 水田農業転作等実施補助金 | 76,378,000円 | 米生産数量を達成し、転作を実施した農家への補助 |
| 水田農業推進センター活動事業費補助金 | 150,000円 | 取手市生産調整推進センターへの活動費補助 |
| 県経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金 | 5,393,000円 | 取手市農業再生協議会への事業費補助 |
| 水田農業転作等推進事業負担金 | 4,207,000円 | 茨城みなみ農業協同組合への事業負担金 |

※水田農業転作等実施補助金については、令和3年度24,087千円増額補正した経緯があり、令和4年度も同程度の執行額を見込み、転作実施農家を支援するもの。

1 農業費 4 農地費

[担当：農政課] P.183

2001 土地改良事業に要する経費 46,319,000円 (45,086,000円)

[国・県 4,391,000円 地方債 13,000,000円 一財 28,928,000円]

* 特財積算根拠

[県補：湛水防除施設等管理費補助金 183,000円]

[県補：多面的機能支払交付金 4,208,000円]

[市債：災害関連事業債(地盤沈下対策分) 1,013,000円×90%≒900,000円]

[市債：土地改良事業債 16,250,000円×75%≒12,100,000円]

(1)福岡堰地区地盤沈下対策事業負担金【県営事業への負担金】

○ 目的

福岡堰土地改良区管内の用水路が不等沈下による逆勾配、中だるみ等の障害が生じ、農業用水の不足や排水不良が起こっているため改修を実施している。川通用水路、寺下用水路、谷井田用水路、九ヶ村用水路等を改修している小貝東部2期地区は令和6年度改修完了予定。また、谷井田落排水路、鐘打落排水路等を改修している福岡堰4期地区は令和5年度改修完了予定。これにより、農業用水の確保と農業経営の安定化を図る。

○ 内容

・事業費負担金 1,013,000 円

| 事業 | 実施箇所 | 内容 |
|----------------------|------------------------------|---------------------------------|
| 地盤沈下対策事業 小貝東部2期地区 | つくばみらい市管内 (川通用水路、谷井田用水路等) | 用水路改修 L=2,130m (全体L=19,979m) |
| 地盤沈下対策事業 福岡堰4期地区 | つくばみらい市管内 (鐘打落排水路) | 排水路改修 L=200m (全体L=7,937m) |

(2)守谷土地改良施設維持管理最適化事業負担金【団体営事業への負担金】

○ 目的

下高井排水機場施設の設備(除塵機・水平コンベア・操作盤・樋管スライドゲート・開閉装置)が老朽化し支障が生じている。排水機場施設の整備を改修することにより、農業用水の確保と農業経営の安定化を図る。

○ 内容

下高井排水機場施設の設備更新を実施する(各市の負担割合:守谷市52.63%、取手市40.94%、つくばみらい市6.43%)。事業期間は令和3年度から令和7年度において工事を実施する。

・事業費負担金 336,000 円

| 事業 | 実施箇所 | 内容 |
|-----------------------|------------|---|
| 守谷土地改良施設 維持管理最適化事業 | 取手市域及び守谷市域 | 下高井排水機場施設の設備 (除塵機・水平コンベア・操作盤・樋管スライドゲート・開閉装置) |

(3)山王西部地区用排水路改修工事負担金【団体営事業への負担金】

○ 目的

当地区は、平成16年度から平成22年度に集落地域整備統合補助事業により区画整理を行った区域であるが、素掘りの水路は、担い手等の高齢化に伴い水路機能の維持管理が困難な状況のため、生産者の労力軽減を図り、営農意欲を向上させることを目的とする。

○ 内容

山王西部地区内の小用水(土堀水路)総延長L=186mについて改修工事を実施する。

・事業費負担金 10,000,000 円

(4)勘兵エ堀排水路整備工事負担金【団体営事業への負担金】

○ 目的

福岡堰土地改良区管内の勘兵エ堀排水路が不等沈下による逆勾配、中だるみ等の障害が生じ、排水不良が生じているため改修工事を行うものである。これにより農業排水の回復

利用と労力の軽減を図り、生産者の営農意欲を向上させることを目的とする。

○ 内容

勘兵エ堀排水路(双葉3丁目2番地先)総延長 L=235m について改修工事を実施する。

・事業費負担金 6,250,000 円

(5) 中内地区排水路整備工事負担金【団体営事業への負担金】

○ 目的

連絡排水路の素掘り部分をコンクリート側溝に改修することにより、機能性の向上とともに管理上の負担軽減を図ることを目的とする。

○ 内容

中内地内の連絡排水路(総延長 L=150m)の改修工事を実施する。排水路整備期間は、令和3年度から令和4年度において工事を実施する。

・事業費負担金 1,969,000 円

(6) 多面的機能支払交付金

○ 目的

農業者及び地域住民等で構成された組織が行う農地・水路・農道等の保全管理、農業施設の長寿命化を図る活動に対しての支援を目的とする。

○ 内容

市之代・貝塚・上高井・下高井地区、上萱場地区、浜田地区、神住地区が実施する基礎的保全管理活動(田・畑の草刈、水路泥上げ等 面積 18,720a)に対し交付する。

交付単価 (田)3,000 円/10a、(畑)2,000 円/10a

負担割合 国 1/2 県 1/4 市 1/4

・事業交付金 5,612,000 円

6 商工費

1 商工費 1 商工総務費

[担当：産業振興課] P.185

2201 自転車活用推進事業に要する経費 389,000 円 (909,000 円)

[一財 389,000 円]

○ 目的

令和3年度に実施した市民の自転車利用実態に関するアンケート調査結果を踏まえ、自転車専門家や地域の関係団体で構成する自転車活用推進会議を通じて、市独自の自転車活用推進計画を策定する。

○ 内容

| | |
|---------------|-----------|
| 自転車活用推進会議委員謝礼 | 165,000 円 |
| 消耗品費 | 10,000 円 |
| 印刷製本費 | 164,000 円 |
| 通信運搬費 | 50,000 円 |

1 商工費 2 商工振興費

[担当：産業振興課] P.186

2001 商工業振興助成に関する経費 25,027,000 円 (25,026,000 円)

[その他 4,440,000 円 一財 20,587,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料：駐車場使用料 1,200,000 円]

[繰入金：ふるさと取手応援基金繰入金 3,240,000 円]

○ 目的

市内の商工会や商店街への助成等を行うことにより、市の商工業の発展に寄与することを目的とする。

○ 内容

| | |
|-------------------|--------------|
| (1) 商店街活性化事業補助金 | 1,640,000 円 |
| ・商店街活性化事業補助金 7 団体 | 1,100,000 円 |
| ・駅周辺活性化事業補助金 3 団体 | 540,000 円 |
| (2) 商工会事業補助金 | 19,358,000 円 |
| ・取手市商工会事業補助 | 16,874,000 円 |
| ・産業振興 ICT 推進事業 | 2,484,000 円 |
| (3) とりで産業まつり補助金 | 2,000,000 円 |
| (期 日) 令和4年11月予定 | |
| (場 所) 取手緑地運動公園 | |
| (参加者) 30,000 人見込 | |
| (4) 藤代商工祭補助金 | 1,000,000 円 |
| (期 日) 令和4年9月予定 | |

(場 所)藤代地区商店会大通り
(参加者)3,000 人見込

[担当：産業振興課] P. 187

2002 買い物弱者支援事業に関する経費 2,000,000 円 (2,000,000 円)

[その他 1,400,000 円 一財 600,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 1,400,000 円]

○目的

市内を移動販売車が巡回することにより、既存スーパーの撤退、地元商店街の衰退、市民の高齢化に伴う買い物弱者への買い物環境の改善を図る。

○内容

買い物が困難な市民に対して移動販売車にて生鮮三品等の買物の場を提供する事業者に対し、取手市買い物弱者支援事業補助金交付要綱に基づき人件費の一部を支援する。

[担当：産業振興課] P. 187

2101 中小企業事業資金融資あっ旋事業に要する経費 62,590,000 円 (61,515,000 円)

[国・県 639,000 円 その他 30,000,000 円 一財 31,951,000 円]

* 特財積算根拠

[県補:茨城県災害対策融資(令和元年台風15号・19号災害特例)利子補給金補助金
639,000 円]

[諸収入:自治金融資金貸付金元利収入 30,000,000 円]

○ 目的

市内の中小企業者に対する事業資金の保証あっ旋をすることで、市内中小企業者の金融の円滑化を図り、企業の安定と繁栄に寄与することを目的とする。

○ 内容

茨城県信用保証協会を公的保証人とすることで事業資金の借入れを円滑にするとともに、市内金融機関に1年間の預託を行うことにより融資実行利率を低利に抑え、制度の基盤を強固なものにする。また、制度利用者に対し、保証料を補助することで制度利用者の負担軽減を図る。

・制度の概要

| 制 度 | 自 治 金 融 | | 振 興 金 融 | |
|-------|--|--------|----------|--------|
| 内 容 | 1,000 万円 | 返済 7 年 | 2,000 万円 | 返済 7 年 |
| 保 証 料 | 年 0.45~1.9%(平均で 1.15% 10 万円で約 3,200 円) | | | |

・保証料補助の内訳

| 制 度 | 金 額 | 備 考 |
|--|--------------|--------------------|
| 自治金融 | 31,328,000 円 | 新規 130 件、過年度 102 件 |
| 振興金融 | | 新規 60 件、過年度 37 件 |
| 自治金融・振興金融保証債務残高 92,080,560 円 ※令和3年12月末現在 | | |

・預託金

| 制 度 | 金 額 | 備 考 |
|---------|--------------|---------------|
| 自治金融預託金 | 30,000,000 円 | 市内金融機関 6 行に預託 |

[担当：産業振興課] P. 187

2701 中小企業育成事業に要する経費 92,000 円 (156,000 円)

[一財 92,000 円]

○ 目的

取手市の農産品を含む特産品を都内等で販売する機会を設けることで、取手市及び市内事業者の PR と販路拡大による地域経済の活性化を図る。

○ 内容

農商工連携による市町村と千代田区の交流促進と会員相互の連携を図ることを目的に活動している任意団体「ちよだフードバレーネットワーク」(事務局は特定非営利活動法人農商工連携サポートセンター)の会員として、各種サービスを活用する。

- ・旅費 44,000 円
- ・駐車場使用料 6,000 円
- ・常設アンテナショップ「ちよだいちば」出店料 42,000 円

[担当：産業振興課] P. 187

2801 産業振興に関する経費 29,241,000 円 (43,146,000 円)

[一財 29,241,000 円]

(1) 地域資源ブランド化事業

○ 目的

取手ブランドを全国に向けて PR するとともに、農業・観光等の振興を図り市全体の活性化を図る。

○ 内容

市内耕作放棄地でなたね等の油糧作物を栽培し、地油を生産する。

- ・需用費(消耗品費、搾油所及び倉庫電気代) 183,000 円
- ・委託料(消防設備保守点検委託料) 27,000 円
- ・負担金(下高井地域振興協議会負担金) 100,000 円

(2) 産業活動支援条例に基づく奨励金

○ 目的

産業活動支援条例に基づき、市内に事業所を新設または増設する企業に対し、施設奨励金及び雇用促進奨励金を交付することにより、産業の振興及び雇用機会の拡大を図り、地域経済の活性化を図る。

○ 内容

- ・施設奨励金 28,866,000 円

[担当：産業振興課] P. 188

2804 創業支援等事業に関する経費 5,125,000 円 (6,417,000 円)

[その他 3,580,000 円 一財 1,545,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 3,580,000 円]

(1) 創業支援等事業業務委託料 3,486,000 円

○ 目的

産業競争力強化法の施行に伴い、市は創業支援等事業者(一般社団法人とりで起業家支援ネットワーク)と連携して、創業支援等事業計画を作成し、各種創業支援等事業に取り組んでいる。起業でまちを元気にする、をキーワードに起業家タウン取手の実現を目指す。

○ 内容

- ・創業スクール事業
- ・ビジネスプランコンテスト事業

(2) 産業振興チャレンジ支援事業補助金 200,000 円

○ 目的

市内で起業をした事業者に対し、起業する際に必要な初期費用を補助することにより、市内での起業を促進し、地域経済の活性化を図る。

○ 内容

一般社団法人とりで起業家支援ネットワーク(Match とりで)で起業家カードを発行された起業家に対して、申請に基づき、10,000 円を限度に補助金を交付する。なお、補助金の対象となる経費は、市内で提供されたサービスや商品のみとする。

(3) 市民事業活動促進補助金 1,439,000 円

○ 目的

事業者に対し、インキュベーションオフィス等の利用料金を補助することにより、市民の事業活動を促進し、市内経済の活性化を図る。

○ 内容

インキュベーションオフィス等を利用して事業活動を行う事業者に対し、その一月当たりの利用料金(光熱水費、通信費その他事業者が実費として支払うもの及びオプションサービスにかかる費用を除く)が 10,000 円以上の場合、100 分の 50 に相当する経費を最長で連続 12 か月間補助する。

[担当：産業振興課] P. 188

2901 空き店舗活用事業に要する経費 3,200,000 円 (3,200,000 円)

[その他 2,240,000 円 一財 960,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 2,240,000 円]

○ 目的

空き店舗の有効利用及びまちの賑わいづくりの促進のため、空き店舗に出店する者に対し、取手市空き店舗活用補助金交付要綱に基づき支援する。

○内容

・空き店舗活用事業補助金 3,200,000 円

| 項 目 | 補助率 | 補助対象経費の上限額 |
|--------|-----------|------------------------------|
| 店舗改装費 | 2 分の 1 以内 | 100 万円以内 (起業家以外は 50 万円以内) |
| 店舗の賃借料 | 2 分の 1 以内 | 月額 5 万円以内で 1 年間 |

[担当：産業振興課] P.188

3201 わくわく取手生活実現事業に要する経費 25,755,000 円 (2,828,000 円)

[国・県 19,316,000 円 一財 6,439,000 円]

* 特財積算根拠

[県補:わくわく茨城生活実現事業補助金 25,755,000 円×3/4≒19,316,000 円]

○ 目的

東京圏から市内への移住促進、及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、東京 23 区に在住または通勤している方が、取手市へ移住し、起業や就業等を行う場合に、茨城県と共同して移住支援金を支給する。

○ 内容

東京 23 区に在住または東京圏在住で 23 区に通勤する方が、当市に移住し、茨城県内で起業し県が実施する「地域解決型起業補助金」の交付決定を受けた場合、茨城県が移住支援金の対象とする就業先としてマッチングサイトに掲載している求人に応じた場合、もしくはテレワークにより移住前の業務を継続する場合に、世帯移住 100 万円、単身移住 60 万円の移住支援金を支給する。また、令和 4 年度から 18 歳未満の世帯員を帯同して移住した場合は 18 歳未満の者 1 人につき 30 万円を加算して支給する。

[担当：産業振興課] P.189

3401 中小企業振興基本条例・計画策定事業に要する経費 208,000 円 新規

[一財 208,000 円]

○ 目的

中小企業が市内経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本理念を定め、市・事業者・商工会の役割を明らかにするとともに、中小企業の振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、中小企業振興基本条例の制定と、基本計画の策定準備を行う。

○ 内容

| | |
|--------|-----------|
| ・消耗品費 | 36,000 円 |
| ・通信運搬費 | 172,000 円 |

1 商工費 3 労働対策費

[担当：産業振興課] P.189

2001 労働対策に関する経費 14,640,000 円 (15,140,000 円)

[その他 9,506,000 円 一財 5,134,000 円]

＊ 特財積算根拠

[諸収入:生涯現役促進地域連携事業推進協議会貸付金元利収入 9,500,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 6,000 円]

(1) 取手市地域職業相談室の運営に関する経費

○ 目的

平成 19 年 10 月開設の取手市地域職業相談室(通称:取手市ふるさとハローワーク)において、国と市が連携しながら、職業相談、職業紹介サービスを提供し、安定した雇用機会の確保、就職の促進を図る。また、「とりで起業家支援ネットワーク」や「とりで生涯現役ネットワーク(取手市生涯現役促進地域連携事業推進協議会)」と連携し、就労支援の充実を図る。

○ 内容

取手駅前商業施設に設置し、国と市の共同で管理運営を行う。

| | | | |
|------|------------------------|------|-------|
| 業務時間 | 毎週月～金曜日 午前 10 時～午後 5 時 | | |
| 主な業務 | 職業相談、職業紹介と求人情報の提供 | | |
| 相談員 | 国 2 名 | 受付事務 | 市 2 名 |

・会計年度任用職員報酬 1,919,000 円

・地域職業相談室賃料 2,298,000 円

(2) 生涯現役促進地域連携事業推進協議会貸付金 9,500,000 円

○ 目的

地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業機会を確保するために、厚生労働省職業安定局委託事業である「生涯現役地域連携事業」を受託する、取手市生涯現役促進地域連携事業推進協議会に対し、事業実施に必要な事業費を貸付けする。

○ 内容

・総合相談事業(コンシェルジュ事業)

・高年齢者雇用新規開拓・啓発事業

・シンポジウム事業

・セミナー・スクール事業

1 商工費 4 働く婦人の家・勤労青少年ホーム管理費

[担当:産業振興課] P. 190

2001 働く婦人の家・勤労青少年ホーム管理運営に要する経費 12,428,000 円

(16,401,000 円)

[その他 1,275,000 円 一財 11,153,000 円]

＊ 特財積算根拠

[使用料:施設使用料 1,242,000 円]

[手数料:コピー手数料 15,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 3,000 円]

[諸収入:印刷機使用料 15,000 円]

○ 目的

利用者が余暇を使い趣味の活動や学習活動をするために運営し、施設を良好な状態に保

つために維持管理を行い、利用環境の充実に寄与する。

○ 内容

働く婦人の家の適切な維持管理を行う。主な経費は、会計年度任用職員報酬、需用費、委託料である。

- ・会計年度任用職員報酬 3,687,000 円
- ・需用費 4,742,000 円(光熱水費、修繕料ほか)
- ・委託料 3,435,000 円(施設の清掃管理委託、夜間管理委託ほか)

1 商工費 5 消費生活対策費

[担当：産業振興課] P.192

2001 消費生活対策に要する経費 11,965,000 円 (11,026,000 円)

[国・県 993,000 円 その他 26,000 円 一財 10,946,000 円]

* 特財積算根拠

[県補：消費者行政強化事業及び推進事業費補助金 993,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 26,000 円]

○ 目的

消費者の利益の擁護及び増進に関する対策の推進を図り、消費生活に係る知識の普及と情報の提供に努め、市民の消費生活の安定と向上を確保することを目的とする。

○ 内容

(1) 消費生活展実施委託料 650,000 円

消費生活展は、消費者団体等が、消費生活に関する題材を多面的かつ具体的に取り上げ、一般消費者(市民)の方々へ情報提供や消費者力向上を目的とし、開催する。

(2) 消費生活センター相談業務

一般消費者(市民)からの商品やサービスの契約及び多重債務等の消費生活トラブル相談、苦情、問合せを受け付け、専門的な知識を持つ消費生活相談員が、助言・あっせん・情報提供等を行う。

| | |
|-------|-----------|
| 業 務 日 | 月曜日～金曜日 |
| 相談時間 | 午前9時～午後4時 |
| 相談員数 | 3人 |

(3) 消費者トラブル等未然防止啓発事業

一般消費者(市民)への悪質商法や特殊詐欺等の消費者被害の防止、拡大防止に努める。また、一人ひとりの消費者が安全で安心した消費生活を営むことができるよう、高齢者向け・若者向けキャンペーン、消費者セミナー、出前講座等の啓発事業を実施する。

1 商工費 6 観光費

[担当：産業振興課] P.193

2001 観光事業に関する経費 39,325,000 円 (39,925,000 円)

[その他 26,880,000 円 一財 12,445,000 円]

＊ 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 26,880,000 円]

○ 目的

取手市の魅力を全国に発信し、観光事業の振興を図るため、市観光協会の各事業への助成等を行い、郷土愛の高揚に貢献する。

○ 内容

- (1) 小堀古利根周辺の清掃管理委託料 360,000 円
- (2) 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会負担金 542,000 円
(茨城県国際観光テーマ地区推進協議会負担金 70,000 円含む)
- (3) 市観光協会補助金 38,403,000 円

| | |
|-----------------|--------------|
| 観光協会一般補助金 | 4,223,000 円 |
| 花火大会補助金 | 30,080,000 円 |
| たこあげどんどもつり補助金 | 2,050,000 円 |
| 桜ライトアップ事業補助金 | 750,000 円 |
| 取手駅前にぎわい創出事業補助金 | 1,300,000 円 |

観光協会主催イベント

| イベント名 | 実施予定期日 | 場 所 | 来場者見込 |
|-------------------------|--------------|--------------------|-----------|
| 第 67 回とりで利根川大花火 | 令和 4 年 8 月中旬 | 取手緑地運動公園 | 100,000 人 |
| 第 54 回とりで利根川 たこあげ大会 | 令和 5 年 1 月中旬 | 取手緑地運動公園 | 2,500 人 |
| 第 53 回とりで利根川 どんどもつり | 令和 5 年 1 月中旬 | 取手緑地運動公園 | 2,500 人 |
| 第 10 回とりで観光フォト コンテスト | 令和 5 年 2 月中旬 | ふじしろ図書館 | — |
| 第 5 回取手駅前にぎわいフェスタ | 令和 5 年 3 月下旬 | 取手ウェルネス プラザ | 2,500 人 |
| 第 19 回桜ライトアップ事業 | 令和 5 年 3 月下旬 | 老人福祉センター 「さくら荘」 | 2,500 人 |

7 土木費

2 道路橋りょう費 2 道路維持費

[担当：管理課] P. 199

2001 道路維持補修に要する経費 484,039,000 円 (359,713,000 円)

[国・県 131,516,000 円 地方債 96,800,000 円 その他 31,588,000 円

一財 224,135,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:防災・安全交付金(インフラ老朽化対策分) 239,120,000 円×55%≒131,516,000 円

[市債:市道整備事業債 (198,420,000 円-109,131,000 円)×90%≒80,300,000 円]

[市債:市道整備事業債 15,345,000 円×75%≒11,500,000 円]

[市債:緊急自然災害防止対策事業債 5,000,000 円×100%=5,000,000 円]

[使用料:道路使用料 16,672,000 円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 14,845,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 71,000 円]

○ 目的

総延長約 1,000 km の市道を安全・快適に利用できるように道路施設の点検・維持・修繕を行う。また、橋梁や道路施設の点検を実施し、補修を計画的に行う。

○ 内容

道路施設で破損があった場合に、専門的な技術及び機器等を使用しなければならないような破損については専門業者に修繕を依頼し、破損の程度が小さく職員で補修できるものについては補修材料を購入して補修する。なお、委託料は、街路樹の剪定、道路法面の草刈、道路構造物の処分費等の維持管理に要する経費及び道路の側溝、路面の清掃、取手・藤代各駅のエレベーター、エスカレーターの点検・清掃等に要する経費である。

橋梁においては、二巡目の定期点検を行い、前年度までの修繕詳細設計を基に横断歩道橋の補修工事を実施する。また、災害の発生の予防・拡大の防止を目的とする緊急自然災害防止対策事業債を活用した米ノ井地区の法面工事を実施する。

| | | |
|-------|-----------------------------------|---------------|
| 工事請負費 | 歩道橋補修工事費(横断歩道橋 2 橋) | 198,420,000 円 |
| 工事請負費 | 道路維持補修工事(市道 1-2318 号線法面工事(米ノ井地区)) | 5,000,000 円 |
| 委託料 | 橋梁点検委託料(62 橋) | 18,700,000 円 |
| 委託料 | 橋梁長寿命化計画修正業務 | 22,000,000 円 |

[担当：道路建設課] P. 200

26 道路維持に要する経費 22,440,000円(0円)

[地方債 22,400,000円 一財 40,000円]

* 特財積算根拠

[市債：緊急自然災害防止対策事業債 22,440,000円×100%≒22,400,000円]

○ 目的

災害の発生を予防し、又は災害の拡大防止を図る。

○ 内容

法面对策を実施する。

(単位：円)

| 事業名 | 事業費 | 事業内容 |
|--------------------|------------|-----------------------|
| 2604 稲(市道 2494 号線) | 22,440,000 | 擁壁工事 L=20m 22,440,000 |

2604 稲(市道 2494 号線)



2 道路橋りょう費 3 道路改良費

[担当：道路建設課] P. 201

20 道路改良に要する経費 264,333,000円(236,453,000円)

[地方債 245,500,000円 一財 18,833,000円]

* 特財積算根拠

[市債：市道整備事業債 109,856,000円×90%≒98,800,000円]

[市債：合併特例債 154,477,000円×95%≒146,700,000円]

○ 目的

生活に密着した道路を拡幅整備し、緊急時の救急車両の通過や交通の利便性を図る。

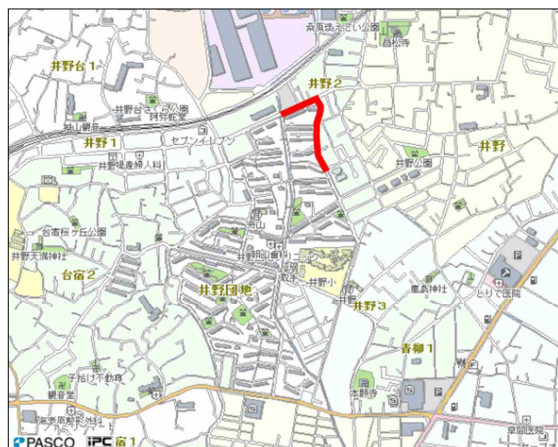
○ 内容

道路改良事業を実施する。各路線の事業費・内容等は次のとおり。

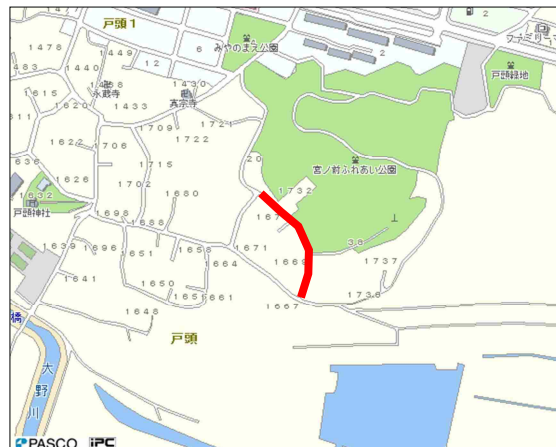
(単位:円)

| 事業名 | 事業費 | 事業内容 | |
|---------------------------------|-------------|---|---|
| 2016 井野団地外周道路 (市道 0115 号線他) | 128,000,000 | 改良工事【2工区】 L=320m | 128,000,000 |
| 2031 戸頭新屋敷 (市道 2241 号線他) | 1,155,000 | 補償調査業務委託 N=1 式 | 1,155,000 |
| 2040 井野台四丁目 (市道 3276 号線他) | 37,704,000 | 不動産鑑定評価 N=1 式 補償調査業務委託 N=1 式 土地評価業務委託 N=1 式 用地費 A=220 m ² 物件移転補償 N=1 式 損失補償 N=1 式 | 371,000 3,135,000 4,158,000 10,000,000 20,000,000 40,000 |
| 2041 井野台 (市道 3453 号線他) | 26,477,000 | 改良工事【2工区】 L=200m | 26,477,000 |
| 2042 米ノ井弁才天 (市道 0203 号線) | 8,271,000 | 不動産鑑定評価 N=1 式 土地評価業務委託 N=1 式 用地費 N=1 式 損失補償 N=1 式 | 371,000 2,860,000 5,000,000 40,000 |
| 2081 駒場三丁目 (市道 1483・1486 号線) | 41,859,000 | 改良工事 L=230m 物件移転補償 N=1 式 電柱移設補償 N=5 本 | 39,259,000 100,000 2,500,000 |
| 2089 桑原(市道 3100 号線他) | 20,867,000 | 改良工事【1工区】 L=140m | 20,867,000 |

2016 井野団地外周道路(市道 0115 号線他)



2031 戸頭新屋敷(市道 2241 号線他)



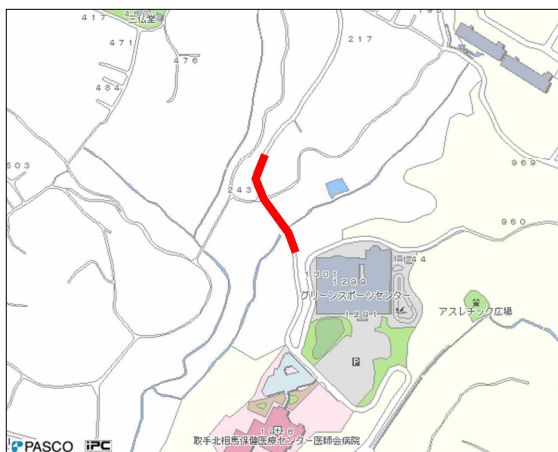
2040 井野台四丁目(市道 3276 号線他)



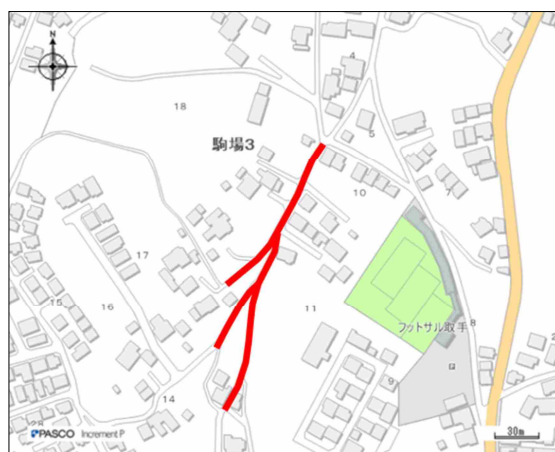
2041 井野台(市道 3453 号線他)



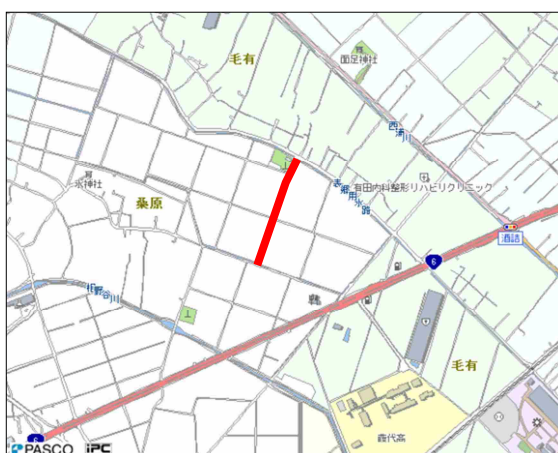
2042 米ノ井弁才天(市道 0203 号線)



2081 駒場三丁目(市道 1483・1486 号線)



2089 桑原(市道 3100 号線他)



[担当：道路建設課] P. 203

25 通学路整備に要する経費 74,000,000 円 (120,489,000 円)

[国・県 40,700,000 円 地方債 31,400,000 円 一財 1,900,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:防災・安全交付金(生活空間の安全確保分) 74,000,000 円×55%=40,700,000 円]

[市債:合併特例債 (74,000,000 円-40,700,000 円)×95%≒31,400,000 円]

○ 目的

小中学生の通学路の歩道整備等を行い、児童等の安全対策を図る。

○ 内容

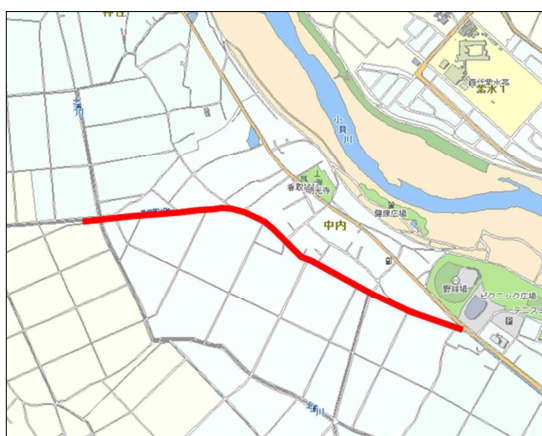
道路改良事業を実施する。各路線の事業費・内容等は次のとおり。

なお、通学路安全対策プログラムに基づき危険箇所対策として、道路改良及び安全対策施設整備を求められた箇所について、安全対策を行うものである。

(単位:円)

| 事業名 | 事業費 | 事業内容 | |
|------------------------------|------------|--------------------------------------|------------------------|
| 2512 山王 (市道 4262 号線他) | 40,000,000 | 改良工事 L=1,020m | 40,000,000 |
| 2528 東四丁目 (市道 4166 号線他) | 10,000,000 | 測量設計業務委託 L=100m | 10,000,000 |
| 2530 桑原 (市道 4042 号線) | 10,000,000 | 路線測量業務委託 L=400m 道路詳細設計業務委託 L=400m | 4,247,000 5,753,000 |
| 2532 井野台一丁目 (市道 4113 号線他) | 14,000,000 | 測量設計業務委託 L=550m | 14,000,000 |

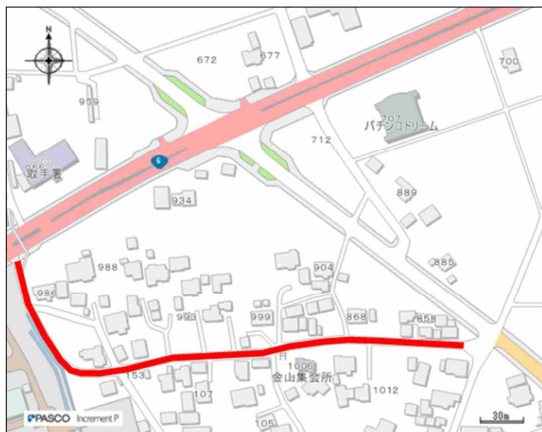
2512 山王(市道 4262 号線他)



2528 東四丁目(市道 4166 号線他)



2530 桑原(市道 4042 号線)



2532 井野台一丁目(市道 4113 号線他)



3 都市計画費 1 都市計画総務費

[担当：都市計画課] P. 206

0701 分庁舎の管理に要する経費 26,701,000 円 (6,569,000 円)

[地方債 16,200,000 円 その他 5,107,000 円 一財 5,394,000 円]

* 特財積算根拠

[市債:脱炭素化事業債 18,000,000 円×90%=16,200,000 円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 3,630,000 円]

[諸収入:子ども発達センター光熱水費等使用料 1,477,000 円]

○ 目的

分庁舎全体の適正な維持管理を図る。

○ 内容

第二次取手市地球温暖化防止実行計画に基づき、分庁舎の省エネルギー化を推進するため、照明器具を LED に切り替える。

また、分庁舎の受変電設備のうち UGS(地中線用負荷開閉装置)と高圧ケーブルについて、分庁舎内の電気事故を原因とする近隣への波及事故(停電)を防止するため更新する。

| | |
|-----------------|--------------|
| 分庁舎照明器具 LED 化工事 | 18,000,000 円 |
| 分庁舎受変電設備改修工事 | 2,043,000 円 |
| その他の経費 | 6,658,000 円 |

[担当：都市計画課] P. 206

0801 桑原地区整備推進に要する経費 41,412,000 円 (14,044,000 円)

[一財 41,412,000 円]

○ 目的

桑原地区において組合施行の土地区画整理事業による大規模な商業・業務施設を核とした新市街地を創出し、市の求心力を高めることで、市民生活環境の向上だけでなく、雇

用の創出や若者世代の定住化を促進し、まちの活力を高めていくことを目的として、準備組合・事業協力者と協働して、土地区画整理事業の事業化に向けた国や県等との関係機関協議を進めるとともに、桑原地区土地区画整理準備組合に対する事業化支援を行う。

○ 内容

土地区画整理事業の早期事業化を実現するため、準備組合が行う事業計画案の作成に必要な調査設計費に対して助成を行い、事業化検討や関係機関協議を支援する。あわせて、準備組合の行う調査設計に基づき、市街化区域編入等の都市計画決定に向けた国や県等との関係機関協議を進めるとともに、土地区画整理組合の設立に向けた関係権利者の合意形成を支援する。

| | |
|-----------------|--------------|
| 桑原地区土地区画整理事業補助金 | 41,404,000 円 |
| その他の経費 | 8,000 円 |

[担当：都市計画課] P.207

2501 都市交通政策の推進に要する経費 121,243,000 円 (117,721,000 円)

[一財 121,243,000 円]

○ 目的

市民の日常の移動手段を確保する観点から、コミュニティバスの運行や民間路線バス、関東鉄道常総線への支援を通じて、市内公共交通網の維持・整備を図る。

○ 内容

コミュニティバスは、市内7路線を7台の車両で運行し、その運行経費と運賃等の差額分を運行事業者に補償する。バス車両については、7台すべてが低床で高齢者等においても乗り降りしやすい車両をリースし運行する。

民間路線バスについては、バス運行事業者に対し、公共公益施設へのアクセスを確保するため、取手駅西口からグリーンスポーツセンターを經由し戸頭駅を結ぶ路線の運行経費の一部を補助する。あわせて、取手駅や藤代駅を発着として複数市間を運行する広域的・幹線的路線の維持を図るため、国、県および沿線市と経費の一部を負担する。

関東鉄道常総線については、関東鉄道株式会社が行う線路や信号保安設備といった安全輸送設備の改修等に対し、国、県および沿線市と工事費の一部を補助する。

| | |
|--------------------|--------------|
| コミュニティバス運行経費補償金 | 91,560,000 円 |
| コミュニティバス使用料 | 14,598,000 円 |
| 路線バス運行事業補助金 | 7,300,000 円 |
| 路線バス運行事業負担金 | 2,390,000 円 |
| 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業補助金 | 5,063,000 円 |
| その他の経費 | 332,000 円 |

[担当：都市計画課] P. 208

2601 交通バリアフリー推進に要する経費 106,666,000円(0円)

[地方債 101,300,000円 その他 5,366,000円]

* 特財積算根拠

[市債：合併特例債 106,666,000円×95%≒101,300,000円]

[繰入金：地域福祉基金繰入金 5,366,000円]

○ 目的

JR 取手駅利用者の利便性の向上や高齢者・障害者等の移動の円滑化を図るため、取手市公共交通バリアフリー化設備整備費補助金交付要綱に基づき、JR 取手駅構内のバリアフリー化設備の整備に係る費用について、事業者に対し補助を行う。

○ 内容

JR 東日本が実施する JR 取手駅東口構内エレベーター整備工事に対して、補助対象経費の3分の1を限度額として補助金を交付するとともに、ホームドア設置工事に対して補助金を交付するために継続費を設定する。(支出は令和5年度を予定)

取手駅構内エレベーター整備事業補助金 106,666,000円

3 都市計画費 2 建築指導費

[担当：建築指導課] P. 208

0501 建築指導事務に要する経費 8,966,000円(5,509,000円)

[その他 3,458,000円 一財 5,508,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：昇降機確認手数料 36,000円]

[手数料：昇降機完了検査手数料 60,000円]

[手数料：建築確認手数料 253,000円]

[手数料：建築完了検査手数料 297,000円]

[手数料：工作物確認手数料 14,000円]

[手数料：工作物完了検査手数料 23,000円]

[手数料：証明等手数料 144,000円]

[手数料：中間検査手数料 88,000円]

[手数料：建築計画概要書等の写し交付手数料 308,000円]

[手数料：位置指定申請手数料 100,000円]

[手数料：開発行為許可申請手数料 2,006,000円]

[手数料：証明手数料 28,000円]

[手数料：開発登録簿の写し交付手数料 95,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 6,000円]

○ 目的

建築確認に関する事務や建築基準法に基づく指定・認定・許可及び違反建築物の指導を通して、安全安心な街並形成のための建築行政に寄与すること、また開発行為等の許可及び宅地造成等規制法により宅地の安全性に寄与することを目的とする。

○ 内容

都市計画法の一部改正における開発許可制度の見直しにより、法第 34 条第 11 号及び同条第 12 号の条例で定める土地の区域から災害リスクの高い区域を除外することが法律上明確化された。また運用上、土地所有者等が自己の権利に係る土地が条例区域に含まれるかどうかを容易に認識することができるよう、条例区域を客観的かつ明確に示す必要がある。このことから条例で指定する土地の区域の調査を実施する。

区域指定図作成業務委託料 3,465,000 円

[担当：建築指導課] P.210

2101 木造住宅耐震事業に要する経費 2,413,000 円 (1,385,000 円)

[国・県 1,776,000 円 一財 637,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成分) 1,206,000 円]

[県補:木造住宅耐震化支援事業費補助金 570,000 円]

○ 目的

木造住宅の耐震診断を実施することで、地震に対する建築物の安全性に関する知識の普及・向上を図り、耐震改修等に対して補助をすることにより改修を促進させ、今後予想される地震災害から市民の生命、財産を守ることを目的とする。

○ 内容

木造の一戸建住宅で昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築された等、条件のいずれにも該当する建築物に対して耐震診断士を派遣し、無料耐震診断を行う。また、耐震診断の「上部構造評点」が 1.0 未満の住宅等、条件のいずれにも該当する建築物の耐震改修設計と耐震改修工事の両方を行う場合に費用の一部を補助する。

本年度の木造耐震診断件数及び補強工事に対する補助予定件数は次のとおり。

| 名 称 | 件 数 | 金 額 |
|-------------|-----|-------------|
| 木造住宅耐震診断委託料 | 5 件 | 412,500 円 |
| 木造住宅耐震補強補助金 | 2 件 | 2,000,000 円 |
| 計 | 7 件 | 2,412,500 円 |

木造住宅耐震診断委託料の金額算定は次のとおり。

委託料=75,000 円×5 件×1.10

木造住宅耐震補強補助金の金額算定は次のとおり。

補助金=限度額 1,000,000 円又は耐震改修(建替)工事費の 8/10 のいずれか低い額×2 件

3 都市計画費 3 地籍調査費

[担当：管理課] P. 210

2001 地籍調査事業に要する経費 21,301,000 円 (20,791,000 円)

[国・県 13,425,000 円 一財 7,876,000 円]

* 特財積算根拠

[県負：地籍調査費負担金 17,900,000 円×75%=13,425,000 円]

○ 目的

国土調査法に基づき、地籍の明確化を図るために一筆毎の土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果に基づき地図及び簿冊を作成する事業である。これらの成果は、法務局に送付され登記内容が改められることをはじめ、個人の土地取引、公共事業、固定資産税の課税など、およそ土地に関する行為のための基礎資料となり、様々な分野で活用されることとなる。

○ 内容

(1) 委託料

- ・新規地区である白山Ⅲ地区について、現地調査及び地籍測量等を委託して実施する。

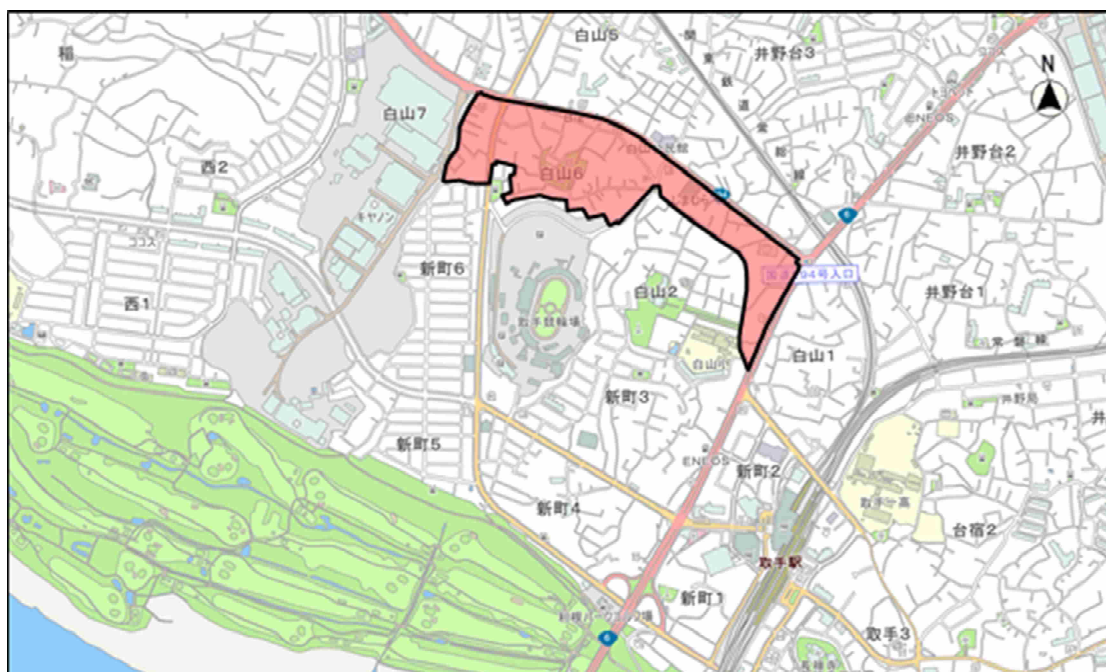
白山Ⅲ地区地籍調査委託料 17,380,000 円

【白山Ⅲ地区概要】

| | |
|------|------------------------------|
| 実施区域 | 白山三丁目、白山四丁目、白山六丁目及び白山七丁目の各一部 |
| 実施面積 | 14 ha |
| 調査筆数 | 811 筆 |

地籍調査実施区域

白山Ⅲ地区



- ・登記完了地区について、誤り等があった場合に修正測量を委託して実施する。

誤り等申し出に伴う修正測量委託料 216,700 円

(2) 使用料及び賃借料

地籍調査実施地区の事務支援及び登記完了地区における成果の維持管理・利活用を行う。

地籍調査支援システム使用料 1,914,000 円

3 都市計画費 5 街路事業費

[担当：道路建設課] P. 213

2201 都市計画道路 3・5・23 号北敷・沼附線に要する経費

30,000,000 円 (70,378,000 円)

[国・県 16,500,000 円 地方債 12,800,000 円 一財 700,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：防災・安全交付金(生活空間の安全確保分) 30,000,000 円×55%=16,500,000 円]

[市債：合併特例債 (30,000,000 円-16,500,000 円)×95%=12,800,000 円]

○ 目的

本路線は、近隣から北浦川緑地へのアクセス道路として位置づけられており、北浦川緑地の整備事業(茨城県事業)と一体的に整備を進めている路線である。

○ 内容

- ・補償調査業務委託 N=1 式 5,071,000 円
- ・軟弱地盤対策工事 L=400m 24,929,000 円

2201 都市計画道路 3・5・23 号北敷・沼附線



3 都市計画費 6 都市排水費

[担当：排水対策課] P. 215

2101 樋管の維持管理に要する経費 120,892,000円(21,267,000円)

[国・県 1,655,000円 地方債 76,800,000円 その他 25,603,000円 一財 16,834,000円]

* 特財積算根拠

[国委:樋管管理業務受託収入 1,655,000円]

[市債:都市排水路整備事業債 102,403,000円×75%≒76,800,000円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 25,603,000円]

○ 目的

利根川、小貝川への都市排水放流口である樋管の維持管理及び老朽化した排水機場の改修工事を行う。これにより、市内を水害から守る。

○ 内容

樋管及び排水機場の維持管理は業者に委託し、樋管の操作は地元の各消防団と樋管近隣住民の方に依頼する。

| | | |
|-------|------------------------|--------------|
| 委託料 | 排水機場施設点検4機場8樋管分 | 4,727,000円 |
| | 排水機場樋管水路部浚渫(中谷津) | 2,618,000円 |
| 工事請負費 | 新町排水機場No.2ポンプ用自家発電機他改修 | 102,403,000円 |

[担当：排水対策課] P. 216

27 都市排水整備に要する経費 76,477,000円(99,970,000円)

[地方債 70,200,000円 一財 6,277,000円]

* 特財積算根拠

[市債:合併特例債 73,947,000円×95%≒70,200,000円]

○ 目的

家屋への浸水被害や道路冠水を解消し、雨水排水路整備をすることで居住環境の改善を図る。

○ 内容

今年度は、藤代地区の家屋調査や西二丁目地区の雨水排水整備工事及び敷地内雨水流出を抑制するための雨水浸透施設設置費用の一部を助成する。

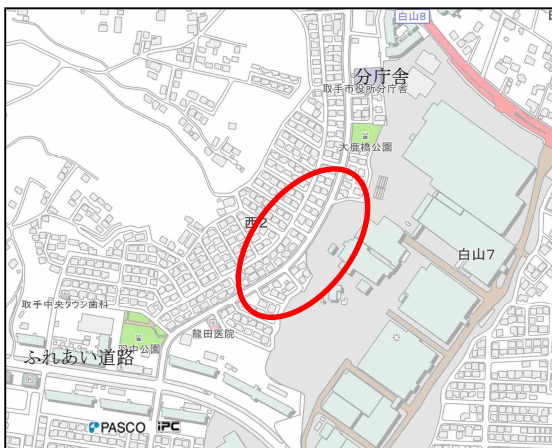
都市排水整備事業一覧

(単位：円)

| 事業名 | 事業費 | 事業内容 |
|------------|------------|--|
| 2720 稲雨水幹線 | 73,947,000 | 雨水排水工事 72,347,000 U400 L≒284m 補補賠(地下埋設物移設) 1,600,000 |

| | | | |
|-----------------|-----------|-------------------------------|----------------------|
| 2751 雨水排水流出抑制対策 | 205,000 | 浸透樹・浸透地下埋設管設置助成金 1～3号施設:3件 | 205,000 |
| 2765 藤代横町雨水排水 | 2,325,000 | 家屋事後調査 補補賠(家屋) | 2,145,000 180,000 |

2720 稲雨水幹線



2765 藤代横町雨水排水



3 都市計画費 7 公共下水道事業費

[担当：排水対策課] P. 216

2001 取手地方広域下水道組合負担金 1,610,000,000円 (1,620,000,000円)

[一財 1,610,000,000円]

○ 目的

生活汚水の排除処理及びトイレの水洗化による公共水域の水質保全や住環境の改善を図る。また、下水道施設の建設改良を図る。

○ 内容

負担金 1,428,000,000円

雨水処理に要する経費に対する負担金 95,213,000円

分流式下水道に要する経費等に対する補助金 1,187,600,000円

企業債の元金償還等に対する補助金 145,187,000円

出資金 182,000,000円

下水道施設の建設改良費に対する出資金 182,000,000円

3 都市計画費 8 公園緑地費

[担当：水とみどりの課] P. 218

2101 緑地等管理に要する経費 72,656,000円 (7,579,000円)

[地方債 48,700,000円 その他 18,489,000円 一財 5,467,000円]

* 特財積算根拠

[市債:市民緑地整備事業債 65,000,000円×75%≒48,700,000円]

[繰入金:みどりの基金繰入金 18,489,000円]

○ 目的

市内の緑地を適切に維持管理することで、緑を保全するとともに、自然と調和した住環境を提供する。

○ 内容

あけぼの市民緑地として土地の使用貸借契約を締結している地権者から、土地の買取申出の手続きがなされたことに伴い、市民緑地を今後も保全していくために申出のあった地権者と土地の買取協議を行う。

・公有財産購入費(A=4,849.21㎡) 65,000,000円

[担当:水とみどりの課] P.219

2701 公園維持管理に要する経費 191,626,000円(125,030,000円)

[国・県 30,738,000円 地方債 27,600,000円 その他 62,422,000円

一財 70,866,000円]

* 特財積算根拠

[国補:社会資本整備総合交付金(公園施設長寿命化対策支援事業分)

61,476,000円×50%=30,738,000円]

[市債:都市公園整備事業債(61,476,000円-30,738,000円)×90%≒27,600,000円]

[使用料:公園施設使用料 8,600,000円]

[使用料:公園施設占用料 438,000円]

[使用料:公園敷地使用料 11,000円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 6,298,000円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 46,281,000円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 57,000円]

[諸収入:資源物売却代 50,000円]

[諸収入:自動販売機売上配分金 597,000円]

[諸収入:自動販売機電気料 90,000円]

○ 目的

公園の樹木や芝生、スポーツ施設・トイレ・駐車場や遊具などを適切に維持管理を行うとともに、公園施設の保安全管理を実施し、利用者に潤いと安らぎのある空間を提供する。

○ 内容

・樹木の剪定、除草、芝刈、トイレの清掃、遊具や浄化槽などの施設点検、駐車場やスポーツ施設の管理、修繕などを行う。

・都市公園長寿命化対策工事として、都市公園施設長寿命化計画に基づく遊具等の公園施

設の更新工事を実施する。

委託料

・公園管理委託料

(内訳)

| | |
|---------------------------------|--------------|
| 取手緑地運動公園内 除草、中低木の刈込 | 10,362,000 円 |
| 高井城址公園他 31 公園 芝刈、除草、中低木の刈込 | 6,468,000 円 |
| 相野谷親水公園他 14 公園 除草、中低木の刈込 | 7,436,000 円 |
| とがしら公園、宮ノ前ふれあい公園 清掃、芝刈、除草 | 8,415,000 円 |
| 公園美化業務 | |
| 市内公園 58 箇所 除草 | 5,708,000 円 |
| 公園管理及びトイレ清掃業務 | |
| 向原公園他 10 箇所 鍵の開閉、トイレ清掃、巡視清掃 | 7,123,000 円 |
| ゆめみ野公園他 4 公園 芝刈、除草、中低木の刈込、トイレ清掃 | 4,636,000 円 |
| 小貝川リバーサイドパーク 芝刈、除草、中低木の刈込、花壇管理 | 5,555,000 円 |
| 中内大塚線緑道他 4 箇所 除草、中低木の刈込 | 6,963,000 円 |
| 自治会公園管理業務 | |
| 市内公園 40 箇所 自治会への除草委託 | 5,730,000 円 |
| 公園遊具定期点検 163 公園 計 483 基 | 3,256,000 円 |
| ・草枝処分委託料 | 5,000,000 円 |
| 使用料及び賃借料 | |
| ・公園管理用機械借上料 高所作業車、油圧ショベル等 | 600,000 円 |
| ・公園敷地借上料 8 公園 | 3,910,000 円 |
| 工事請負費 | |
| ・都市公園施設長寿命化対策工事 27 公園 | 61,476,000 円 |

[担当：水とみどりの課] P. 221

3301 水辺利用推進に要する経費 2,382,000 円 (2,565,000 円)

[一財 2,382,000 円]

○ 目的

利根川及び小貝川河川敷の水辺でイベント等を開催し、河川愛護・河川美化への市民意識の高揚と水辺利用の推進を図る。

○ 内容

「とりで利根川河川まつり」「利根川レンタサイクル事業」により利根川及び小貝川河川敷の利用促進、市民の交流、利根川上下流域との交流を図る。

- ・とりで利根川河川まつり委託料 1,000,000 円
10月第1日曜日に取手緑地運動公園を会場に行う「第25回とりで利根川河川まつり」実施業務を委託する。
- ・レンタサイクル管理業務委託料 686,000 円
4月1日から11月30日、3月20日から3月31日までの土・日・祝日の午前9時から午後4時までの貸出業務を委託する。

[担当：水とみどりの課] P. 221

3401 小堀の渡し運航に要する経費 18,291,000 円 (14,817,000 円)

[その他 10,660,000 円 一財 7,631,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料: 渡船使用料 500,000 円]

[繰入金: ふるさと取手応援基金繰入金 10,160,000 円]

○ 目的

小堀の渡しは、河川敷を訪れる誰もが利用できる取手市の貴重な観光資源である。利根川の景色を楽しみ自然を体感する機会を提供することを目的とし運航する。

○ 内容

小堀船着場、取手緑地運動公園駐車場前船着場、取手ふれあい栈橋の3箇所の船着場を循環する形で渡船を運航する。料金は、一航路につき200円(小学生は半額)とし、小堀地区住民や障がい者、乳幼児は無料とする。

- ・小堀の渡し運航業務委託料 14,525,000 円
小堀船着場、取手緑地運動公園駐車場前船着場、取手ふれあい栈橋の3箇所の船着場を循環する形で1日7便運航する。毎週水曜日及び年末年始は運休する。
観光船としての渡船事業を市内外にPRして、集客を図る。
- ・「とりで号」船体補修及び塗装、エンジン点検整備 3,056,000 円
渡船の定期検査実施に伴い、今後も安全な渡船事業を継続するためにエンジン及び船体の点検整備、塗装等を実施する。

[担当：水とみどりの課] P. 222

3501 舟運交流推進に要する経費 530,000 円 (510,000 円)

[一財 530,000 円]

○ 目的

利根川下流域19市町村により、「利根川舟運・地域づくり協議会」を組織し、舟運を通じて水面・空間の利用促進、沿川の交流・連携を行う「利根川舟運による地域活性化事業」の実施により沿川市町村相互の地域活性化を図る。

○ 内容

利根川舟運による地域活性化事業を実施し、観光資源や地域特産品の紹介等による地域の交流・連携を促進する。

舟運交流推進事業委託料 496,000 円

利根川舟運事業実施に係る舟運ツアー催行時のバスや船の運航を委託する。

[担当：水とみどりの課] P. 222

3801 北浦川緑地管理に要する経費 23,391,000 円 (24,381,000 円)

[国・県 10,914,000 円 その他 1,923,000 円 一財 10,554,000 円]

* 特財積算根拠

[県委:北浦川緑地管理委託金 10,914,000 円]

[使用料:公園施設使用料 1,000,000 円]

[使用料:公園敷地使用料 7,000 円]

[諸収入:自動販売機売上配分金 842,000 円]

[諸収入:自動販売機電気料 74,000 円]

○ 目的

北浦川緑地を適正に維持管理し、利用者の利便性の向上を図る。

○ 内容

公園内の樹木の剪定・草刈り・清掃及びサッカー場(人工芝)の維持管理を行う。

| | | |
|-----|----------------------|--------------|
| 委託料 | 北浦川緑地清掃及び巡視点検業務委託 | 3,647,000 円 |
| | 北浦川緑地植栽管理業務委託 | 18,018,000 円 |
| | 北浦川緑地浄化槽保守点検及び清掃業務委託 | 303,000 円 |
| | 北浦川緑地遊具定期点検業務委託 | 170,000 円 |

4 住宅費 1 住宅管理費

[担当：管理課] P. 224

2001 市営住宅管理に要する経費 21,183,000 円 (85,859,000 円)

[その他 21,183,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料:住宅使用料 21,183,000 円]

○ 目的

住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、市民生活の安定と、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

○ 住宅概要

(R4.1.31 現在)

| 管理戸数 | 利用戸数 | 空家戸数 | 政策空家戸数 |
|-------|-------|------|--------|
| 272 戸 | 168 戸 | 12 戸 | 92 戸 |

※政策空家とは、市営住宅の老朽化が著しい住宅、入居に適さない住宅で政策的に入居募集を停止した住宅のこと。

| 住宅名 | 構造・階数 | 建設年次 | 住戸面積 | 管理戸数 | 家賃(円/月) |
|---------|--------|----------|--------------|------|-----------------|
| 宮和田住宅 | 木造・1階 | 昭和26年 | 23.1㎡ | 1戸 | 600円～900円 |
| 南住宅 | 木造・1階 | 昭和40年 | 31.6㎡ | 4戸 | 4,100円～6,100円 |
| 第二南住宅 | PC造・1階 | 昭和41年 | 31.4㎡(36.5㎡) | 16戸 | 4,300円～7,600円 |
| 野々井住宅 | PC造・1階 | 昭和42年 | 31.4㎡(36.5㎡) | 20戸 | 7,300円～12,700円 |
| 第二野々井住宅 | PC造・1階 | 昭和43年 | 31.4㎡ | 15戸 | 7,400円～11,300円 |
| 西方住宅 | PC造・1階 | 昭和43年 | 36.5㎡ | 25戸 | 5,700円～8,600円 |
| 大根根住宅 | PC造・2階 | 昭和44～46年 | 39.5㎡(42.7㎡) | 121戸 | 9,800円～12,000円 |
| 駒場住宅 | PC造・2階 | 昭和47年 | 42.7㎡ | 14戸 | 14,900円～18,900円 |
| 駒場住宅A棟 | PC造・4階 | 昭和48年 | 46.6㎡ | 32戸 | 14,000円～20,800円 |
| 駒場住宅B棟 | PC造・4階 | 昭和49年 | 46.6㎡ | 24戸 | 14,200円～21,200円 |

◇修繕料 6,700,000円

・住宅修繕(玄関ドア修繕、壁クロス張替え、床板張替え、水廻り修繕等)

◇火災保険料 240,000円

(加入物件:10団地272戸、1集会所)

◇委託料 1,520,000円

・高架水槽清掃委託(駒場住宅A・B棟:高架水槽2基・受水槽1基) 123,000円

・住宅空地等草刈業務委託 1,012,000円

(大根根住宅法面:A=820㎡、西方住宅法面:A=410㎡、その他:A=14,120㎡)

・汚水雨水管清掃委託

(野々井住宅・第二野々井住宅敷地内側溝:L=250m) 385,000円

◇使用料及び賃借料 12,413,000円

・住宅敷地借上料(市営住宅9団地ほか:A=40,869.10㎡) 12,308,000円

[担当:都市計画課] P.224

2301 定住化促進住宅政策に要する経費 33,401,000円(40,487,000円)

[国・県 15,016,000円 一財 18,385,000円]

* 特財積算根拠

[国補:社会資本整備総合交付金(地域住宅交付金分) 33,370,000円×45%≒15,016,000円]

○ 目的

急速に進展する少子高齢化に対し、まちの活力を創出し、持続可能なまちづくりを進めるため、子育て世代等の市内定住化を促進し、あわせて魅力ある住環境の整備を図る。

○ 内容

良質な新築住宅の取得や中古住宅のリノベーションに対する補助、シニア世代の持家を活かした子育て世代への家賃補助等を行う。

| | | |
|-----------------------|------------------|--------------|
| 定住化促進住宅補助金 | | 33,370,000 円 |
| 住宅取得補助金 | @450,000 円×65 戸＝ | 29,250,000 円 |
| 住宅リノベーション補助金 | @250,000 円×16 戸＝ | 4,000,000 円 |
| シニア層の持家活用による住み替え支援補助金 | | |
| | @120,000 円×1 戸＝ | 120,000 円 |
| その他の経費 | | 31,000 円 |

8 消防費

1 消防費 1 常備消防費

[担当：消防本部 総務課] P. 226

0501 消防総務事務に要する経費 19,908,000 円 (23,809,000 円)

[その他 430,000 円 一財 19,478,000 円]

* 特財積算根拠

[手数料:危険物許認可手数料 429,000 円]

[手数料:コピー手数料 1,000 円]

○ 目的

消防を取り巻く環境の変化に適正かつ迅速に対応し、各種災害による被害の軽減及び地域住民の多様化するニーズに応えるため、消防活動能力の向上、消防体制の充実強化を図る。

○ 内容

- ・ 自動体外式除細動器リース料 2,414,000 円
市内の公共施設、小・中学校、コンビニエンスストアなどに104台を設置する。
- ・ 防火衣リース料 5,693,000 円
消防活動のため、144着を消防職員に貸与する。
- ・ 消防用備品 1,924,000 円
消防用備品は、水難救助資機材、防毒マスク、被除染者簡易服、墜落防止器具、軽量ボンベを整備する。

[担当：消防本部 総務課] P. 228

2201 消防庁舎の管理運営に要する経費 124,232,000 円 (162,929,000 円)

[地方債 97,500,000 円 その他 5,427,000 円 一財 21,305,000 円]

* 特財積算根拠

[市債:合併特例債 102,700,000 円×95%≒97,500,000 円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 5,200,000 円]

[諸収入:いばらき指令センター基地局電気使用料 227,000 円]

○ 目的

災害活動の拠点施設である消防庁舎を改修し、機能の向上及び庁舎の長寿命化を図る。

○ 内容

戸頭消防署改修工事及び工事監理業務委託を行う。

- ・ 戸頭消防署改修工事監理業務委託料 3,700,000 円
- ・ 戸頭消防署改修工事 99,000,000 円

内部改修工事（女性用当直勤務施設を含む。）、電気設備改修工事（LED化等）、空調改修工事等を行う。

[担当：消防本部 総務課] P.231

3401 いばらき消防指令センターに要する経費 32,614,000円（63,152,000円）

[地方債 5,300,000円 その他 5,000円 一財 27,309,000円]

* 特財積算根拠

[市債：緊急防災・減災事業債 5,392,000円×100%≒5,300,000円]

[諸収入：いばらき指令センター設備保険料受入金 5,000円]

○ 目的

県内20消防本部33市町が共同運用する消防指令管制業務は、業務の効率化を推進するとともに、各消防本部の連携及び情報共有が可能となり、隣接地域や大規模災害時における相互応援体制の充実強化を図る。

○ 内容

- ・ 茨城消防救急無線・指令センター運営協議会負担金 27,065,000円
いばらき指令センターの維持管理に必要な負担金
- ・ 茨城消防救急無線・指令センター設備更新負担金 5,392,000円
茨城消防救急無線・指令センターの通信指令業務を維持しながら、コンピュータ関連機器の更新及びシステム強化を行うための負担金（令和2年度から令和4年度まで）

1 消防費 2 救急業務費

[担当：消防本部 警防課] P.231

0501 救急業務に要する経費 6,444,000円（5,932,000円）

[一財 6,444,000円]

○ 目的

救急需要の増加及び救急業務の高度化に対応するため、救急資機材の適正な供給や維持管理を図る。

○ 内容

- ・ 救急消耗品費 3,143,000円
- ・ 医薬材料費 1,859,000円
- ・ 救急隊員感染防止予防接種業務委託料 186,000円
救急活動に必要な消耗品や医薬材料等の充実を図り、救命率の向上や搬送体制の強化、救急業務の高度化に対応するとともに市民等への応急手当の普及促進など、救急業務の更なる充実強化に取り組む。

1 消防費 3 非常備消防費

[担当：消防本部 総務課] P. 232

2001 消防団員に要する経費 47,696,000 円 (46,103,000 円)

[その他 12,123,000 円 一財 35,573,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入:消防団員退職報償金受入金 12,000,000 円]

[諸収入:消防団福祉共済返戻金 123,000 円]

○ 目的

地域防災力の中核である消防団員の活動環境の充実強化を図る。

○ 内容

- ・ 消防団員報酬 (500 人) 20,347,000 円
- ・ 退職報償金 (50 人) 12,000,000 円
- ・ 退職報償負担金 (552 人) 10,599,000 円
- ・ 消耗品費 (団員用被服) (30 人) 1,179,000 円
- ・ 消防団員準中型免許取得助成金 (3 人) 300,000 円

消防団員の処遇である報酬及び退職報償金や運転免許制度改正に伴う準中型運転免許取得費用に係る助成を実施し、団員 (機関員) の確保を行う。

[担当：消防本部 総務課] P. 232

2101 消防団の運営に要する経費 64,313,000 円 (40,212,000 円)

[国・県 840,000 円 地方債 39,900,000 円 その他 3,638,000 一財 19,935,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:消防団設備整備費補助金 $2,522,000 \text{ 円} \times 1/3 \times 100\% \approx 840,000 \text{ 円}$]

[市債:消防防災設備整備事業債 $42,028,000 \text{ 円} \times 1/2 \times 100\% \approx 21,000,000 \text{ 円}$]

[市債:消防防災設備整備事業債 $(42,028,000 \text{ 円} - 21,000,000 \text{ 円}) \times 90\% \approx 18,900,000 \text{ 円}$]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 1,510,000 円]

[繰入金:公共施設整備基金繰入金 2,128,000 円]

○ 目的

消防団活動の適正な運営のため、施設装備の充実強化を図る。

○ 内容

- ・ 消防団員出場報酬 4,530,000 円
- ・ 消防団運営交付金 (分団・団幹部) 5,968,000 円
- ・ 消防ポンプ自動車 42,028,000 円

火災や各種訓練等に伴う出場報酬を確保する。

各分団の運営資金を確保する。

消防団運営の維持、活性化及び活動能力向上のため、第 30 分団 (毛有、清水、小泉、

光風台地区)及び第33分団(宮和田、片町、平野、藤代南1~3丁目地区)の車両を更新する。

- ・消防団用水害救助ボート 2,522,000円

河川が氾濫した際、迅速に地域住民の人命救助に対応するため、消防団の装備の基準に基づき、水害救助ボートを配備する。

1 消防費 4 消防施設費

[担当：消防本部 警防課] P.234

2201 消防施設の整備に要する経費 63,462,000円(32,109,000円)

[地方債 60,200,000円 その他 3,262,000円]

* 特財積算根拠

[市債：消防防災設備整備事業債 63,462,000円 $\times 1/2 \times 100\% \rightleftharpoons 31,700,000$ 円]

[市債：消防防災設備整備事業債 (63,462,000円 $- 31,700,000$ 円) $\times 90\% \rightleftharpoons 28,500,000$ 円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 3,262,000円]

○ 目的

指揮車と高規格救急自動車を更新し、消防・救急体制の充実強化を図る。

○ 内容

- ・指揮車 19,733,000円
- ・高規格救急自動車 43,729,000円

取手消防署に配備されている平成8年式の指揮車と、宮和田出張所に配備されている平成22年式の高規格救急自動車を更新する。

9 教育費

1 教育総務費 2 事務局費

[担当：学務課] P. 238

2201 通学送迎に要する経費 20,406,000 円 (20,559,000 円)

[その他 6,830,000 円 一財 13,576,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 6,830,000 円]

○ 目的

遠距離通学となる児童・生徒の安全な通学手段を確保する。

○ 内容

通学送迎委託料 17,684,000 円

| | |
|----------------------|-------------|
| ・取手小学校・取手第一中学校(小堀地区) | 6,160,000 円 |
| ・取手東小学校(小文間地区) | 7,920,000 円 |
| ・永山小学校(市之代/貝塚地区) | 2,772,000 円 |
| ・桜が丘小学校(大留地区) | 832,000 円 |

[担当：学務課] P. 238

2301 教育情報機器整備に要する経費 162,069,000 円 (161,289,000 円)

[その他 1,730,000 円 一財 160,339,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:学校施設整備基金繰入金 1,730,000 円]

○ 目的

高度情報化社会に対応した校務処理を行うために、教育情報ネットワークを構築し、教育委員会と小中学校の事務の効率化を図る。また、GIGA スクール構想実現のためにネットワーク環境管理や ICT 授業支援を行う。

○ 内容

教育委員会と学校が情報を共有する教育情報ネットワークを構築し、ICT を活用した教育活動の推進及び校務事務の効率化並びに個人情報の保護を図る経費である。

| | |
|------------------------|--------------|
| ・ICT 活用教育支援スタッフ業務委託料 | 27,944,000 円 |
| ・教育センターシステムクラウド運用管理委託料 | 8,910,000 円 |
| ・教育センターシステムクラウド使用料 | 41,864,000 円 |
| ・教育・校務用パソコン使用料 | 7,297,000 円 |
| ・校務支援システム使用料 | 8,756,000 円 |
| ・教職員用パソコン使用料 | 42,743,000 円 |
| ・アクセスポイント設置工事 | 1,925,000 円 |

1 教育総務費 3 育英事業費

[担当：教育総務課] P. 239

2101 奨学生貸付金 3,240,000 円 (3,000,000 円)

[その他 2,566,000 円 一財 674,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入:奨学金貸付金元利収入 2,566,000 円 償還者数:15 名]

○ 目的

市民の教育の機会均等を図るため、能力があるにもかかわらず、経済的に修学が困難な大学生・短大生に奨学金を貸し付けし、有為な人材を育成する。

○ 内容

・新規分 3 人(国・公立 30,000 円/月 私立 40,000 円/月)

・貸付中 4 人(私立 4 人)

合 計 7 人

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる世帯についても、要件を満たす場合は貸し付けの対象とし、随時受け付ける救済措置を行う。

1 教育総務費 4 教育研究指導費

[担当：指導課] P. 240

0501 教育振興に要する経費 72,120,000 円 (65,146,000 円)

[国・県 1,983,000 円 その他 1,305,000 円 一財 68,832,000 円]

* 特財積算根拠

[県補:原子力・エネルギー教育支援事業補助金 1,983,000 円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 1,300,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 5,000 円]

○ 目的

国際化、情報化、科学技術の飛躍的な発展の中で、変化の激しい社会に対応できる児童生徒の育成が必要である。基礎的・基本的な内容を確実に身につけ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」をはぐくむことができるよう、教育の充実を図る。

○ 内容

・英語指導助手業務委託料 64,865,000 円

令和3年度から2か年契約で英語指導助手(ALT)14人(中学校6人、小学校8人配置)を民間専門業者に委託している。学習指導要領の改訂に伴い、小学校中学年より外国語活動が導入され、高学年、中学校での外国語科へと接続されていくこととなった。小中学校におけるALTの活用により、生きた外国語や外国文化・生活にふれ、外国語に対する理解を深める機会を児童生徒に提供することによって、外国語によるコミュニケーション能力の育成や国際感覚等の養成を図る。

・学校教育指導員報酬 1,761,000 円

学校への訪問指導や研修会の量的・質的な向上を目指すため、学校教育に対する識見がある者に、適切な指導助言を行ってもらえるよう人材を雇用する。

・地域人材活用事業講師謝礼 606,000 円

地域人材として登録していただき授業を行った市民への講師謝礼。

- ・理科教育用教材購入 1,983,000 円
原子力・エネルギー教育における理科教育用備品の購入を行う。

[担当：指導課]P.244

2401 教育相談に要する経費 34,462,000 円 新規

[その他 29,000 円 一財 34,433,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入:雇用保険料本人負担分 29,000 円]

○ 目的

取手市立中学校の生徒の自死事案に係る再発防止策の提言を踏まえ、令和2年4月より(1) 全員担任制(小学校はチーム指導)、(2) 教育相談部会システムの導入、(3) 2学期制の導入からなる取手市の新しい学校教育3つの取組を開始した。

スクールカウンセラー・スーパーバイザーと学校連携支援員が、各学校の教育相談部会に参加し、児童生徒の悩みや困りごとに学校がチームで支援できるようサポートしていく。また、学校教育相談員やスクールソーシャルワーカーの専門職により、より適切な支援を行う。

○ 内容

・報酬 11,646,000 円

学校連携支援員、学校教育相談員、スクールソーシャルワーカー、いじめ問題専門委員会委員報酬。

・子どもと親の相談員謝礼 4,160,000 円

小学校14校、中学校6校に配置し、児童生徒及び保護者の悩みや困りごとの相談を受ける有償ボランティアの謝礼。

・教育資質・能力向上研修講師謝礼 640,000 円

教職員の資質向上を図るための講師謝礼。

・スクールロイヤー委託料 1,100,000 円

SNSでのトラブルなど、学校現場における事案の対応について法的な観点での相談助言を行う業務を委託する。

・スクールカウンセラー・スーパーバイザー支援業務委託料 9,761,000 円

教育相談部会における助言指導や教育総合支援センターでの相談業務を委託する。

・Q-Uテスト実施業務委託料 3,291,000 円

年2回、小学校4・5年生及び中学校1・2年生を対象に学級集団の情報を分析・評価するための学級集団アセスメントアンケートを行う業務を委託する。

・いじめ防止アプリ使用料 726,000 円

いじめの早期発見と抑止を生み出す手段としてスマートフォンを活用したいじめ防止アプリの使用料。

[担当：指導課] P.245

2501 特色ある新しい学校教育の推進に要する経費 4,932,000 円 (4,932,000 円)

[その他 3,450,000 円 一財 1,482,000 円]

＊ 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 3,450,000 円]

○ 目的

取手市立山王小学校は令和3年度より小規模特認校へ移行し、小規模校ならではのきめ細やかな教育環境と、小学校6年間をとおして「創造する力、表現する力」を育てる特色ある学校教育プログラムを取手市における学校教育の選択の一つとし、市内から広く転入学児童を受け入れる。

また、本取組をとおして、取手市ならではの新たな特色ある学校教育プログラムを創出するとともに、児童、教職員、地域の方々、専門家等の多様な人材とともにつくる地域の学校の在り方を模索することとおして、取手市の魅力の向上に貢献していく。

○ 内容

- ・アーティストと児童の交流事業委託料 4,932,000 円

[となりのスタジオ]

アーティストが学校に短期滞在し、スタジオを開設する。外国籍のアーティストを招聘し、子供たちは外国語の授業で習得した知識と経験を活用して、日本とは異なる文化的背景をもった隣人として、対話をしたり、一緒に作業をしたりすることとおして、多様な文化、創造のプロセスを体験する。

[大地からはじまること]

自分たちの生活の周りに当たり前にある自然環境から、自分たちの手でものを生み出していくことができることを体感する、年間をとおして取り組むプログラム。校庭の土(普段、気にも留めていないただの土)を採取すること、土を練ること、土器を作陶すること、木を切ることや薪割りをすること、野焼き(焼成)することなどをとおして、教科等で得た知識を体験活動に生かす。

また、体験活動をとおして生じる疑問や課題について改めて教科等の中で探求するような教科と体験活動との間の循環を創出するとともに、社会を理解する多様な視点や価値観への気づきを促す。プログラム設計にあたっては、異学年による取組、教職員、保護者、地域の方々との協働が生まれる運営設計を行う。

[担当：指導課] P.245

4201 日本語指導員に要する経費 2,506,000 円 (2,506,000 円)

[一財 2,506,000 円]

○ 目的

日本語指導を必要とする児童生徒への日本語の指導を通して、学校生活を援助する。

○ 内容

会計年度任用職員報酬 6人 2,346,000 円

- (1) 学校での日本語指導への協力
- (2) 教科書・指導資料等の翻訳
- (3) 学校での保護者との通訳等

[担当：指導課] P.246

5001 外部施設を活用した水泳学習推進事業に要する経費 22,260,000円
(22,260,000円)

[その他 15,570,000円 一財 6,690,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 15,570,000円]

○ 目的

小学校及び中学校の水泳学習を外部施設の屋内プールを活用し、夏季以外でも水泳学習を行うことにより、計画的・効率的に学習を進め、水泳授業の充実を図る。

○ 内容

市内小学校11校及び中学校6校では、取手グリーンスポーツセンター、民間プールを活用して、水泳学習を行う。児童生徒の移動は、安全面を配慮し借上げバスを利用する。

| | |
|--------------------|-------------|
| ・水泳学習業務委託料(小学校11校) | 9,795,000円 |
| ・水泳学習業務委託料(中学校6校) | 1,224,000円 |
| ・バス借上料(小学校) | 10,020,000円 |
| ・バス借上料(中学校) | 1,221,000円 |

[担当：指導課] P.246

5301 土曜日学習支援事業に要する経費 506,000円 (506,000円)

[国・県 337,000円 一財 169,000円]

* 特財積算根拠

[県補:地域の教育支援体制等構築事業補助金 337,000円]

○ 目的

土曜日に、児童に学習の機会と場所を提供し、自ら進んで学習する習慣を身につけるとともに、学力向上を図る。

○ 内容

取手市内の小学校高学年を対象に、児童が持参した学校の課題や教材等で自主学習を行う場所を、福祉会館・永山小コミュニティスペース・藤代庁舎の3会場に設ける。学習を支援する人材として、退職教員や教員志望の学生、高校生ボランティアを活用する。

・土曜日学習支援員謝礼 432,000円

2 小学校費 1 学校管理費

[担当：学務課] P.248

2001 小学校管理に要する経費 245,113,000円 (241,231,000円)

[その他 6,491,000円 一財 238,622,000円]

* 特財積算根拠

[使用料:学校開放小学校体育館使用料 1,292,000円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 5,110,000円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 89,000円]

○ 目的

教育環境の充実を図り、児童の学習意欲を向上させ「確かな学力」へと繋げる。

○ 内容

- ・県の少人数指導加配措置を受けていない小学校に、TT(ティームティーチング)講師を配置し、課題別学習や多様な学習、個々に応じた学習を行い、児童の基礎力の定着を図る。 5,535,000 円
- ・支援が必要な児童が在籍する小学校に教育補助員を配置し、学校生活を支援する。 72,841,000 円
- ・学校司書を全小学校に配置し、学校図書室の整備を図る。 14,344,000 円
- ・備品購入(学習机・椅子、遊具等) 5,690,000 円

[担当：保健給食課] P.251

2201 小学校保健衛生に要する経費 27,851,000 円 (27,556,000 円)

[国・県 58,000 円 その他 1,740,000 円 一財 26,053,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助金 58,000 円]

[負担金:日本スポーツ振興センター災害給付負担金

460 円 × (4,313-529) 人 ≒ 1,740,000 円]

○ 目的

学校保健安全法に基づく児童の定期健康診断及び労働安全衛生法に基づく教職員の定期健康診断を実施することにより、児童及び教職員の健康保持増進を図る。

○ 内容

主な経費は、児童及び教職員の定期健康診断を実施するための学校医等の報酬及び検診委託料(心臓検査、小児生活習慣病検査、教職員生化学検査等)である。

- ・学校医等報酬 13,582,000 円
- ・児童・教職員集団検診委託料 4,889,000 円
- ・新型コロナウイルス感染症対策児童健康診断消耗品等 1,867,000 円

2 小学校費 2 教育振興費

[担当：学務課] P.253

2301 要保護・準要保護児童就学奨励費 49,116,000 円 (48,128,000 円)

[国・県 3,629,000 円 一財 45,487,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:要保護児童就学援助費補助金 194,260 円 × 1/2 ≒ 97,000 円]

[国補:特別支援教育就学奨励費補助金 7,064,080 円 × 1/2 ≒ 3,532,000 円]

○ 目的

学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な児童の保護者に対し、教育費の援助を行うことで教育環境の向上に寄与する。

○ 内容

給食費、学用品費、入学準備金・新入学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費の援助に要する経費である。入学準備金は、入学時に必要な学用品費を入学前に支給する。

- ・要保護児童数 24 人

- ・準要保護児童数 505 人
- ・入学準備金支給対象人数 80 人

2 小学校費 4 学校給食費

[担当：保健給食課] P. 255

2001 給食運営に要する経費 324,359,000 円 (320,099,000 円)

[その他 176,367,000 円 一財 147,992,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 1,080,000 円]

[諸収入:小学校給食代自校分 175,256,000 円 ※児童月額 4,570 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 31,000 円]

○ 目的

子どもたちに安全な食材による給食を提供することで、望ましい食習慣の形成を図るとともに、学校給食の円滑な運営を図る。

○ 内容

主な経費は、賄材料費と学校給食調理業務委託料である。

- ・賄材料費 175,256,000 円
- ・学校給食調理業務委託料 118,137,000 円
7校分(取手小、白山小、寺原小、永山小、取手西小、戸頭小、高井小)

3 中学校費 1 学校管理費

[担当：学務課] P. 257

2001 中学校管理に要する経費 72,232,000 円 (72,734,000 円)

[その他 1,875,000 円 一財 70,357,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料:学校開放中学校体育館使用料 600,000 円]

[使用料:学校開放中学校武道場使用料 108,000 円]

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 1,130,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 37,000 円]

○ 目的

教育環境の充実を図り、生徒の学習意欲を向上させ「確かな学力」へと繋げる。

○ 内容

- ・支援が必要な生徒が在籍する中学校に教育補助員を配置し、学校生活を支援する。 2,429,000 円
- ・学校司書を全中学校に配置し、学校図書室の整備を図る。 6,153,000 円
- ・備品購入(学習机・椅子等) 1,265,000 円

[担当：保健給食課] P. 259

2201 中学校保健衛生に要する経費 14,744,000 円 (14,170,000 円)

[国・県 34,000 円 その他 885,000 円 一財 13,825,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補:要保護・準要保護児童生徒共済掛金保護者支出分充当補助金 34,000 円]

[負担金:日本スポーツ振興センター災害給付負担金

460 円×(2,242-319)人≒ 885,000 円]

○ 目的

学校保健安全法に基づく生徒の定期健康診断及び労働安全衛生法に基づく教職員の定期健康診断を実施することにより、生徒及び教職員の健康保持増進を図る。

○ 内容

主な経費は、生徒及び教職員の定期健康診断を実施するための学校医等の報酬及び検診委託料(心臓検査、小児生活習慣病検査、教職員生化学検査等)である。

| | |
|---------------------------|-------------|
| ・学校医等報酬 | 6,175,000 円 |
| ・生徒・教職員集団検診委託料 | 4,109,000 円 |
| ・新型コロナウイルス感染症対策生徒健康診断消耗品等 | 635,000 円 |

3 中学校費 2 教育振興費

[担当:学務課] P.261

2301 要保護・準要保護生徒就学奨励費 45,058,000 円 (41,793,000 円)

[国・県 2,650,000 円 一財 42,408,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補:要保護生徒就学援助費補助金 571,700 円×1/2≒285,000 円]

[国補:特別支援教育就学奨励費補助金 4,731,555 円×1/2≒2,365,000 円]

○ 目的

学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な生徒の保護者に対し、教育費の援助を行うことで教育環境の向上に寄与する。

○ 内容

給食費、学用品費、入学準備金・新入学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、医療費の援助に要する経費である。入学準備金は、入学時に必要な学用品費を入学前に支給する。

| | |
|--------------|-------|
| ・要保護生徒数 | 26 人 |
| ・準要保護生徒数 | 293 人 |
| ・入学準備金支給対象人数 | 91 人 |

[担当:指導課] P.261

2401 中学校部活動指導員配置事業に要する経費 4,519,000 円 新規

[国・県 3,012,000 円 一財 1,507,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補:中学校部活動指導員配置事業補助金 1,506,000 円]

[県補:中学校部活動指導員配置事業補助金 1,506,000 円]

○ 目的

専門的技術の高い外部指導者を任用し、持続可能な部活動の円滑な運営と生徒の競技力向上を目指す。

○ 内容

市内 6 中学校に 2 人ずつの部活動指導員を配置し、生徒が専門的な技術の指導を受ける機会を確保する。

・報酬：1 時間 1,120 円×年間 300 時間×12 人＝4,032,000 円

・費用弁償：338 円×120 日×12 人＝487,000 円

(経費の 2/3 を国と県で補助)

3 中学校費 4 学校給食費

[担当：保健給食課] P. 263

2001 給食運営に要する経費 175,460,000 円 (175,601,000 円)

[その他 96,867,000 円 一財 78,593,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 820,000 円]

[諸収入:中学校給食代自校分 96,037,000 円 ※生徒月額 5,080 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 10,000 円]

○ 目的

子どもたちに安全な食材による給食を提供することで、望ましい食習慣の形成を図るとともに、学校給食の円滑な運営を図る。

○ 内容

主な経費は、賄材料費と学校給食調理業務委託料である。

・賄材料費 96,037,000 円

・学校給食調理業務委託料 65,384,000 円

4 校分(取手一中、取手二中、永山中、戸頭中)

4 幼稚園費 1 幼稚園管理費

[担当：保健給食課] P. 266

2101 幼稚園保健衛生に要する経費 656,000 円 (672,000 円)

[その他 2,000 円 一財 654,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金:日本スポーツ振興センター災害給付負担金 162 円×17 人＝2,000 円]

○ 目的

学校保健安全法に基づき、園児の定期健康診断を実施することで、園児の健康保持増進を図る。

○ 内容

園児の定期健康診断を実施するための園医等の報酬及び検診委託料である。

・園医等報酬 570,000 円

・幼児検診委託料(尿検査) 6,000 円

・新型コロナウイルス感染症対策園児健康診断消耗品等 31,000 円

5 社会教育費 1 社会教育総務費

[担当：生涯学習課] P. 269

2201 生涯学習推進に要する経費 5,256,000円(4,573,000円)

[その他 900,000円 一財 4,356,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：市民大学講座受講料 900,000円]

○ 目的

市民一人ひとりが充実した心豊かな生活を送れるよう、市民の学習ニーズに応えた幅広い学習環境づくりと生涯学習情報の提供を図る。

○ 内容

(1) 市民大学講座

市民大学は、市民の多様なニーズに応えるため、政治・経済・歴史・文学、さらに哲学・科学・健康・医療まで、専門的な知識を持っている方を講師に招き、学習機会を体系的・継続的に提供し、生涯学習の推進を図る。

また、市民大学講座実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた開催時期や実施方法について、新型コロナウイルス感染症対策を含め、安全な開催に向けて検討していく。

(2) 出前講座

市民が「知りたい・聞きたい・学びたい」内容をメニューから選択、人材登録されているリーダーバンク登録指導者及び行政職員が講師として地域へ出向き、講座を実施することで市民の学習意欲の充足を図る。

[担当：文化芸術課] P. 270

2801 市民芸術活動の推進に要する経費 4,869,000円(4,881,000円)

[その他 1,796,000円 一財 3,073,000円]

* 特財積算根拠

[諸収入：宝くじ収益金市町村交付金 1,796,000円]

○ 目的

市民の文化芸術活動を支援する。

また、市主催の文化芸術に関する事業を推進することで、市民文化の発展に寄与する。

○ 内容

(1) 市主催事業の開催

| 事業名 | 開催月 | 内容 |
|---------|--------|---|
| 取手美術作家展 | 6月 | 身近な地元作家の作品展 委託料 900,000円(取手美術作家展) 小中学生送迎用ギャラリーツアーバス 借上料 357,000円 |
| 取手市文化祭 | 10・11月 | 市民が日頃行っている文化的活動を集約した 芸能(伎芸)、展示の発表、チャリティ販売等 |

| | | |
|---------------------|--------|---|
| 取手市藤代文化祭 | 10・11月 | 委託料 ・取手市文化祭 1,000,000円(取手市文化連盟) ・取手市藤代文化祭 500,000円(取手市藤代文化協会) |
| 取手市民美術展 | 11・12月 | 日本画、洋画、彫刻、書、写真、工芸、デザイン部門による一般公募作品展及び小中学校の絵画・デザイン・書の作品展 |
| とりで スクール・アートフェスティバル | 1月 | 市内高等学校7校の芸術教育の作品発表会 委託料 296,000円 |

(2) 補助金の交付

| 補助金交付先団体 | 予算額(円) | 内容 |
|------------------|---------|-----------------------------|
| よいなかまの会 | 191,000 | 運営活動費の助成 |
| 取手少年少女合唱団 | 80,000 | 運営活動費の助成 |
| 取手市文化連盟 | 488,000 | 運営活動費及び取手市文化連盟創立50周年記念事業費助成 |
| 取手市藤代文化協会 | 210,000 | 運営活動費の助成 |
| 国際音楽の日コンサート実行委員会 | 200,000 | 運営活動費の助成 |

(3) 文化振興奨励金 60,000円

市民の芸術文化の振興を図るため、取手市又は茨城県の代表として関東規模以上の芸術文化発表会やコンクール等に予選を経て参加する18歳以下の個人又は大学を除く学校等の団体に交付する。

[担当：文化芸術課] P. 271

2901 市民会館・福祉会館管理運営に要する経費 88,836,000円(88,327,000円)

[一財 88,836,000円]

○ 目的

行政の枠を越えた特色ある運営と円滑な市民会館・福祉会館の管理を行い、市民の文化教養の向上と福祉の増進に寄与する。

○ 内容

指定管理制度により(公財)取手市文化事業団が市民会館・福祉会館の管理運営を行う。

また、今年度より利用者促進のため、市民会館及び福祉会館は祝日も開館する。修繕に関しては、市民会館・福祉会館の緊急修繕等に対応することで利用者の安全を確保する。

| 主な内訳 | 予算額(円) | 内容 |
|----------------|------------|-----------------|
| 修繕料 | 400,000 | 施設修繕 |
| 市民会館・福祉会館指定管理料 | 88,394,000 | 両施設の管理運営に係る指定管理 |

[担当：文化芸術課] P. 271

3001 東京芸術大学との交流に要する経費 6,694,000円(6,711,000円)

[その他 5,640,000円 一財 1,054,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 3,640,000 円]

[諸収入:宝くじ収益金市町村交付金 2,000,000 円]

○ 目的

市内に東京芸術大学取手校地があるという地域性を活かし、市民と東京芸術大学との交流を深め、芸術的感性や知識を培い、文化芸術の振興を推進する。

○ 内容

| 事業名 | 内容 |
|------------------------------|---|
| 東京芸術大学卒業・修了作品展及び音楽学部推薦者取手市長賞 | (美術部門)東京芸術大学卒業・修了作品展における優秀作品から2点 (音楽部門)東京芸術大学音楽学部推薦の優秀者から2名それぞれに取手市長賞を授与する。 ・賞賜金 2,000,000 円(500,000 円×4) |
| ふれあいコンサート | 東京芸術大学音楽学部によるコンサートを年2回開催する。(藤代公民館、市民会館を予定)市民会館でのコンサートは、令和3年度の市長賞受賞者が出演予定。 ・出演謝礼 240,000 円 ・著作権演奏使用料 7,000 円 |
| 東京芸術大学との文化交流事業委託料 | 市内の希望する小学校と中学校が、東京芸術大学生による美術・音楽の指導を受ける。 ・美術(小学校) 2,403,000 円 ・音楽(中学校) 1,647,000 円 |

[担当:文化芸術課] P.272

3301 アートのあるまちづくり推進に要する経費 19,121,000 円 (28,158,000 円)

[その他 14,981,000 円 一財 4,140,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 8,460,000 円]

[諸収入:取手アートプロジェクト貸付金元利収入 1,350,000 円]

[諸収入:宝くじ収益金市町村交付金 152,000 円]

[諸収入:井野アーティストヴィレッジ利用料 5,019,000 円]

○ 目的

アートのまち取手の魅力を発信するとともに、東京芸術大学がある地理的環境を活かし他市町村にはない多様な文化芸術によるまちづくりの推進を図る。

○ 内容

東京芸術大学やアート関連団体と連携し、その知識・技術・手法などを活用して、市民を交えた創作事業を実施する。

(1) 取手音楽の日事業委託料 4,000,000 円

「音楽あふれるまち」・「新たな才能を育てる場」の基盤となることを目指し、プロ・アマを問わずジャズ愛好家を一堂に集める音楽イベントを開催する。全国からの人を迎える交流の場とし、音楽からのアプローチによる「アートのあるまち」を発

信する。

- (2) 取手の芸術活動連携サポート事業委託料 770,000 円
創造力やコミュニケーション力等を高める対話型鑑賞プログラムを実施するとともに、芸術家の活動との連携を深め市内芸術の振興を図る。
- (3) 井野アーティストヴィレッジ施設賃借料(7戸分施設) 5,856,000 円
- (4) JOBAN アートライン協議会負担金 400,000 円
- (5) 取手アートプロジェクト事業運営補助金 3,240,000 円
- (6) 取手アートプロジェクト実行委員会事業運営資金貸付金 1,350,000 円
- (7) ストリートアートステージ作品制作・設置委託料 2,893,000 円
取手駅東口に設置されている、ストリートアートステージ(野外展示台)に芸大生の制作した芸術作品を展示する。駅前に作品を設置することで、市内外の人々の目に留まり、芸術の発信とアートのあるまちづくりを推進する。

[担当：文化芸術課] P. 273

3701 アートギャラリーの管理運営に要する経費 13,624,000 円 (13,747,000 円)

[その他 3,587,000 円 一財 10,037,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料:アートギャラリー使用料 267,000 円]

[使用料:市民ギャラリー使用料 87,000 円]

[諸収入:宝くじ収益金市町村交付金 3,233,000 円]

○ 目的

美術に関する作品等の発表及びその鑑賞並びに文化の交流の場を市民に提供し、芸術及び文化の振興に寄与する。

○ 内容

たいけん美じゅつ場 VIVA 内「とりでアートギャラリー」の貸出しを行うとともに、市民の美術作品発表の場として、また市の企画する展示会等、様々な企画展を開催する。また、取手駅と藤代駅の通路に設置された市民ギャラリーの貸出しも行い、市民の作品展示の場を提供する。

- (1) アートギャラリー管理委託料 2,547,000 円
- (2) 施設賃借料 9,686,000 円

[担当：子ども青少年課] P. 274

3801 放課後児童対策事業に要する経費 170,544,000 円 (148,104,000 円)

[国・県 75,702,000 円 その他 37,003,000 円 一財 57,839,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:子ども・子育て支援交付金 99,929,000 円×1/3≒33,309,000 円]

[国補:子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金 60,000 円×1/2=30,000 円]

[県補:子ども・子育て支援交付金 99,929,000 円×1/3≒33,309,000 円]

[県補:放課後児童対策事業補助金 17,870,000 円×2/3×0.76≒9,054,000 円]

[負担金:放課後児童対策事業保護者負担金 36,729,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 274,000 円]

○ 目的

市内の小学生を対象に親の就労や学年の区別なく、学校施設等を利用し、平日の放課後や土曜日及び長期休業日等に、放課後子どもクラブを開所することにより、様々な体験活動や異学年間の交流を図るとともに、保育だけでなく教育的な視点を考慮した子ども達の健全育成と子育て支援の充実を図る。

○ 内容

事業の主な経費は、放課後児童支援員・補助員及びコーディネーター等（会計年度任用職員）の報酬、学習アドバイザー謝礼、クラブ室用消耗品費、取手東・高井・藤代小学校の放課後子どもクラブ運営業務の委託料である。

| | |
|------------------------|-------------|
| ・放課後児童支援員等報酬(会計年度任用職員) | 89,421,000円 |
| ・学習アドバイザー謝礼 | 1,514,000円 |
| ・放課後子どもクラブ運営業務委託料 | 65,877,000円 |

[担当：生涯学習課] P. 275

4301 訪問型家庭教育支援事業に要する経費 594,000円 (594,000円)

[国・県 396,000円 一財 198,000円]

* 特財積算根拠

[県補:地域で支える家庭の教育力向上事業費補助金 594,000円×2/3 = 396,000円]

○ 目的

取手市訪問型家庭教育支援事業を実施することにより、保護者への支援を通じて子どもの育ちを支え、地域における家庭教育の充実を図り、子育て家庭や子どもたちを地域社会全体で見守り支える体制の構築に資することを目的とする。

○ 内容

訪問型家庭教育支援協議会を設置し、訪問型家庭教育支援チーム員が家庭教育に関する情報提供を行うことによって家庭での教育力の向上を図る。

- ・家庭教育支援についての評価・助言を行う協議会を開催することにより、事業全体に係る総合調整を行う。
- ・対象者は小学校1学年の子を持つ家庭の保護者。

5 社会教育費 2 公民館費

[担当：生涯学習課] P. 278

2101 公民館活動に要する経費 1,528,000円 (1,523,000円)

[一財 1,528,000円]

○ 目的

市内には、学習活動や地域づくりの中心的役割を担う公民館が14館あり、地域に即した生涯学習施設として活用されている。それぞれの地域ニーズに合わせた魅力ある事業を展開し、地域の生涯学習の拠点として、より一層の充実を図る。

○ 内容

市内各地域の公民館において、幅広い年齢層を対象とした講座や講演会等を開催し、地域の人たちが身近に参加でき、学べる機会を提供する。

- ・報償費 1,071,000円(各公民館講師謝礼等)

[担当：生涯学習課] P. 278

2301 公民館施設整備に要する経費 23,058,000円 (12,438,000円)

[地方債 13,500,000円 その他 7,990,000円 一財 1,568,000円]

* 特財積算根拠

[市債：公民館施設整備事業債 18,000,000円×75% = 13,500,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 7,990,000円]

○ 目的

公民館施設の維持管理を行い、利用環境を整える。

○ 内容

市内公民館施設の破損箇所や異常箇所の修繕及び工事を実施し、施設整備を行う。

・修繕料 4,988,000円(各公民館施設の修繕)

久賀公民館の屋根シートが剥がれ雨漏りが生じ、全体が劣化していることから屋根全体の改修工事を行う。

・工事請負費 18,000,000円(久賀公民館屋根改修工事)

5 社会教育費 3 図書館費

[担当：図書館] P. 279

2001 図書館管理運営に要する経費 103,446,000円 (29,758,000円)

[地方債 76,900,000円 その他 4,100,000円 一財 22,446,000円]

* 特財積算根拠

[市債：合併特例債 81,000,000円×95%≒76,900,000円]

[繰入金：公共施設整備基金繰入金 4,100,000円]

○ 目的

多くの市民が訪れる図書館として、安全安心な読書環境を提供するため、施設の維持管理を図る。

○ 内容

取手図書館とふじしろ図書館の、建物・設備の維持管理のための保守点検委託を実施していく。特に、ふじしろ図書館の空調機器が老朽化により安定して稼働できる状態ではないため、空調設備の改修を行う。改修工事については、既設氷蓄熱方式空調設備と既設マルチパッケージの更新さらに、それらに伴う付帯作業を行うものである。

・ふじしろ図書館空調設備改修工事(令和3年度・令和4年度継続事業) 81,000,000円

[担当：図書館] P. 280

2101 図書館活動に要する経費 98,943,000円 (95,826,000円)

[その他 181,000円 一財 98,762,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：コピー手数料 120,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 60,000円]

[諸収入：印刷機使用料 1,000円]

○ 目的

多様化する市民ニーズに適応した図書館サービスを提供するため、各種事業の充実に努める。

○ 内容

図書館及び公民館・駅前窓口等の市民に身近なサテライト施設や、学校連携における迅速な予約本の提供や返却受付を維持するため、引き続き図書館システムの活用、及び図書配送業務を委託する。

また、電子書籍のさらなる拡充を図り、コロナ禍の生活の中でも、自宅等で読書を行うことができる環境を整えるとともに、仕事や子育てなどで図書館を利用することが難しい市民へも働きかけ、サービス提供ができるように普及啓発を図る。

| | |
|---------------|--------------|
| ・会計年度任用職員報酬 | 38,491,000 円 |
| ・図書配送業務委託料 | 6,804,000 円 |
| ・電算機賃借料 | 34,364,000 円 |
| ・電子図書館システム使用料 | 4,400,000 円 |

[担当：図書館] P.281

2201 図書館資料購入に要する経費 28,511,000 円 (28,444,000 円)

[その他 19,708,000 円 一財 8,803,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 19,630,000 円]

[諸収入:図書弁償金 43,000 円]

[諸収入:広告掲載料 35,000 円]

○ 目的

図書館の基本機能である資料提供を遂行するため、必要な図書館資料を収集する。

○ 内容

市民の多様な資料に対するニーズに応えるため、図書館資料の充実を図る。

| | |
|----------------------|--------------|
| ・定期刊行物等資料購入費（新聞・雑誌等） | 3,554,000 円 |
| ・図書、AV 資料購入費 | 21,822,000 円 |

5 社会教育費 4 文化財保護費

[担当：生涯学習課] P.282

2101 旧取手宿本陣管理運営に要する経費 8,399,000 円 (7,927,000 円)

[その他 192,000 円 一財 8,207,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入:本陣駐車場使用料 192,000 円]

○ 目的

県・市指定文化財である「旧取手宿本陣」の保護・活用により、文化財への愛着や関心を高める。

○ 内容

「旧取手宿本陣」の保存・管理に努め、一般公開を行う。

| | |
|--------------------------|-------------|
| ・管理委託料(防災設備保守点検、庭園維持管理等) | 2,143,000 円 |
|--------------------------|-------------|

| | |
|----------------|-------------|
| ・公開日受付業務委託料 | 2,010,000 円 |
| ・土地賃借料(史跡、駐車場) | 3,580,000 円 |

[担当：生涯学習課] P. 284

2501 埋蔵文化財センター活動に要する経費 928,000 円 (1,091,000 円)

[一財 928,000 円]

○ 目的

埋蔵文化財センターを様々な文化財に関する情報発信・収集の拠点施設として活用を図り、市民の郷土史に対する理解と親しみを深め、文化的向上に資する。

○ 内容

市内の埋蔵文化財や歴史資料をテーマとした年 2 回の企画展を実施する。

【主な経費】

| | |
|-----------------|---------------------------|
| ・講演会講師謝礼 | 30,000 円×2 回 = 60,000 円 |
| ・ポスター・パンフレット印刷代 | 390,500 円×2 回 = 781,000 円 |

6 保健体育費 1 保健体育総務費

[担当：スポーツ振興課] P. 287

2001 スポーツ団体育成推進関係経費 9,060,000 円 (9,060,000 円)

[その他 5,040,000 円 一財 4,020,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 5,040,000 円]

○ 目的

スポーツ団体を育成・支援することで、市民の体力向上とスポーツの普及振興を図る。

○ 内容

スポーツ協会・スポーツ少年団の育成支援を図る。

| 団体名 | 団体数 | 会員数 | 活動内容 |
|---------|-----------------|---------|---|
| スポーツ協会 | 29 部 | 4,698 人 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種講習会の開催 ・視察研修 ・機関紙の発行 ・交流会 ・市主催行事への協力及び参加 ・競技別大会の企画運営 ・指導者の育成 |
| スポーツ少年団 | 10 連盟 36 単位団 | 1,197 人 | <ul style="list-style-type: none"> ・青少年のスポーツ指導 ・競技別大会、教室の企画運営 ・認定員養成講習会 ・取手ブロック近隣市町交流会 ・市主催行事への協力及び参加 ・県各講習、研修会への参加 |

6 保健体育費 2 体育施設費

[担当：スポーツ振興課] P. 288

2001 取手グリーンスポーツセンター管理運営に要する経費 123,868,000 円
(124,778,000 円)

[一財 123,868,000 円]

○ 目的

生涯スポーツの拠点となる取手グリーンスポーツセンターの維持・管理を行うことで、市民の健康増進とスポーツ団体相互の交流を深める。

○ 内容

指定管理者による充実した施設管理を行い、利用者の拡大を目指し、市民の健康、体力づくりの拠点としてスポーツ・レクリエーションの普及発展に努める。

グリーンスポーツセンター指定管理料

121,278,000 円(人件費、施設管理費等含む)

火災保険料 467,000 円

敷地賃借料 2,123,000 円

[担当：スポーツ振興課] P. 288

2201 藤代スポーツセンター管理運営に要する経費 41,738,000 円 (39,854,000 円)

[その他 9,007,000 円 一財 32,731,000 円]

* 特財積算根拠

[使用料:藤代スポーツセンター使用料 9,000,000 円]

[手数料:コピー手数料 3,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 2,000 円]

[諸収入:ファクシミリ使用料 1,000 円]

[諸収入:印刷機使用料 1,000 円]

○ 目的

生涯スポーツ・健康づくりの施設として、また憩いの場としての公園施設の維持・管理を行うことで、市民が快適な施設でスポーツを楽しむ場の提供を図る。

○ 内容

市民の健康、体力づくりの場としてスポーツ・レクリエーションの普及発展に努める。

修繕料 藤代スポーツセンター散水栓バルブ修繕 176,000 円

作業機械等借上料 スポーツトラクタ・乗用スイーパー借上料 970,200 円

6 保健体育費 3 学校給食センター費

[担当：保健給食課] P. 292

2001 給食センター運営に要する経費 131,141,000 円 (135,072,000 円)

[その他 117,928,000 円 一財 13,213,000 円]

* 特財積算根拠

[諸収入:幼稚園給食代 1,354,000 円 ※月額 4,370 円]

[諸収入:小学校給食代センター分 73,456,000 円 ※月額 4,440 円]

[諸収入:中学校給食代センター分 43,118,000 円 ※月額 4,950 円]

○ 目的

子どもたちに安全な食材による給食を提供することで、望ましい食習慣の形成を図ることを目標に、学校給食の円滑な運営を図る。

○ 内容

主な経費は、学校給食に要する経費である。

・賄材料費 117,928,000 円

[担当：保健給食課] P. 293

2101 給食センター施設整備に要する経費 41,484,000 円 (76,993,000 円)

[その他 2,700,000 円 一財 38,784,000 円]

* 特財積算根拠

[繰入金:学校施設整備基金繰入金 2,700,000円]

○ 目的

適正な維持管理と設備の充実により、給食施設を良好な状態に保つ。

○ 内容

主な経費は、施設の維持管理及び設備の改修に要する経費である。

委託料

・給食運搬業務委託料 16,990,000 円

・汚水・排水処理施設清掃点検委託料 2,491,000 円

・ボイラー設備総合管理委託料 1,657,000 円

・生ごみ収集運搬・リサイクル処理業務委託料 1,089,000 円

工事請負費

・調理場内シンク改修工事 3,000,000 円

11 公債費

1 公債費 1 元金 2 利子

[担当：財政課・社会福祉課] P. 298

9701 地方債元金償還金 利子償還金 4,324,190,000円 (4,321,807,000円)

[国・県 31,079,000円 その他 1,431,000円 一財 4,291,680,000円]

* 特財積算根拠

[県補：新市町村づくり支援事業費補助金 14,299,000円]

[県補：合併市町村幹線道路緊急整備支援事業補助金 16,780,000円]

[諸収入：災害援護資金貸付金元利収入 1,431,000円]

(単位：千円)

| 区 分 | 令和3年度末 | 令和4年度償還額 | | | 令和4年度中 | 令和4年度末 |
|------------------------|------------|-----------|---------|-----------|-----------|------------|
| | 残高見込額A | 元 金 B | 利 子 C | 計 | 起債見込額D | 残高見込額A-B+D |
| 1. 普通債 | 20,106,568 | 1,882,375 | 98,031 | 1,980,406 | 1,170,500 | 19,394,693 |
| (1)総務債 | 188,592 | 14,052 | 634 | 14,686 | | 174,540 |
| (2)民生債 | 247,284 | 20,416 | 876 | 21,292 | | 226,868 |
| (3)衛生債 | 6,350 | 1,270 | 45 | 1,315 | 15,000 | 20,080 |
| (4)農林水産業債 | 180,322 | 30,705 | 1,467 | 32,172 | 13,000 | 162,617 |
| (5)商工債 | 37,394 | 3,778 | 125 | 3,903 | | 33,616 |
| (6)土木債 | 1,787,839 | 261,847 | 14,360 | 276,207 | 346,800 | 1,872,792 |
| (7)消防債 | 488,574 | 74,112 | 794 | 74,906 | 100,100 | 514,562 |
| (8)教育債 | 3,029,216 | 240,567 | 11,249 | 251,816 | 13,500 | 2,802,149 |
| (9)地域再生事業債 | 150 | 150 | 2 | 152 | | |
| (10)合併特例債 | 12,209,433 | 1,012,884 | 62,976 | 1,075,860 | 610,700 | 11,807,249 |
| (11)行政改革等推進債(地域再生分) | 15,626 | 7,066 | 250 | 7,316 | | 8,560 |
| (12)災害復旧債 | 21,051 | 4,085 | 112 | 4,197 | | 16,966 |
| (13)緊急防災・減災事業債 | 917,620 | 176,130 | 1,129 | 177,259 | 5,300 | 746,790 |
| (14)全国防災事業債 | 79,737 | 4,187 | 220 | 4,407 | | 75,550 |
| (15)防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 | 792,800 | 18,946 | 3,455 | 22,401 | | 773,854 |
| (16)緊急自然災害防止対策事業債 | 13,000 | | 84 | 84 | 27,400 | 40,400 |
| (17)公共施設等適正管理推進事業債 | 91,580 | 12,180 | 253 | 12,433 | 38,700 | 118,100 |
| 2. 減税補てん債 | 259,500 | 87,161 | 362 | 87,523 | | 172,339 |
| 3. 臨時財政対策債 | 22,630,660 | 1,795,809 | 51,054 | 1,846,863 | 850,000 | 21,684,851 |
| 4. 減収補てん債 | 1,602,937 | 346,484 | 13,415 | 359,899 | | 1,256,453 |
| 5. 調整債 | 185,060 | 10,340 | 385 | 10,725 | | 174,720 |
| 6. 退職手当債 | 101,840 | 33,940 | 1,626 | 35,566 | | 67,900 |
| 7. 災害援護資金貸付債 | 11,371 | 3,208 | | 3,208 | | 8,163 |
| 合 計 | 44,897,936 | 4,159,317 | 164,873 | 4,324,190 | 2,020,500 | 42,759,119 |

地方債の利率別現在高の状況

(単位：千円)

| 令和3年度末 現在高見込額 | 0.5%以下 | 1.0%以下 | 1.5%以下 | 2.0%以下 |
|------------------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 44,897,936 | 35,177,228 | 5,981,523 | 1,069,346 | 2,669,839 |
| 構成比 | 78.4% | 13.3% | 2.4% | 5.9% |

取手駅西口都市整備事業
特 別 会 計

1 概要

取手駅西口地区においては、交通結節機能の充実と都市機能の集積を目的として、取手駅北土地区画整理事業による都市基盤整備を進め、合わせて建築物整備事業を一体的に施行することによって、潤いと活気に満ちた中心市街地の活性化を進めている。

取手駅北土地区画整理事業では、取手駅西口地区の宅地造成、交通広場及び都市計画道路の整備を行い、環境に配慮した都市空間の整備を進めることにより、交通結節機能強化及び回遊性の向上を図る。

取手駅西口地区における土地利用については、健康・医療・福祉等の各種都市機能の充実に図り、持続可能な魅力ある中心市街地の形成を進めている。

特に、取手駅西口交通広場に面するA街区においては、関係権利者とともに商業・業務系施設や高層住宅等から構成される多機能複合施設を整備することにより、土地の有効利用を促進し、「市の顔」に相応しい魅力ある都市空間の形成を図る。

2 歳入の状況

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 予算額 |
|-------------|-----------|------------|---------|
| 1. 使用料及び手数料 | 1. 使用料 | 1. 土木使用料 | 10 |
| 2. 国庫支出金 | 1. 国庫補助金 | 1. 国庫補助金 | 85,800 |
| 3. 県支出金 | 1. 県補助金 | 1. 県補助金 | 33,745 |
| 4. 繰入金 | 1. 他会計繰入金 | 1. 一般会計繰入金 | 646,614 |
| 5. 繰越金 | 1. 繰越金 | 1. 繰越金 | 1,100 |
| 6. 諸収入 | 1. 市預金利子 | 1. 市預金利子 | 10 |
| | 2. 雑入 | 1. 雑入 | 100 |
| 7. 市債 | 1. 市債 | 1. 土木債 | 65,800 |
| 合 計 | | | 833,179 |

3 歳出の状況

(単位：千円)

| 款 | 項 | 目 | 予算額 |
|--------|---------|---------|---------|
| 1. 事業費 | 1. 審議会費 | 1. 審議会費 | 139 |
| | 2. 総務費 | 1. 総務費 | 122,488 |
| | 3. 事業費 | 1. 事業費 | 304,955 |
| 2. 公債費 | 1. 公債費 | 1. 元金 | 370,099 |
| | | 2. 利子 | 34,998 |
| 3. 予備費 | 1. 予備費 | 1. 予備費 | 500 |
| 合 計 | | | 833,179 |

1 事業費

3 事業費 1 事業費

[担当：区画整理課] P. 16

7501 取手駅北土地区画整理事業に要する経費 304,923,000 円 (399,969,000 円)

[国・県 85,800,000 円 地方債 65,800,000 円 その他 153,313,000 円 一財 10,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:防災・安全交付金 (生活空間の安全確保分) 156,000,000 円×55%=85,800,000 円]

[市債:取手駅北土地区画整理事業債

(156,000,000 円-85,800,000 円)×90%≒63,100,000 円]

[市債:取手駅北土地区画整理事業債 3,630,000 円×75%≒2,700,000 円]

[繰入金:一般会計繰入金 153,213,000 円]

[雑入:電線共同溝建設負担金 100,000 円]

○ 目的

取手駅北土地区画整理事業は、多様な都市機能の集積と土地の高度利用の促進を図るため、都市基盤の整備を進めている。今年度は事業完了に向けた駅前交通広場整備工事を実施する。

○ 内容

事業年度 平成 5 年度～令和 4 年度

施行面積 6.5ha

[委託業務]

委託件数 5 件 15,489,000 円

[工事請負]

・駅前交通広場整備工事 158,948,000 円

[建物移転補償]

建物移転補償 23 件 126,100,000 円

工事に伴う補償 1 件 2,000,000 円

取手駅北土地区画整理事業区域



国民健康保険事業
特 別 会 計

1 概要

国民健康保険(以下「国保」という。)は、制度創設以来、市民の医療の確保と健康維持に貢献し、医療保険制度の中核として重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、急速な少子高齢化の進展や医療技術の高度化及び疾病構造の変化等に伴い医療費が増大する一方で、国保は社会保険などと比べると高齢者の割合が高く、加入者の所得水準が低いといった年齢構成上や財政基盤上の様々な課題を抱えている。また、市区町村規模の大小により国保の財政に差があり、小規模市町村では財政が不安定になりやすいなどといった課題があった。このような状況の中、平成30年度から都道府県が市区町村とともに保険者となる等の大改革が行われた。

都道府県と市区町村が一緒に運営を担うことにより、事務の効率化、標準化、広域化を推進し、制度の安定化を目指していく。市区町村は、加入者の資格管理や保険料(税)の賦課・徴収、給付の決定・支払い、健康づくりのための事業など加入者に身近なきめ細かい事業を引き続き実施していく。また、茨城県国民健康保険運営方針に基づく賦課方式の統一について、令和4年度より実施する。

(1) 被保険者資格の適用適正化

被保険者資格の適用適正化については、事業運営の基本であり、被保険者の医療の確保及び国保運営の健全化のために極めて重要である。特に、国保に加入すべき対象者でありながら加入の手続きがなされていない無保険状態の方、逆に社会保険等の他の健康保険に加入しているのに、国保喪失の届出がされていないため、重複して健康保険に加入してしまっている方などについて、早期に適正な適用を図るための対策を講じる。

(2) 国保税収入の確保

適正な課税及び収納対策により、被保険者間の負担の公平性を確保する。令和4年度から茨城県国民健康保険運営方針にしたがい賦課方式を2方式に変更し、持続可能な国保制度を推進する。国保税算定の基礎となる所得については、正確な把握が必要であるため、申告のない世帯については、関係機関との連携を図りながら、申告の勧奨などにより所得の把握に努める。

また、保険税収納率の向上のための取り組みに努める。

(3) 医療費の適正化

医療費の適正化を進めるため、第三者求償事務の充実、医療機関における適正受診の啓発、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及啓発に努める。

(4) 保健事業の推進

特定健康診査については、第三期特定健康診査等実施計画(平成30年度～令和5年度)に基づき、受診率の向上に努めていく。また、「国保データベース(KDB)システム」の各種統計情報に関するデータを活用したデータヘルス計画についても、第2期計画(平成30年度～令和5年度)を策定し、効率的な保健事業の実施により生活習慣病の重症化予防に努めている。

○取手市国保の現況

(1) 歳入歳出の状況

歳入歳出予算額は、10,258,613千円で、前年度に比較して1.2%の増となった。

歳入

(単位：千円)

| 区 分 | 令和4年度 | 令和3年度 | 増減率 (%) |
|----------|------------|------------|---------|
| 国民健康保険税 | 2,019,194 | 2,154,224 | △6.3 |
| 使用料及び手数料 | 1,500 | 1,450 | 3.4 |
| 国庫支出金 | 1 | 1 | 0.0 |
| 県支出金 | 7,188,517 | 7,128,743 | 0.8 |
| 財産収入 | 46 | 31 | 48.4 |
| 繰入金 | 966,282 | 775,515 | 24.6 |
| 繰越金 | 40,000 | 40,000 | 0.0 |
| 諸収入 | 43,073 | 33,068 | 30.3 |
| 歳入合計 | 10,258,613 | 10,133,032 | 1.2 |

歳出

(単位：千円)

| 区 分 | 令和4年度 | 令和3年度 | 増減率 (%) |
|----------|------------|------------|---------|
| 総務費 | 242,993 | 243,920 | △0.4 |
| 保険給付費 | 7,366,766 | 7,361,113 | 0.1 |
| 国保事業費納付金 | 2,224,766 | 2,074,997 | 7.2 |
| 共同事業拠出金 | 10 | 10 | 0.0 |
| 保健事業費 | 244,114 | 231,737 | 5.3 |
| 基金積立金 | 160,740 | 202,031 | △20.4 |
| 諸支出金 | 14,224 | 14,224 | 0.0 |
| 予備費 | 5,000 | 5,000 | 0.0 |
| 歳出合計 | 10,258,613 | 10,133,032 | 1.2 |

(2) 国保加入者の状況

(年間平均3月～2月)

| 区 分 | 年 度 | 令和4年度 (見込) | 令和3年度 (見込) | 令和2年度 (実績) | 増減率 (%) | |
|-------|-----|---------------|---------------|---------------|---------|-------|
| | | | | | R4/R3 | R3/R2 |
| 加入世帯数 | | 15,959 世帯 | 16,290 世帯 | 16,620 世帯 | △2.0 | △2.0 |
| 被保険者数 | 一般 | 23,456 人 | 24,197 人 | 24,938 人 | △3.1 | △3.0 |
| | 退職 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | — | — |
| | 合計 | 23,456 人 | 24,197 人 | 24,938 人 | △3.1 | △3.0 |

(3) 保険給付費等の状況

(単位：千円)

| 年 度 | | 療養給付費 | 療養費 | 高額療養費 | 出産育児一時金 | 葬祭費 |
|-----------|----|-----------|--------|---------|---------|--------|
| 令和4年度(予算) | 一般 | 6,372,000 | 54,000 | 873,000 | 25,200 | 11,000 |
| | 退職 | 60 | 12 | 360 | | |
| 令和3年度(見込) | 一般 | 6,388,000 | 47,000 | 882,000 | 24,000 | 6,900 |
| | 退職 | 0 | 0 | 0 | | |
| 令和2年度(実績) | 一般 | 6,090,382 | 44,281 | 857,641 | 18,619 | 8,650 |
| | 退職 | 10 | 0 | 0 | | |

(4) 1人当たりの医療費 (単位：円)

| 年度 | 一般 | 退職 |
|-----------|---------|----|
| 令和4年度(見込) | 386,568 | — |
| 令和3年度(見込) | 358,258 | — |
| 令和2年度(実績) | 332,333 | — |

※退職分については、遡及振替対応分のみとなるため、原則発生しない。

1 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：国保年金課] P.45

7001 国保事務に要する経費 48,265,000円 (48,278,000円)

[国・県 22,692,000円 その他 25,573,000円]

* 特財積算根拠

[県補：都道府県繰入金 (2号分) 22,692,000円]

[繰入金：事務費等繰入金 25,568,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 5,000円]

○ 目的

国民健康保険制度の効率的な実施と被保険者に対するサービスの向上を図る。

○ 内容

国民健康保険事務に係る経費であり、主なものは保険証・納税通知書の郵送料及び電算処理業務の手数料・委託料である。

| | | |
|------|---------------------|-------------|
| 主な経費 | 国民健康保険事務員報酬(1人) | 1,617,000円 |
| | 一斉更新保険証郵送料 | 6,677,360円 |
| | 納税通知書・特別徴収通知書郵送料 | 2,065,920円 |
| | 国保・後期・介護納付済額通知郵送料 | 1,386,000円 |
| | 第三者行為求償事務手数料 | 1,280,000円 |
| | 連合会レセプト管理システム手数料 | 1,346,400円 |
| | 保険者事務共同電算処理業務委託料 | 7,480,648円 |
| | 国保事務電算処理委託料(IAC) | 18,475,000円 |
| | 国保情報集約システム運用管理業務委託料 | 2,648,348円 |

[担当：国保年金課] P.46

7501 医療費適正化特別対策に要する経費 11,609,000円 (11,609,000円)

[国・県 11,601,000円 その他 8,000円]

* 特財積算根拠

[県補：都道府県繰入金 (2号分) 11,601,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 8,000円]

○ 目的

国民健康保険に係る医療費の適正化を図り、国保財政の安定化を目的とする。

○ 内容

診療報酬明細書(レセプト)二次点検業務を茨城県国民健康保険団体連合会に委託することにより、事業の効率化とレセプト点検の充実強化を図るとともに、医療費の過誤請求の防止や国民健康保険被保険者資格の適用適正化に努め、医療費の削減を図る。

| | | |
|------|----------------------|------------|
| 主な経費 | 国保被保険者資格点検事務員報酬(1人) | 1,208,088円 |
| | 国保適用適正化事務員報酬(1人) | 1,208,088円 |
| | 医療費通知及びジェネリック差額通知郵送料 | 4,494,000円 |
| | 保険者レセプト二次点検業務手数料 | 3,264,000円 |
| | 多受診適正化通知業務委託料 | 330,000円 |

2 徴税費 1 徴税総務費

[担当：納税課] P. 48

7601 国保税徴収に要する経費 20,484,000円 (20,830,000円)

[国・県 15,689,000円 その他 4,795,000円]

* 特財積算根拠

[県補：都道府県繰入金(2号分) 15,689,000円]

[手数料：督促手数料 1,500,000円]

[繰入金：事務費等繰入金 3,283,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 12,000円]

○ 目的

国保税収納率向上のため、職員及び徴収事務員による徴収を行うとともに、納税者からの照会等に対する回答の迅速化及び収納管理事務の効率化を図る。

○ 内容

(1) 国保税の収納状況(現年度) (単位：千円)

| 年度 | 調定額 | 収納額 | 収納率(%) |
|-----------|-----------|-----------|--------|
| 令和3年度(見込) | 2,188,824 | 2,059,464 | 94.1 |
| 令和2年度(実績) | 2,277,382 | 2,142,687 | 94.1 |
| 令和元年度(実績) | 2,346,114 | 2,193,895 | 93.5 |

(2) コンビニ収納取扱手数料 2,673,000円

国保税をコンビニエンスストアの店舗(一部を除く)から納付できる。また、納期限を過ぎた場合も、コンビニ用納付書を再発行することで納付可能となる。令和2年度からは、納付書のバーコードを利用したスマートフォンアプリ(Pay B、Line Pay、Pay Pay、au PAY、楽天銀行アプリ)による決済も可能となった。

(3) クレジットカード代理納付手数料 508,200円

国保税収納率向上と、納税者の利便性の確保のため、令和4年度から、国保税もクレジットカードでの納付が可能となる。

(4) 公金収納情報データ処理手数料 1,386,748円

国保税の収納処理について、金融機関等の窓口で収納された領収済通知書(紙ベース)

を OCR 読み込み・パンチ入力処理によって電子データに変換し、「読み込み用データ」として受け取り事務処理を行う。

5 保健事業費

1 特定健康診査等事業費 1 特定健康診査等事業費

[担当：国保年金課] P. 60

7701 特定健康診査等事業に関する経費 139,342,000 円 (111,722,000 円)

[国・県 73,360,000 円 その他 7,000 円 一財 65,975,000 円]

* 特財算出根拠

[県補:保険者努力支援分 3,786,000 円]

[県補:特別調整交付金分(市町村) 3,118,000 円]

[県補:都道府県繰入金(2号分) 27,676,000 円]

[県補:特定健診等負担金 37,342,000 円]

[県補:健康増進事業費補助金 1,438,000 円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 7,000 円]

○ 目的

国保加入者の40歳から75歳未満を対象に内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査を実施する。健診結果に基づき保健指導に該当すると判定された方に対し、その要因となっている生活習慣を改善するための指導を行うことにより、生活習慣病等の有病者・予備群を減少させ、国保加入者の健康増進及び中長期的な医療費の抑制を図る。

○ 内容

・特定健康診査

糖尿病・高血圧・脂質異常症等の生活習慣病の有病者・予備群を減少させるため、保健指導を必要とする方を的確に抽出するための健診を実施する。

新型コロナウイルス感染症における三密(密集・密接・密閉)対策のため、令和3年度は集団健診予約コールセンター及び専用予約サイトを設置し、集団健診予約を実施した。令和4年度も同様の対応を行うため、集団健診予約管理業務委託料を計上する。

なお、令和3年度は集団健診予約管理業務委託料を新型コロナウイルス感染症対策経費として計上していたが、新型コロナウイルス感染症が落ち着いた後も集団健診予約管理業務は継続する予定であるため、令和4年度から特定健康診査等事業に関する経費に移し変えて計上する。集団健診予約者の利便性向上を目的に、健診予約環境を整備するため集団健診予約管理業務委託料が増加見込みである。

<健診項目>

質問項目、身体計測(身長・体重・BMI・腹囲)、身体診察、血圧測定、血液検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、心電図検査、眼底検査、貧血検査、血清クレアチニン、尿酸

| 区分 | 令和4年度(予算) | 令和3年度(見込) | 令和2年度(実績) |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| 対象者 | 21,800人 | 22,402人 | 23,030人 |

| | | | |
|-----|---------|--------|--------|
| 受診者 | 10,830人 | 7,653人 | 6,050人 |
| 受診率 | 49.7% | 34.2% | 26.3% |

(※年間異動分含む)

・特定保健指導

健診結果から「情報提供」、「動機付け支援」、「積極的支援」の3つにグループ分けをし、「動機付け支援」及び「積極的支援」の対象者に対して、保健師や管理栄養士等が食習慣や効果的な運動など生活習慣の改善に必要な支援を行うとともに、指導対象であっても指導を受けていない方への利用勧奨により指導率の向上と生活習慣病の改善を図る。

・糖尿病性腎臓病重症化予防事業

糖尿病の重症化や腎不全、人工透析への移行を防止することを目的に、平成30年度より実施している「糖尿病性腎臓病重症化予防事業」において、取手市医師会の協力を得るとともにかかりつけ医との連携を図り、より有効かつ効果的な保健指導に取り組む。

また、特定健康診査の結果や医療機関受診状況をもとに未治療者や治療中断者を抽出し、血糖値等が受療勧奨域の方に対して、通知等による受療勧奨を実施する。

2 保健事業費 1 保健衛生普及費

[担当：国保年金課] P.61

7601 健康優良世帯表彰に要する経費 655,000円(527,000円)

[一財 655,000円]

○ 目的

健康に対する住民意識の向上を図り、併せて国保医療費節減に関する啓発を行う。

○ 内容

1年間以上無受診の健康優良世帯に対し、表彰状を贈呈する。

| 区分 | 令和4年度(予算) | 令和3年度(実績) | 令和2年度(実績) |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1年間無受診世帯 | 650世帯 | 610世帯 | 450世帯 |
| 2年間無受診世帯 | 600世帯 | 548世帯 | 469世帯 |
| 合計 | 1,250世帯 | 1,158世帯 | 919世帯 |

2 保健事業費 2 疾病予防費

[担当：国保年金課] P.62

7501 疾病の予防に要する経費 103,949,000円(103,823,000円)

[国・県 33,268,000円 その他 550,000円 一財 70,131,000円]

* 特財積算根拠

[県補：保険者努力支援分 33,268,000円]

[諸収入：喀痰検査費用自己負担金 100,000円]

[諸収入：大腸がん検診費用自己負担金 450,000円]

○ 目的

国保加入者が人間ドック等を受診する際に助成を行うとともに、各種がん検診の受診しやすい環境を作り、生活習慣病の予防に寄与するとともに、受診率の向上、疾病の早期発

見、早期治療により健康増進と中長期的な医療費の抑制を図る。

○ 内容

・人間ドック

市が実施する特定健康診査を受診しない満40歳以上75歳未満で、国保税に未納がない国保加入者に対し、以下のいずれかのドック検診について、年度内に一度助成する。

(1) 日帰り人間ドック

(助成額:24,500円－特定健診分:6,650円)×2,370人=42,304,500円

(2) 脳ドック

(助成額:35,000円－特定健診分:6,650円)×670人=18,994,500円

(3) 肺ドック

(助成額:24,500円－特定健診分:6,650円)×40人=714,000円

(*ただし、特定健康診査を含む人間ドック検診を受けた対象者に係る助成金の額は、当該助成金の額から特定健康診査に係る部分に要した費用を減じた額とする。)

| ドック名 | 令和4年度(予算) | 令和3年度(見込) | 令和2年度(実績) |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 日帰り人間ドック | 2,370人 | 1,301人 | 1,488人 |
| 脳ドック | 670人 | 184人 | 286人 |
| 肺ドック | 40人 | 19人 | 18人 |
| 合計 | 3,080人 | 1,504人 | 1,792人 |

・がん検診等助成事業

各種がん検診等の助成事業を実施する。

胃がん、乳がん、子宮がん、大腸がん、前立線がんの各がん検診、骨粗しょう症検診、喀痰検査、ヘルスアップ健診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診の各種検診の自己負担金については平成30年度より500円(ワンコイン)に統一している(肺がん検診の自己負担金については、従来から65歳以上は無料、64歳以下は400円のため、据え置き)。

後期高齢者医療
特別会計

1. 概要

高齢者の医療費が急激に増大するなかで世代間の医療費負担を明確化し、医療保険制度の安定的な財政運営を維持していくために、75歳以上の後期高齢者について新たに独立した後期高齢者医療制度が平成20年4月から開始された。

今後の高齢社会において持続可能な医療保険制度体系の確立を図るためには、後期高齢者医療制度の円滑な運営が不可欠であり、市町村がそれぞれ単独で取り組むよりも、他の市町村と協力して、広域的に事務処理を行う方がより効率的であることから、茨城県内のすべての市町村が加入する「茨城県後期高齢者医療広域連合」が平成19年1月24日付で設立された。

広域連合は、地方自治法に規定される特別地方公共団体であり、独自の首長や議会を有し、後期高齢者医療の運営主体として、市町村との連携を図りつつ、保険料の賦課・医療の給付・医療費の通知や保健事業等を行い、各種届出の受付・保険料の徴収や被保険者証の引渡し等の窓口受付は市町村が行っている。

社会保障制度改革推進法(平成24年法律第64号)に基づき、内閣に社会保障制度改革国民会議が設置され、社会保障制度改革について審議が行われている。後期高齢者医療制度については、現在では十分定着しており、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ必要な改善を行うことが適当であると報告されている。

当市の後期高齢者被保険者数は、人口統計からも今後右肩上がりが増加する。被保険者数の伸びに合わせて予算編成を行った。

(1) 歳入・歳出の状況

歳入歳出予算額は、3,362,351千円で昨年と比較して3.6%の増となる。

歳入

(単位：千円)

| 区 分 | 令和4年度 | 令和3年度 | 増減率 (%) |
|------------|-----------|-----------|---------|
| 後期高齢者医療保険料 | 1,631,176 | 1,613,937 | 1.1 |
| 使用料及び手数料 | 245 | 220 | 11.4 |
| 繰 入 金 | 1,727,721 | 1,629,013 | 6.1 |
| 繰 越 金 | 600 | 600 | 0.0 |
| 諸 収 入 | 2,609 | 2,604 | 0.2 |
| 歳 入 合 計 | 3,362,351 | 3,246,374 | 3.6 |

歳出

(単位：千円)

| 区 分 | 令和4年度 | 令和3年度 | 増減率 (%) |
|---------|-----------|-----------|---------|
| 総 務 費 | 221,112 | 213,459 | 3.6 |
| 納 付 金 | 3,138,039 | 3,029,715 | 3.6 |
| 諸 支 出 金 | 2,700 | 2,700 | 0.0 |
| 予 備 費 | 500 | 500 | 0.0 |
| 歳 出 合 計 | 3,362,351 | 3,246,374 | 3.6 |

(2)被保険者の状況 (各年度末)

| 年 度 区 分 | 令和4年度 (見込) | 令和3年度 (見込) | 令和2年度 (実績) |
|------------|---------------|---------------|---------------|
| 被保険者数 | 21,228人 | 20,014人 | 18,869人 |

(3)1人当たりの医療費

| 年 度 区 分 | 令和4年度 (見込) | 令和3年度 (見込) | 令和2年度 (実績) |
|------------|---------------|---------------|---------------|
| 医療費 | 827,790円 | 822,837円 | 791,780円 |

1 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：国保年金課] P.92

7001 後期高齢者医療事務に要する経費 159,475,000円(144,067,000円)

[その他 159,474,000円 一財 1,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：事務費繰入金 69,865,000円]

[繰入金：後期高齢者健診事業繰入金 56,916,000円]

[繰入金：後期高齢者人間ドック検診事業繰入金 32,687,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 5,000円]

[諸収入：雑入 1,000円]

○ 目的

後期高齢者医療制度の効率的な実施と被保険者に対するサービスの向上を図る。

○ 内容

後期高齢者医療事務に係る経費であり、主なものとして被保険者証の郵送料、茨城県後期高齢者医療広域連合からの委託を受けて行う健康診査のための経費、市内公共施設において実施する集団健診を完全予約制で実施するための経費、人間ドック検診の助成金や広域連合への共通経費の負担金である。なお、令和3年度は集団健診予約管理業務委託料を新型コロナウイルス感染症対策経費として計上していたが、新型コロナウイルス感染症が落ち着いた後も集団健診予約管理業務は継続する予定であるため、令和4年度から後期高齢者医療事務に要する経費に移し変えて計上する。集団健診予約者の利便性向上を目的に、健診予約環境を整備するため集団健診予約管理業務委託料が増加見込みである。

また、日常の健康づくり・疾病予防への関心を高めるため、1年間以上医療機関等無受診者を対象とした健康優良表彰を行う。

| | | |
|-----|--------------------------|-------------|
| 需用費 | 健診案内封筒、結果通知封筒、説明チラシ印刷製本費 | 449,000円 |
| | 健康優良者感謝状印刷製本費 | 69,000円 |
| 役務費 | 郵送料などの通信運搬費、健診データ管理手数料 | 13,863,000円 |
| 委託料 | 健康診査、電算処理委託料 | 58,241,000円 |

集団健診予約管理業務委託料(コールセンターの設置等) 8,500,000 円
 負・補・交 広域連合共通経費負担金、人間ドック助成金 74,752,000 円

(1)健康優良者(1年間以上医療機関等無受診者に対し、感謝状を贈呈する)

| 区 分 | 令和4年度(予算) | 令和3年度(実績) | 令和2年度(実績) |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| 対象者 | 500人 | 474人 | 374人 |

(2)健康診査

| 区 分 | 令和4年度(予算) | 令和3年度(見込) | 令和2年度(実績) |
|-----|-----------|-----------|-----------|
| 受診者 | 5,700人 | 5,600人 | 3,688人 |

(3)人間ドック(助成額:日帰り・肺ドック 24,500円、脳ドック 35,000円)

| ドック名 | 令和4年度(予算) | 令和3年度(見込) | 令和2年度(実績) |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 日帰りドック | 866人 | 810人 | 663人 |
| 脳ドック | 313人 | 293人 | 184人 |
| 肺ドック | 21人 | 20人 | 16人 |
| 合 計 | 1,200人 | 1,123人 | 863人 |

2 徴収費 1 徴収費

[担当:国保年金課] P.94

7501 保険料徴収に要する経費 4,137,000円(4,092,000円)

[その他 4,137,000円]

* 特財積算根拠

[手数料:督促手数料 245,000円]

[繰入金:事務費繰入金 3,892,000円]

○ 目的

後期高齢者医療保険料を徴収し、後期高齢者医療の適正な運営を図る。

○ 内容

茨城県後期高齢者医療広域連合が賦課した保険料を徴収するための経費であり、納付書の郵送料及び被保険者の利便性の向上を図るためコンビニエンスストアやスマートフォンアプリでの収納を実施するものである。

後期高齢者医療保険料については、コンビニエンスストアの店舗(一部を除く)からも納付できる。また、納期限を過ぎた場合も、コンビニ用納付書を再発行することで納付可能となる。令和2年度からは、納付書のバーコードを利用したスマートフォンアプリ(Pay B、Line Pay、Pay Pay、au PAY、楽天銀行アプリ)による決済も可能となった。

後期高齢者医療保険料の収納処理については、金融機関等の窓口で収納された領収済通知書(紙ベース)をOCR読み込み・パンチ入力処理によって電子データに変換し、「消込み用データ」として受け取り事務処理を行う。

主な経費

需用費 保険料率改定チラシ印刷製本費 352,000円

| | | |
|-----|------------------|-------------|
| 役務費 | 郵送料などの通信運搬費 | 2,982,000 円 |
| | 口座振替分手数料 | 424,000 円 |
| | コンビニ等収納手数料 | 303,000 円 |
| | 保険料率改定チラシ新聞折込手数料 | 66,000 円 |

2 後期高齢者医療広域連合納付金

1 後期高齢者医療広域連合納付金 1 後期高齢者医療広域連合納付金

[担当：国保年金課] P. 95

7501 後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費 3,138,039,000 円(3,029,715,000 円)

[その他 3,138,039,000 円]

* 特財積算根拠

[保険料：特別徴収分 1,138,615,000 円]

[保険料：普通徴収分 488,193,000 円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 4,368,000 円]

[繰入金：医療給付費負担分繰入金 1,205,783,000 円]

[繰入金：低所得者軽減分繰入金 299,772,000 円]

[繰入金：被扶養者軽減分繰入金 1,306,000 円]

[諸収入：延滞金 1,000 円]

[諸収入：過料 1,000 円]

○ 目的

医療給付費に対する市の負担分や市が徴収した保険料を茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付する。

○ 内容

| | | |
|-------|----------|-----------------|
| 負・補・交 | 保険料徴収分 | 1,631,176,000 円 |
| | 低所得者軽減分 | 299,772,000 円 |
| | 被扶養者軽減分 | 1,306,000 円 |
| | 医療給付費負担分 | 1,205,783,000 円 |
| | 延滞金・過料分 | 2,000 円 |

介護保険特別会計

1. 概要

高齢者を社会全体で支える制度として広く定着した介護保険制度は、3年毎に制度の見直しを行っている。令和4年度は第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)の2年目にあたる。計画には、令和7(2025)年に団塊の世代全てが75歳以上になることを見据え、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築・推進するため、高齢者福祉や介護保険事業についての具体的な内容を定めている。特に令和4年度は、高齢者の多様化・複雑化する相談ニーズに対応するため、地域包括支援センターの機能強化による相談支援体制の充実を図り、藤代地区に新たにセンターを1箇所設置する。

取手市の令和4年1月1日現在の65歳以上の人口は36,873人で、高齢化率は34.8%に達し、要介護(支援)認定者が5,068人、認定率は13.7%である。高齢者人口の増加に伴い、居宅サービスを中心にサービス利用者が増加するとともに介護給付費も増大している。

高齢者が住み慣れた地域で健康で幸福に暮らせるよう、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図るとともに、在宅医療・介護の連携、総合的な認知症施策等を推進する。また、必要な方に必要なサービスが提供されるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図る。

要介護(支援)認定者の推移

(4月1日現在)

| 年 度 | 65歳以上の人口 | 高齢化率 | 65歳以上の認定者数 |
|--------|----------|-------|------------|
| 令和4年度 | 36,873人 | 34.8% | 5,068人 |
| 令和3年度 | 36,709人 | 34.5% | 4,958人 |
| 令和2年度 | 36,565人 | 34.2% | 4,876人 |
| 令和元年度 | 36,179人 | 33.7% | 4,657人 |
| 平成30年度 | 35,658人 | 33.1% | 4,564人 |

令和4年度は、令和4年1月1日現在の数値を使用

受給者の推移

(4月1日現在)

| 年 度 | 居宅介護(予防)サービス受給者 | 地域密着型(介護予防)サービス受給者 | 施設サービス受給者 |
|--------|-----------------|--------------------|-----------|
| 令和4年度 | 2,967人 | 707人 | 923人 |
| 令和3年度 | 2,900人 | 678人 | 913人 |
| 令和2年度 | 2,881人 | 664人 | 890人 |
| 令和元年度 | 2,502人 | 594人 | 884人 |
| 平成30年度 | 2,550人 | 532人 | 910人 |

令和4年度は、令和4年1月1日現在の数値を使用

介護(予防)給付費当初予算額の推移

(単位:千円)

| 年 度 | 居宅介護(予防)サービス給付費 | 地域密着型(介護予防)サービス給付費 | 施設サービス給付費 |
|--------|-----------------|--------------------|-----------|
| 令和4年度 | 2,927,220 | 928,769 | 3,135,000 |
| 令和3年度 | 2,899,440 | 883,049 | 3,078,000 |
| 令和2年度 | 2,887,068 | 849,209 | 2,969,760 |
| 令和元年度 | 2,760,516 | 781,620 | 2,962,344 |
| 平成30年度 | 2,678,682 | 747,852 | 2,799,744 |

2. 歳入の状況

(単位:千円)

| 区 分 | 令和4年度 | 令和3年度 | 増 減 率(%) |
|----------|-----------|-----------|----------|
| 介護保険料 | 2,085,423 | 2,004,029 | 4.1 |
| 使用料及び手数料 | 259 | 267 | △3.0 |
| 国庫支出金 | 1,703,646 | 1,677,706 | 1.5 |
| 支払基金交付金 | 2,206,865 | 2,162,048 | 2.1 |
| 県支出金 | 1,233,590 | 1,205,402 | 2.3 |
| 財産収入 | 17 | 14 | 21.4 |
| 繰入金 | 1,425,621 | 1,410,258 | 1.1 |
| 繰越金 | 25,000 | 25,000 | 0.0 |
| 諸収入 | 3,182 | 3,165 | 0.5 |
| 歳入合計 | 8,683,603 | 8,487,889 | 2.3 |

3. 歳出の状況

(単位:千円)

| 区 分 | 令和4年度 | 令和3年度 | 増 減 率(%) |
|---------|-----------|-----------|----------|
| 総務費 | 184,571 | 180,228 | 2.4 |
| 保険給付費 | 7,973,233 | 7,815,080 | 2.0 |
| 地域支援事業費 | 426,211 | 392,745 | 8.5 |
| 諸支出金 | 79,588 | 79,836 | △0.3 |
| 予備費 | 20,000 | 20,000 | 0.0 |
| 歳出合計 | 8,683,603 | 8,487,889 | 2.3 |

1 総務費

2 徴収費 1 賦課徴収費

[担当：高齢福祉課] P. 125

7501 保険料賦課徴収費に要する経費 9,276,000円 (7,444,000円)

[その他 9,276,000円]

* 特財積算根拠

[手数料:保険料督促手数料 259,000円]

[繰入金:事務費等繰入金 9,011,000円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 6,000円]

○ 目的

介護サービス給付費などに充てる財源を確保するために、市内に住所を有する65歳以上の被保険者(第1号被保険者)に対し、介護保険料の賦課及び徴収事務を行う。

○ 内容

介護保険第1号被保険者に保険料内容の周知を図るとともに、保険料の賦課、徴収及び債権管理を行い保険料納入者の管理を行う。

| | | |
|------|---------------------------------|------------|
| 主な経費 | 報酬(保険料徴収事務補助員報酬) | 2,603,000円 |
| | 印刷製本費(介護保険料リーフレット・封筒作成) | 823,000円 |
| | 通信運搬費(特別徴収額決定通知書・普通徴収納入通知書等郵送料) | 3,782,000円 |
| | 手数料(特別徴収業務・コンビニ収納等手数料) | 992,000円 |

3 介護認定審査会費 2 認定調査等費

[担当：高齢福祉課] P. 127

7501 認定調査等に要する経費 54,331,000円 (52,985,000円)

[その他 54,331,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金:事務費等繰入金 54,258,000円]

[諸収入:雇用保険料本人負担分 73,000円]

○ 目的

訪問調査の的確な実施、主治医意見書の作成依頼など認定審査会の開催準備をし、公平で適正な要介護・要支援認定を行うことで、介護保険制度の適正な運営を図る。

○ 内容

介護認定調査員が要介護認定申請者に対して訪問調査を実施し、かかりつけの医師へ主治医意見書の作成を依頼する。

| | | |
|------|------------------------|-------------|
| 主な経費 | 報酬(介護認定調査員ほか) | 19,694,000円 |
| | 通信運搬費(認定調査票・主治医意見書郵送料) | 738,000円 |
| | 主治医意見書作成手数料 | 20,556,000円 |

| | |
|--------------------|-------------|
| 居宅介護支援事業者介護認定調査委託料 | 2,574,000 円 |
| 公用車リース料(認定調査用) | 1,538,000 円 |

2 保険給付費

1 介護サービス等諸費 1 居宅介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P.129

7501 居宅介護サービス給付費に要する経費 2,799,120,000 円 (2,773,440,000 円)

[国・県 1,024,858,000 円 その他 1,774,262,000 円]

* 特財積算根拠

[国負:介護給付費負担金 559,829,000 円]

[国補:普通調整交付金 115,137,000 円]

[県負:介護給付費負担金 349,892,000 円]

[保険料:特別徴収分 548,905,000 円]

[保険料:普通徴収分 14,850,000 円]

[保険料:普通徴収分前年度以前分 950,000 円]

[支払基金:第2号被保険者保険料 755,762,000 円]

[繰入金:介護給付費繰入金 349,893,000 円]

[繰入金:低所得者の保険料軽減に要する費用 102,402,000 円]

[諸収入:第三者行為に係る損害賠償金 1,500,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、指定居宅サービス事業者から介護サービスを受けた時に、居宅介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

居宅介護サービス給付費 @42,800 円×5,450 人×12 月=2,799,120,000 円

1 介護サービス等諸費 2 地域密着型介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P.129

7501 地域密着型介護サービス給付費に要する経費 927,000,000 円 (881,280,000 円)

[国・県 301,275,000 円 その他 625,725,000 円]

* 特財積算根拠

[国負:介護給付費負担金 185,400,000 円]

[県負:介護給付費負担金 115,875,000 円]

[保険料:特別徴収分 259,560,000 円]

[支払基金:第2号被保険者保険料 250,290,000 円]

[繰入金:介護給付費繰入金 115,875,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、住み慣れた地域で生活できるよう地域に密着した介護サービスを受けた時に、地域密着型介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

地域密着型介護サービス給付費 @103,000 円×750 人×12 月=927,000,000 円

1 介護サービス等諸費 3 施設介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 129

7501 施設介護サービス給付費に要する経費 3,135,000,000円 (3,078,000,000円)

[国・県 1,018,876,000円 その他 2,116,124,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 470,250,000円]

[県負：介護給付費負担金 548,625,000円]

[県補：財政安定化基金貸付金 1,000円]

[保険料：特別徴収分 875,199,000円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 1,100,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 846,450,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 391,875,000円]

[諸収入：第三者行為に係る損害賠償金 1,500,000円]

○ 目的

要介護認定者が、介護保険施設である指定介護老人福祉施設、指定介護老人保健施設、介護医療院等で介護サービスを受けた時に、食費、居住費、日常生活費を除く施設介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

施設介護サービス給付費 @275,000円×950人×12月=3,135,000,000円

1 介護サービス等諸費 6 居宅介護サービス計画給付費

[担当：高齢福祉課] P. 131

7501 居宅介護サービス計画給付費に要する経費 383,640,000円 (376,968,000円)

[国・県 124,683,000円 その他 258,957,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 76,728,000円]

[県負：介護給付費負担金 47,955,000円]

[保険料：特別徴収分 73,908,000円]

[保険料：普通徴収分 33,511,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 103,583,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 47,955,000円]

○ 目的

要介護認定者が、指定居宅介護支援事業者から介護支援を受けた時に、居宅介護サービス計画給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

居宅介護サービス計画給付費 @13,900円×2,300人×12月=383,640,000円

2 介護予防サービス等諸費 1 介護予防サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 131

7501 介護予防サービス給付費に要する経費 128,100,000円 (126,000,000円)

[国・県 41,632,000円 その他 86,468,000円]

＊ 特財積算根拠

- [国負:介護給付費負担金 25,620,000 円]
- [県負:介護給付費負担金 16,012,000 円]
- [保険料:特別徴収分 31,103,000 円]
- [保険料:普通徴収分 4,766,000 円]
- [支払基金:第2号被保険者保険料 34,587,000 円]
- [繰入金:介護給付費繰入金 16,012,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、指定居宅サービス事業者から介護サービスを受けた時に、介護予防サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

介護予防サービス給付費 @17,500 円×610 人×12 月=128,100,000 円

4 高額介護サービス等費 1 高額介護サービス費

[担当:高齢福祉課] P.134

7501 高額介護サービス費に要する経費 218,580,000 円 (202,020,000 円)

[国・県 71,038,000 円 その他 147,542,000 円]

＊ 特財積算根拠

- [国負:介護給付費負担金 43,716,000 円]
- [県負:介護給付費負担金 27,322,000 円]
- [保険料:特別徴収分 45,921,000 円]
- [保険料:普通徴収分 15,196,000 円]
- [支払基金:第2号被保険者保険料 59,017,000 円]
- [繰入金:介護給付費繰入金 27,322,000 円]
- [諸収入:延滞金 84,000 円]
- [諸収入:不正利得に伴う返納金 1,000 円]
- [諸収入:高額介護サービス費返納金 1,000 円]

○ 目的

要介護認定者が受けた介護サービスに係る利用者負担額が一定額を超えた時に、高額介護サービス費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

同一月に利用した介護サービスの利用者負担の合計額(同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合算額)が所得に応じた限度額を超えた時に、申請により超えた分を高額介護サービス費として支給する。

高額介護サービス費 現物高額分 @12,000 円×120 件×12 月=17,280,000 円
償還分 @27,500 円×610 件×12 月=201,300,000 円

自己負担の限度額(月額)

| 区 分 | 限度額 |
|-------------------------------|-----------|
| 年収約 1,160 万円以上の世帯の方 | 140,100 円 |
| 年収約 770 万円以上約 1,160 万円未満の世帯の方 | 93,000 円 |

| | |
|---|------------------------------|
| 年収約 770 万円未満の世帯の方 | 44,400 円 |
| 市民税課税世帯の方 | 44,400 円 |
| 世帯全員が市民税非課税 | 24,600 円 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢福祉年金受給者の方 ・ 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方等 | 24,600 円(世帯) 15,000 円(個人) |
| 生活保護受給者 | 15,000 円 |

6 特定入所者介護サービス等費 1 特定入所者介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 136

7501 特定入所者介護サービス費に要する経費 251,634,000 円 (256,674,000 円)

[国・県 81,780,000 円 その他 169,854,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 37,745,000 円]

[県負：介護給付費負担金 44,035,000 円]

[保険料：特別徴収分 36,974,000 円]

[保険料：普通徴収分 33,485,000 円]

[支払基金：第 2 号被保険者保険料 67,941,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 31,454,000 円]

○ 目的

所得の低い方の施設利用が困難にならないよう、利用者の収入状況に応じた自己負担限度額を設定し、負担軽減を図る。

○ 内容

世帯全員が住民税非課税の方等で一定の条件を満たす場合、申請により「介護保険負担限度額認定証」を交付し、限度額を超えた分は特定入所者介護サービス費として支給する。

なお、住民税非課税世帯でも預貯金などの資産が一定以上ある場合や住民票上世帯が異なっても配偶者(内縁含む)が課税されている場合には、給付の対象外となる。

また、利用者の非課税年金(遺族、障害、寡婦等の年金)も収入として算定し、負担限度額段階の判断基準に反映する。

特定入所者介護サービス費

施設・食事 @24,000 円×490 人×12 月=141,120,000 円

施設・居住 @19,000 円×380 人×12 月= 86,640,000 円

短期・食事 @ 9,300 円×115 人×12 月= 12,834,000 円

短期・居住 @ 8,000 円×115 人×12 月= 11,040,000 円

| 利用者 負担段階 | 居住費等の負担限度額 | | | | 食費の 負担 限度額 |
|-------------|------------|--------|---------------|-------|------------------|
| | ユニット型 | | 従来型個室 | 多床室 | |
| | 個室 | 個室的多床室 | | | |
| 第 1 段階 | 820 円 | 490 円 | 490 円 (320 円) | 0 円 | 300 円 |
| 第 2 段階 | 820 円 | 490 円 | 490 円 (420 円) | 370 円 | 390 円【600 円】 |

| | | | | | |
|-------|--------|--------|-----------------|----------------|----------------|
| 第3段階① | 1,310円 | 1,310円 | 1,310円 (820円) | 370円 | 650円【1,000円】 |
| 第3段階② | 1,310円 | 1,310円 | 1,310円 (820円) | 370円 | 1,360円【1,300円】 |
| 基準費用額 | 2,006円 | 1,668円 | 1,668円 (1,171円) | 377円 (855円) | 1,445円 |

※ () 内は介護老人福祉施設又は短期入所生活介護を利用した場合

※ 【 】 内は短期入所生活介護又は短期入所療養介護を利用した場合

3 地域支援事業費

1 介護予防生活支援サービス事業費 1 介護予防・生活支援サービス事業費

[担当：高齢福祉課] P.137

7501 介護予防・生活支援サービス事業に要する経費 167,090,000円 (158,372,000円)

[国・県 71,797,000円 その他 95,293,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 33,106,000円]

[国補：介護保険保険者努力支援交付金 18,000,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 20,691,000円]

[保険料：特別徴収分 28,341,000円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 44,691,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 22,261,000円]

○ 目的

要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域において、自立した日常生活の支援を実施することにより、運動機能の維持向上や閉じこもり予防を図るとともに、活動的で生きがいのある人生を送ることができるよう支援することを目的とする。

○ 内容

従来、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護により提供されていた専門的なサービスに加え、住民主体の支援等の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の能力を最大限活かしつつ、要支援者等の状態に応じたサービスを実施する。

(第1号訪問事業)

・訪問介護相当サービス

(訪問介護員等によるサービス専門的なサービス)

@18,000円×240人×12月=51,840,000円

・訪問型サービスB

(有償・無償のボランティア等により提供される住民主体の支援)

@150,000円×3団体=450,000円

・訪問型サービスD

(移動支援サービスによる生活支援)

@150,000円×1団体=150,000円

(第1号通所事業)

- ・通所介護相当サービス
(通所介護事業者の従事者によるサービス)
@24,000円×380人×12月=109,440,000円
- ・通所型サービスA
(医療職やシルバーリハビリ体操指導士の一体的支援により提供するサービス)
元気ハツラツ教室委託料 @2,000円×8人×4回×12月=768,000円
@2,000円×5人×4回×12月=480,000円
- ・通所型サービスB
(有償・無償のボランティア等により提供される住民主体の支援)
@150,000円×1団体=150,000円

(第1号生活支援事業)

- ・その他生活支援サービス
(栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者に対する見守りを兼ねた配食の実施)
月～金までの週5日のうち必要と認められる日の夕食を配達する。利用者負担は400円。
配食サービス委託料 @523円×6,000食×1.10=3,451,800円

2 一般介護予防事業費 1 一般介護予防事業費

[担当：健康づくり推進課] P. 138

7501 介護予防普及啓発事業に要する経費 669,000円 (822,000円)

[国・県 216,000円 その他 453,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 133,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 83,000円]

[保険料：特別徴収分 189,000円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 181,000円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 83,000円]

○ 目的

住民が主体となって運営している通いの場等に講師を派遣し、介護予防活動の普及啓発を行うことを目的とする。

○ 内容

・介護予防講座講師謝礼 184,000円

健康運動指導士や歯科衛生士等による介護予防講座を住民主体の通いの場等で開催する。

[担当：高齢福祉課・健康づくり推進課] P. 138

8001 地域介護予防活動支援事業に要する経費 11,915,000円 (11,937,000円)

[国・県 3,872,000円 その他 8,043,000円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 2,383,000円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業交付金 1,489,000円]

[保険料:特別徴収分 3,337,000 円]

[支払基金:地域支援事業支援交付金 3,217,000 円]

[繰入金:介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 1,489,000 円]

○ 目的

介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援することを目的とする。

○ 内容

- ・回想法スクール委託料 916,000 円

「アタマとカラダ」の健康を維持しながら回想法の実践を通し、認知症予防を目指す教室。教室では、地域で認知症予防を担う人材として、回想法を実践するボランティアアシスタントを養成する。

- ・いきいきプラザ・げんきサロン指定管理料(運営費分) 6,698,000 円

地域の高齢者が気軽に集い、健康づくりや趣味のサークル活動に取り組むことのできる介護予防拠点施設(いきいきプラザ、げんきサロン戸頭西・稲・藤代)の管理運営を通じて、高齢者の健康増進と生きがいを図る。指定管理者は取手市社会福祉協議会。指定管理期間は令和4年度から令和7年度。指定管理料のうち施設管理費分(1,924,000 円)は一般会計から支出。

- ・地域介護予防支援事業補助金 2,100,000 円

地域の身近な集会所等を活用し、主に元気な高齢者を対象にした介護予防事業等に取り組む地域住民の団体に対し、活動費等の補助金を交付する。

- ・介護支援ボランティアポイント事業

65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者が、市内の指定された介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム、(地域密着型)通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護支援事業所でボランティア活動に従事。市は従事した時間数に対して、ポイントを付与(1時間単位=1ポイント)。累積したポイントに対し、年度末に申請を受け付け交付金を交付する。(1ポイント=100円。上限は50ポイント。)

介護支援ボランティア事業委託料

@227,273 円×1.10=250,000 円

介護支援ボランティア事業交付金

@100 円×200 名×0.6(変換率)×年間平均従事時間 25 時間=300,000 円

[担当:健康づくり推進課] P.139

8101 地域リハビリテーション活動支援事業に要する経費 345,000 円 (434,000 円)

[国・県 112,000 円 その他 233,000 円]

* 特財積算根拠

[国補:介護予防・日常生活支援総合事業交付金 69,000 円]

[県補:介護予防・日常生活支援総合事業交付金 43,000 円]

[保険料:特別徴収分 97,000 円]

[支払基金:地域支援事業支援交付金 93,000 円]

[繰入金:介護予防・日常生活支援総合事業繰入金 43,000 円]

○ 目的

住民主体の通いの場等に対し、リハビリテーション専門職等による助言等を実施し、地域における介護予防活動の強化を目的とする。

○ 内容

・介護予防講座講師謝礼 315,000 円

リハビリテーション専門職を中心とした、多様な専門職による体系化された介護予防講座を住民主体の通いの場等で開催する。

3 包括的支援事業費・任意事業費 1 総務費

[担当：高齢福祉課] P. 140

7601 地域包括支援センターに要する経費 153,842,000 円 (128,178,000 円)

[国・県 106,772,000 円 その他 47,070,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 59,232,000 円]

[国補：保険者機能強化推進交付金 17,922,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 29,618,000 円]

[保険料：特別徴収分 17,442,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 29,618,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 10,000 円]

○ 目的

令和4年度は新たに取手市社会福祉協議会に地域包括支援センターの運営を業務委託し、計5か所の地域包括支援センターを設置する。

高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した生活を続けられるように、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士等の専門職員が継続的・包括的に支援していくことで保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

○ 内容

| | |
|-------------------|---------------|
| 地域包括支援センター業務委託料 | 148,774,000 円 |
| 公用車リース料 | 459,000 円 |
| 地域包括支援センターシステム使用料 | 91,000 円 |
| 主任介護支援専門員研修講師謝礼 | 180,000 円 |
| 会計年度任用職員報酬 | 3,348,000 円 |

3 包括的支援事業費・任意事業費 2 任意事業費

[担当：高齢福祉課] P. 141

8202 紙おむつ支給に関する経費 13,108,000 円 (13,980,000 円)

[国・県 7,569,000 円 その他 5,539,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 5,046,000 円]

[県補：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 2,523,000 円]

[保険料：特別徴収分 3,016,000 円]

[繰入金：介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 2,523,000 円]

○ 目的

在宅要介護高齢者等に対して紙おむつを支給することにより、要介護高齢者等及び介護にあたる家族の負担軽減を図る。

○ 内容

要介護認定4以上の在宅高齢者及び要介護認定1以上で、介護保険介護認定調査票において排泄(排便・排尿)の項目に全介助又は一部介助、見守り等の該当がある在宅高齢者に対して紙おむつを年4回支給する。(本人が市民税非課税の方を対象とする)

扶助費 @3,300円×300人×12月×1.10=13,068,000円

通信運搬費 @84円×470人=39,480円

[担当：高齢福祉課] P.142

8206 認知症高齢者見守り事業に関する経費 680,000円(680,000円)

[国・県 391,000円 その他 289,000円]

* 特財積算根拠

[国補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 261,000円]

[県補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 130,000円]

[保険料:特別徴収分 159,000円]

[繰入金:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 130,000円]

○ 目的

地域における認知症高齢者の見守り体制の充実を目的とし、徘徊高齢者を保護できる仕組みを構築する。

○ 内容

徘徊のおそれのある認知症高齢者に対して、携帯品や靴に着ける見守りキーホルダー・ステッカーを配布し、徘徊時に保護された際、迅速に身元が特定できるようにする。

見守りステッカー @400円×1.10×400足=176,000円

システム使用料 462,000円

[担当：高齢福祉課] P.142

8301 配食サービスに関する経費 7,242,000円(6,880,000円)

[国・県 2,344,000円 その他 4,898,000円]

* 特財積算根拠

[国補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,563,000円]

[県補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 781,000円]

[保険料:特別徴収分 936,000円]

[繰入金:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 3,962,000円]

○ 目的

要支援認定者又は基本チェックリスト該当者を除くひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等で、身体的に買い物や調理が困難な人に対して夕飯の配達をすることにより、安否の確認、栄養摂取の補助、孤独感の解消を図る。

○ 内容

月～金までの週5回のうち必要と認められる日の夕食を配達する。利用者負担は400円。

配食サービス事業委託料 @523 円×12, 150 食×1. 10=6, 989, 895 円

[担当：高齢福祉課] P. 143

8501 成年後見制度利用支援事業に要する経費 8, 213, 000 円 (6, 962, 000 円)

[国・県 4, 743, 000 円 その他 3, 470, 000 円]

* 特財積算根拠

[国補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 3, 162, 000 円]

[県補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1, 581, 000 円]

[保険料:特別徴収分 1, 889, 000 円]

[繰入金:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 1, 581, 000 円]

○ 目的

成年後見制度市長申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行うことを目的とする。

○ 内容

身寄りのない認知症高齢者等であって、契約による介護保険サービス等の利用が困難な方のうち、成年後見人等による支援を必要とするが、審判の申立てを行う親族がない場合などに、市長が成年後見制度の審判の申立てを家庭裁判所に行う。

市長申立てに要する各種手数料 1, 077, 000 円

成年後見人等報酬助成 7, 136, 000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費 3 在宅医療・介護連携推進事業費

[担当：高齢福祉課] P. 143

7501 在宅医療・介護連携推進事業に要する経費 3, 078, 000 円 (3, 600, 000 円)

[国・県 1, 777, 000 円 その他 1, 301, 000 円]

* 特財積算根拠

[国補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1, 185, 000 円]

[県補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 592, 000 円]

[保険料:特別徴収分 709, 000 円]

[繰入金:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 592, 000 円]

○ 目的

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等関係者の連携強化を図る。

○ 内容

取手市医師会に業務委託を行い、在宅医療において積極的役割を担う地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、介護支援専門員等の多職種協働による在宅医療の支援体制を構築することで、退院支援から生活の場における療養支援、急変時の対応及び看取りまでを包括的かつ継続的に実践できる在宅医療の提供体制を確立する。

在宅医療・介護連携推進事業委託料 3, 078, 000 円

3 包括的支援事業費・任意事業費 4 生活支援体制整備事業費

[担当：高齢福祉課] P. 143

7501 生活支援体制整備事業に要する経費 2,948,000円(3,130,000円)

[国・県 1,701,000円 その他 1,247,000円]

* 特財積算根拠

[国補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 1,134,000円]

[県補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 567,000円]

[保険料:特別徴収分 680,000円]

[繰入金:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 567,000円]

○ 目的

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO法人、ボランティア、地縁組織、介護サービス事業所、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする。

○ 内容

地域における助け合い・支え合いづくりの推進を目的に、定期的な情報共有・連携強化の中核となる場で、地域の課題やニーズの解決策、対応策等を考える場として、「地域における支え合いづくり推進協議会(協議体)」を第1層(市全体)及び第2層(各地域包括支援センター)に設置する。

また、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」を各地域包括支援センターごとに選出し、介護予防・生活支援サービスに関する必要事項を協議する。

生活支援体制整備事業委託料 2,948,000円

3 包括的支援事業費・任意事業費 6 地域ケア会議推進事業費

[担当：高齢福祉課] P. 144

7501 地域ケア会議推進事業に要する経費 1,236,000円(1,258,000円)

[国・県 712,000円 その他 524,000円]

* 特財積算根拠

[国補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 475,000円]

[県補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 237,000円]

[保険料:特別徴収分 287,000円]

[繰入金:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 237,000円]

○ 目的

地域ケア会議は、市や地域包括支援センターが主催し、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していくことを目的とする。

○ 内容

地域ケア個別会議は、地域包括支援センターが主催する「個別課題の検討及び多職種協

働によるケアマネジメント支援」とともに、市が主催する「要介護者の訪問介護(生活援助)の訪問回数へのケアプラン検証」を実施していくものである。

地域ケア会議推進事業委託料 @220,000円×5ヶ所×1.10=1,210,000円

地域ケア個別会議委員謝礼 @6,300円×4人×1回=25,200円

3 包括的支援事業費・任意事業費 7 認知症総合支援事業費

[担当：高齢福祉課] P.144

7501 初期集中支援事業に要する経費 1,280,000円(1,184,000円)

[国・県 738,000円 その他 542,000円]

* 特財積算根拠

[国補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 492,000円]

[県補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 246,000円]

[保険料:特別徴収分 296,000円]

[繰入金:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 246,000円]

○ 目的

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

○ 内容

認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師(認知症サポート医)の指導の下、「認知症初期集中支援チーム」を4か所の地域包括支援センターに設置し、複数の専門職が、家族の希望等により認知症の人(認知症が疑われる人)及びその家族を訪問し、家族支援等の初期の支援を包括的、集中的に行う。

認知症初期集中支援事業委託料 @240,000円×4か所×1.10=1,056,000円

認知症初期集中支援チーム員研修負担金 @40,000円×5名=200,000円

[担当：高齢福祉課] P.145

7601 地域支援・ケア向上事業に要する経費 1,164,000円(1,077,000円)

[国・県 672,000円 その他 492,000円]

* 特財積算根拠

[国補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 448,000円]

[県補:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業交付金 224,000円]

[保険料:特別徴収分 268,000円]

[繰入金:介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業繰入金 224,000円]

○ 目的

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関での連携を図り、認知症地域支援推進員(認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う)を各地域包括支援センターに2名ずつ配置する。当該推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域の支援体制の構築と認知症ケアの向上を目的とする。

○ 内容

地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む医療機関、介護サービス事業者

や認知症サポーター等地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図るため、「認知症カフェ(通称:オレンジカフェ)」の運営経費等の助成を実施する。

また、認知症の本人が集い、本人同士が主体となって自らの体験や希望、必要としていることを一緒に語り合う「本人ミーティング」の実施や、回想スクールを受講したレミニシャン(心療回想士)が介護保険施設等を訪問して、認知症の方に回想療法を行う取組みとして「レミニフレンド事業」を実施する。

| | |
|--------------------------|------------------------------------|
| 認知症カフェ(オレンジカフェ)運営補助金 | @100,000円×1か所=100,000円 |
| | @50,000円×2か所=100,000円 |
| 認知症地域支援推進員研修負担金(新任者・現任者) | @38,000円×10人=380,000円 |
| レミニフレンド事業委託 | @1,000円×2人×4回×12月×3か所×1.1=316,800円 |

競輪事業特別会計

1 競輪事業費

2 事業費 1 競輪開催費

[担当:産業振興課] P.174

7501 通常競輪事業に要する経費 1,992,146,000円 (1,503,728,000円)

○ 内容

今年度の通常競輪を1開催6日間実施。

| 競 輪 名 | | 日数 | 入場者見込 | 車券発売見込 |
|-------|-----|----|--------|-------------|
| 通常競輪 | 前 節 | 3日 | 5,500人 | 1,500,000千円 |
| 〃 | 後 節 | 3日 | 5,000人 | 500,000千円 |

※通常競輪6日間の発売は、取手競輪場及び全国の競輪場、サテライト発売所、インターネット投票で予定。衛星テレビ放映(スピードチャンネル)は6日間放映予定。

主な歳出予算

| | |
|-------------------------------|-------------|
| ・選手賞典費 | 69,809千円 |
| ・委託料(場外車券発売開催委託料、競輪業務実施委託料等) | 310,283千円 |
| ・使用料及び賃借料(施設借上料、場外通報システム使用料等) | 18,328千円 |
| ・全国競輪施行者協議会分担金 | 24,498千円 |
| ・JKA交付金 | 41,600千円 |
| ・的中車券払戻金 | 1,500,000千円 |

[担当:産業振興課] P.176

7701 場外車券発売競輪事業に要する経費 159,202,000円 (157,433,000円)

○ 内容

今年度の場外車券発売競輪を12開催48日間実施。

| 場外車券発売競輪名 | 開催数 | 日数 | 入場者見込 (延べ数) | 車券発売見込 (延べ数) |
|-----------|-----|-----|----------------|-----------------|
| 特別競輪(GⅡ) | 1回 | 4日 | 5,600人 | 100,000千円 |
| 記念競輪(GⅢ) | 11回 | 44日 | 52,800人 | 990,000千円 |
| 計 | | | 58,400人 | 1,090,000千円 |

主な歳出予算

| | |
|-----------------------------|----------|
| ・報酬(競輪場従事員報酬) | 45,600千円 |
| ・委託料(統制業務管理委託料、場内外清掃委託料等) | 63,150千円 |
| ・使用料及び賃借料(施設借上料、ファン送迎バス借上料) | 37,175千円 |

3 諸支出金

1 諸支出金 1 一般会計繰出金

[担当:産業振興課] P.179

7501 競輪事業繰出金 20,000,000 円 (10,000,000 円)

○ 内容

通常競輪、場外競輪の収益金を一般会計へ繰出する。

(単位:千円、%)

| | 令和4年度 | 令和3年度 | 比較 | 増減率 |
|---------|--------|--------|--------|-------|
| 競輪事業繰出金 | 20,000 | 10,000 | 10,000 | 100.0 |

取手地方公平委員会
特 別 会 計

1. 概要

公平委員会は、地方公務員法（以下「法」という。）第7条により、人口15万未満の市町村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置かなければならず、また、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体と共同して公平委員会を置くことができると規定され、当委員会は、昭和32年10月1日に共同設置された。

公平委員会の職務については、法第8条により、①職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。②職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。③職員の苦情を処理すること。④その他法律に基づきその権限に属せしめられた事務となっている。

公平委員会の委員については、法第9条の2により3人の委員をもって組織し、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

2. 歳入予算

歳入予算額は742,000円で、内訳は負担金294,000円、前年度繰越金447,000円及び諸収入1,000円である。

負担金の内訳

取手地方公平委員会規約により、平等割2分の1、職員数割2分の1を関係団体が分担することとなっている。

(単位：円)

| 関係団体名 | 金額 |
|----------------|---------|
| 取手市 | 97,000 |
| 守谷市 | 62,000 |
| 利根町 | 34,000 |
| 取手地方広域下水道組合 | 24,000 |
| 取手市外2市火葬場組合 | 21,000 |
| 利根川水系県南水防事務組合 | 21,000 |
| 常総地方広域市町村圏事務組合 | 35,000 |
| 合計 | 294,000 |

3. 歳出予算

歳出予算額は、742,000円である。

1 総務費

1 総務費 1 委員会費

[担当：監査委員事務局] P.193

7001 公平委員会事務に要する経費 276,000 円 (259,000 円)

[一財 276,000 円]

○ 内容

各公平委員会連合会への年会費負担金及び研究会等の参加旅費が主なものである。

[担当：監査委員事務局] P.193

7201 公平委員報酬等に要する経費 436,000 円 (393,000 円)

[その他 294,000 円 一財 142,000 円]

* 特財積算根拠

[負担金：取手地方公平委員会負担金 294,000 円]

○ 内容

委員 3 人分の報酬及び各公平委員会連合会研究会等の参加旅費が主な支出である。

報酬金額 336,000 円

委員長 9,000 円×13 日

委員 8,400 円×13 日×2 人

参 考 資 料

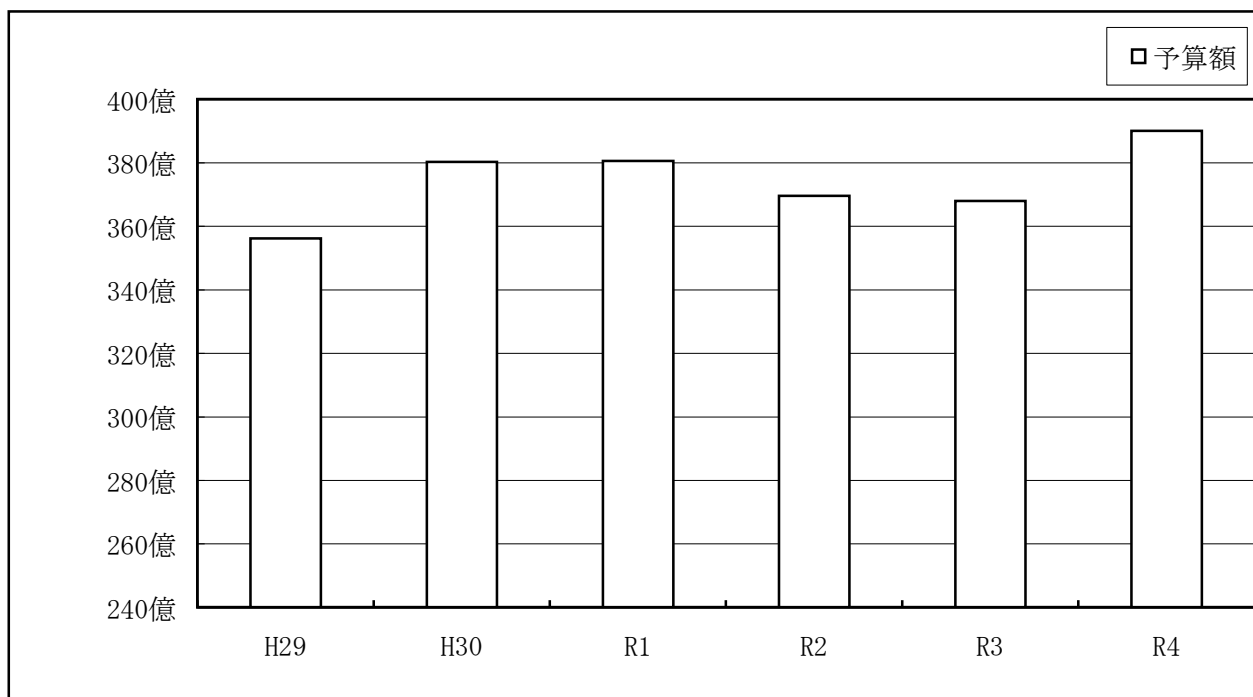
目 次

| | |
|------------------------------------|-----|
| 一般会計予算額の推移 | 187 |
| 一般会計性質別歳出内訳 | 188 |
| 特別会計予算額の推移 | 189 |
| 款別性質別一覧表(一般会計) | 190 |
| 各款における節の占める予算額及び比率(一般会計) | 192 |
| 令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合 市町村負担金算出計算書 | 194 |
| 令和4年度取手地方広域下水道組合 負担金及び出資金算出計算書 | 196 |
| 令和4年度地方消費税率引上げ分の社会保障財源化 | 197 |
| 令和4年度合併特例債充当一覧(一般会計) | 198 |

一般会計予算額の推移

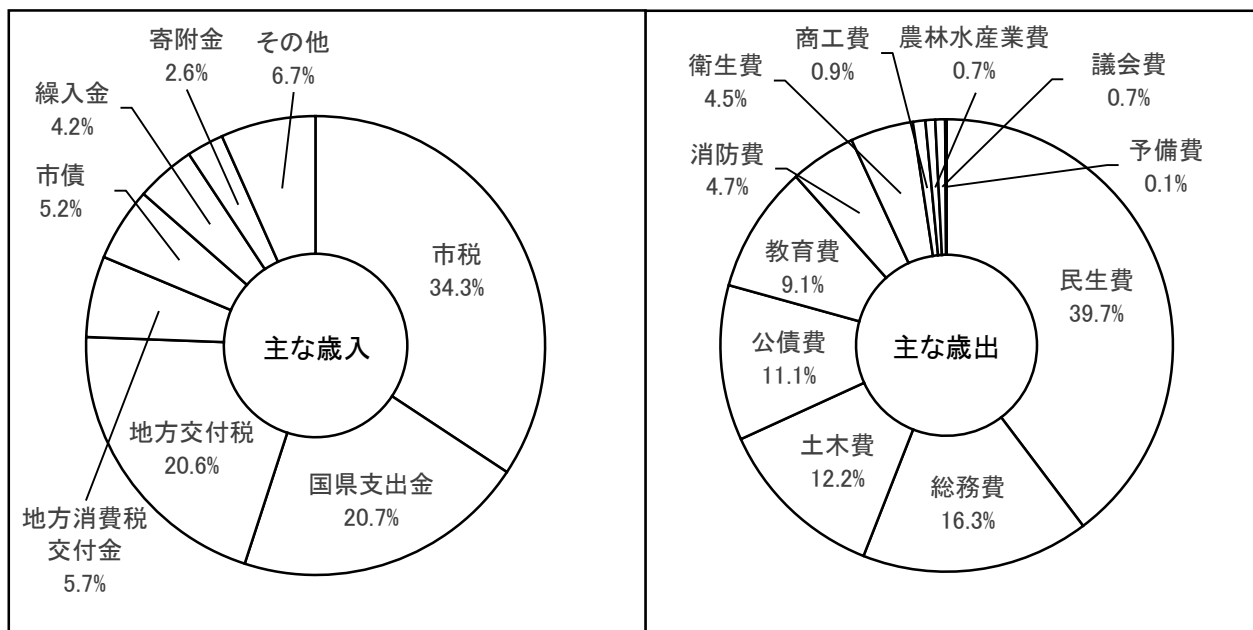
(単位:千円)

| 年 度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 予算額 | 35,620,000 | 38,030,000 | 38,062,511 | 36,960,000 | 36,800,000 | 39,010,000 |



※令和元年度は当初骨格予算のため、6月補正後の予算額で比較

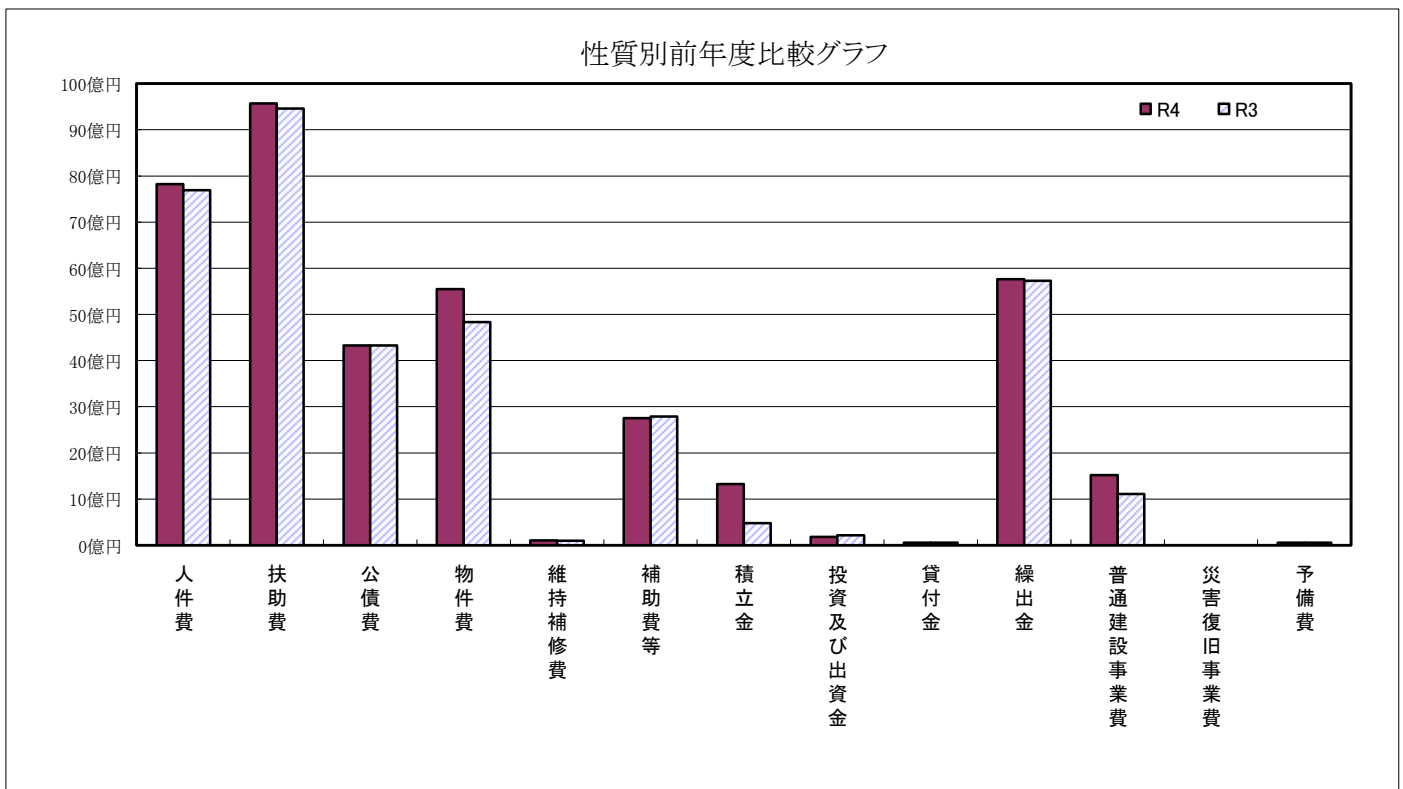
一般会計款別歳入・歳出の割合



令和4年度一般会計性質別歳出内訳

(単位：千円、%)

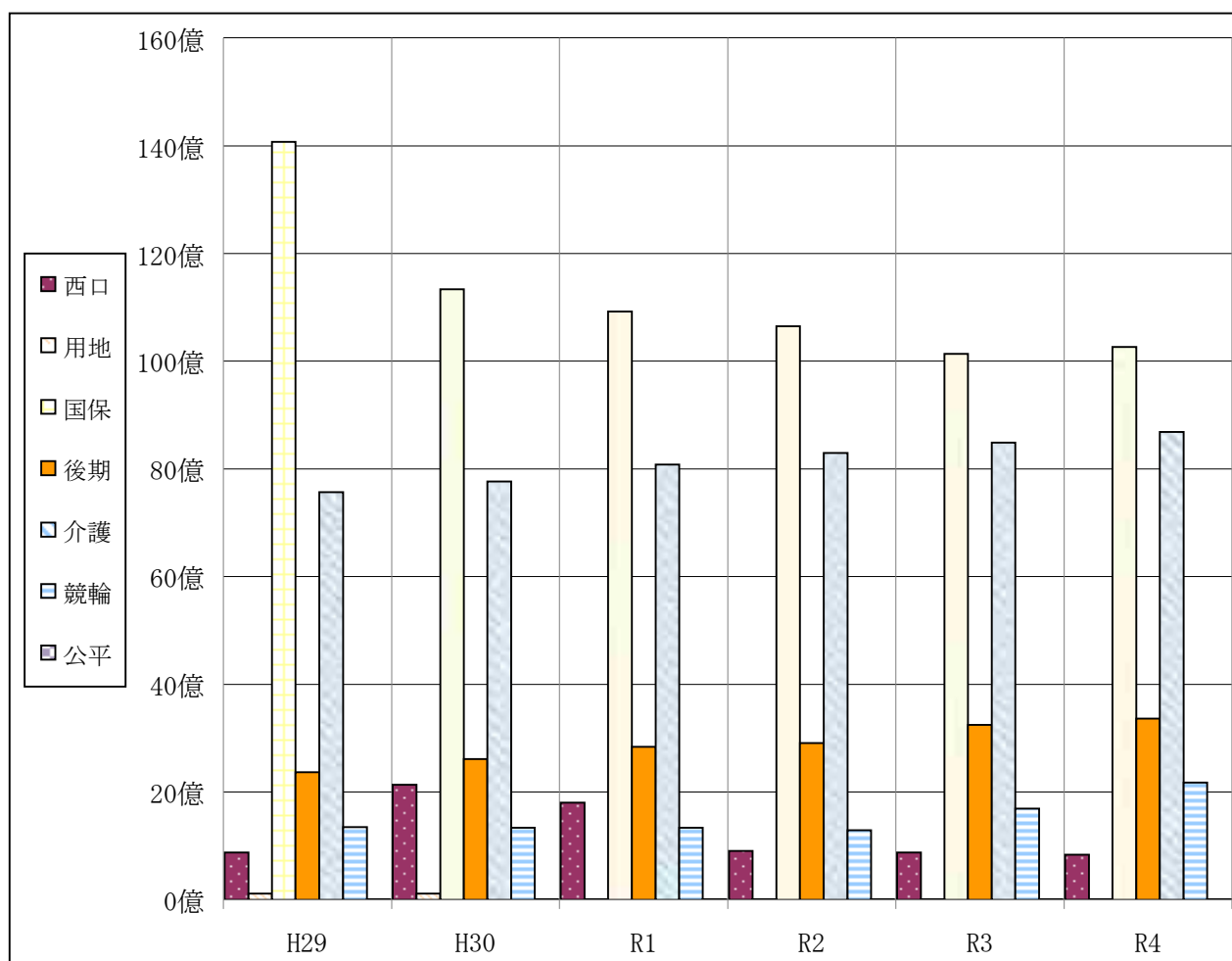
| 区 分 | 令和4年度 当初予算 | | 令和3年度 当初予算 | | 比 較 | 増減率 |
|---------------|---------------|-------|---------------|-------|-----------|--------|
| | | 構成比 | | 構成比 | | |
| 人 件 費 | 7,823,663 | 20.1 | 7,691,817 | 20.9 | 131,846 | 1.7 |
| うち特別職 | 45,443 | 0.1 | 45,727 | 0.1 | △ 284 | △ 0.6 |
| うち議員 | 186,242 | 0.5 | 190,027 | 0.5 | △ 3,785 | △ 2.0 |
| うち一般職 | 6,484,891 | 16.6 | 6,398,978 | 17.4 | 85,913 | 1.3 |
| うち会計年度任用職員 | 1,003,684 | 2.6 | 958,505 | 2.6 | 45,179 | 4.7 |
| 扶 助 費 | 9,570,234 | 24.5 | 9,458,192 | 25.7 | 112,042 | 1.2 |
| 公 債 費 | 4,327,190 | 11.1 | 4,324,807 | 11.8 | 2,383 | 0.1 |
| 物 件 費 | 5,549,373 | 14.2 | 4,833,125 | 13.1 | 716,248 | 14.8 |
| 維 持 補 修 費 | 101,334 | 0.3 | 91,760 | 0.2 | 9,574 | 10.4 |
| 補 助 費 等 | 2,747,131 | 7.0 | 2,780,375 | 7.6 | △ 33,244 | △ 1.2 |
| 積 立 金 | 1,325,259 | 3.4 | 472,577 | 1.3 | 852,682 | 180.4 |
| 投 資 及 び 出 資 金 | 182,000 | 0.5 | 210,900 | 0.6 | △ 28,900 | △ 13.7 |
| 貸 付 金 | 53,092 | 0.1 | 53,352 | 0.1 | △ 260 | △ 0.5 |
| 繰 出 金 | 5,761,918 | 14.8 | 5,725,057 | 15.6 | 36,861 | 0.6 |
| 普 通 建 設 事 業 費 | 1,518,801 | 3.9 | 1,108,033 | 3.0 | 410,768 | 37.1 |
| 災 害 復 旧 事 業 費 | 5 | 0.0 | 5 | 0.0 | 0 | 0.0 |
| 予 備 費 | 50,000 | 0.1 | 50,000 | 0.1 | 0 | 0.0 |
| 合 計 | 39,010,000 | 100.0 | 36,800,000 | 100.0 | 2,210,000 | 6.0 |



特別会計予算額の推移

(単位:千円)

| 年 度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 取 手 駅 西 口 | 878,371 | 2,132,183 | 1,804,038 | 908,937 | 878,989 | 833,179 |
| 用地先行取得 | 112,439 | 110,966 | 廃 止 | | | |
| 国民健康保険 | 14,070,961 | 11,334,176 | 10,921,746 | 10,646,932 | 10,133,032 | 10,258,613 |
| 後期高齢者医療 | 2,369,868 | 2,612,512 | 2,837,143 | 2,907,856 | 3,246,374 | 3,362,351 |
| 介 護 保 険 | 7,565,527 | 7,762,880 | 8,079,624 | 8,295,169 | 8,487,889 | 8,683,603 |
| 競 輪 | 1,348,633 | 1,341,045 | 1,341,226 | 1,287,051 | 1,687,038 | 2,177,176 |
| 公 平 委 員 会 | 753 | 748 | 712 | 709 | 682 | 742 |
| 計 | 26,346,552 | 25,294,510 | 24,984,489 | 24,046,654 | 24,434,004 | 25,315,664 |



款別性質別一覧表（一般会計）

| 区 分 | 議会費 | 総務費 | 民生費 | 衛生費 | 農林水産業費 | 商工費 |
|------------|---------|-----------|------------|-----------|---------|---------|
| 1 人件費 | 251,258 | 2,061,288 | 1,517,298 | 384,651 | 97,039 | 135,556 |
| うち職員給 | 50,600 | 1,153,903 | 957,377 | 297,080 | 66,100 | 102,300 |
| 2 物件費 | 6,731 | 1,486,150 | 470,020 | 1,002,568 | 11,637 | 21,096 |
| 3 維持補修費 | | 7,484 | | | | |
| 4 扶助費 | | 38,400 | 9,425,402 | 12,258 | | |
| 5 補助費等 | 3,846 | 1,423,823 | 338,435 | 318,472 | 132,193 | 157,824 |
| 6 普通建設事業費 | | 17,579 | 42,800 | 31,587 | 17,263 | |
| (1) 補助事業費 | | | 9,000 | 11,540 | | |
| (2) 単独事業費 | | 17,579 | 33,800 | 20,047 | 16,250 | |
| (3) 県営事業費 | | | | | 1,013 | |
| 7 災害復旧事業費 | | | | | | |
| (1) 補助事業費 | | | | | | |
| (2) 単独事業費 | | | | | | |
| 8 公債費 | | | | | | |
| 9 積立金 | | 1,313,619 | 5 | 6 | 11,427 | |
| 10 投資及び出資金 | | | | | | |
| 11 貸付金 | | | 9,002 | | | 39,500 |
| 12 繰出金 | | | 3,687,294 | | | |
| 13 予備費 | | | | | | |
| 合 計 | 261,835 | 6,348,343 | 15,490,256 | 1,749,542 | 269,559 | 353,976 |

(単位：千円)

| 土木費 | 消防費 | 教育費 | 災害復旧費 | 公債費 | 諸支出金 | 予備費 | 合計 | 構成比 |
|-----------|-----------|-----------|-------|-----------|------|--------|------------|--------|
| 630,362 | 1,451,123 | 1,295,088 | | | | | 7,823,663 | 20.1% |
| 491,200 | 1,126,147 | 703,650 | | | | | 4,948,357 | 12.7% |
| 594,641 | 87,442 | 1,869,088 | | | | | 5,549,373 | 14.2% |
| 42,280 | | 51,570 | | | | | 101,334 | 0.3% |
| | | 94,174 | | | | | 9,570,234 | 24.5% |
| 192,096 | 65,875 | 114,567 | | | | | 2,747,131 | 7.0% |
| 1,059,790 | 214,281 | 135,501 | | | | | 1,518,801 | 3.9% |
| 366,309 | | | | | | | 386,849 | 1.0% |
| 693,481 | 214,281 | 135,501 | | | | | 1,130,939 | 2.9% |
| | | | | | | | 1,013 | 0.0% |
| | | | 5 | | | | 5 | 0.0% |
| | | | | | | | | 0.0% |
| | | | 5 | | | | 5 | 0.0% |
| | | | | 4,327,190 | | | 4,327,190 | 11.1% |
| 72 | | 130 | | | | | 1,325,259 | 3.4% |
| 182,000 | | | | | | | 182,000 | 0.5% |
| | | 4,590 | | | | | 53,092 | 0.1% |
| 2,074,614 | | | | | 10 | | 5,761,918 | 14.8% |
| | | | | | | 50,000 | 50,000 | 0.1% |
| 4,775,855 | 1,818,721 | 3,564,708 | 5 | 4,327,190 | 10 | 50,000 | 39,010,000 | 100.0% |

各款における節の占める予算額及び比率（一般会計）

| 節 | 議会費 | 総務費 | 民生費 | 衛生費 | 農林水産業費 | 商工費 |
|----------------|---------|-----------|------------|-----------|---------|---------|
| 1 報酬 | 115,644 | 130,243 | 312,268 | 25,149 | 16,731 | 12,769 |
| 2 給料 | 27,500 | 680,381 | 581,000 | 184,000 | 39,100 | 62,000 |
| 3 職員手当等 | 61,564 | 953,446 | 408,757 | 116,255 | 29,400 | 41,722 |
| 4 共済費 | 46,550 | 338,105 | 215,273 | 59,247 | 11,808 | 19,065 |
| 5 災害補償費 | | | | | | |
| 6 恩給及び退職年金 | | | | | | |
| 7 報償費 | 100 | 35,156 | 12,428 | 6,069 | 34 | 712 |
| 8 旅費 | 1,045 | 6,704 | 6,910 | 1,380 | 90 | 662 |
| 9 交際費 | 300 | 700 | | | 50 | |
| 10 需用費 | 1,181 | 122,943 | 108,391 | 20,054 | 2,673 | 7,525 |
| 11 役務費 | 135 | 105,782 | 29,239 | 19,993 | 800 | 564 |
| 12 委託料 | 1,056 | 1,037,156 | 2,641,453 | 955,762 | 6,447 | 8,458 |
| 13 使用料及び賃借料 | 2,535 | 210,074 | 28,272 | 5,838 | 1,592 | 3,916 |
| 14 工事請負費 | | 15,024 | 66,000 | 19,547 | | |
| 15 原材料費 | | 405 | 53 | | | |
| 16 公有財産購入費 | | | | | | |
| 17 備品購入費 | 479 | 12,275 | 2,330 | 539 | | |
| 18 負担金、補助及び交付金 | 3,746 | 1,345,252 | 359,892 | 323,532 | 149,407 | 157,083 |
| 19 扶助費 | | | 7,021,651 | 12,108 | | |
| 20 貸付金 | | | 9,002 | | | 39,500 |
| 21 補償、補填及び賠償金 | | | | | | |
| 22 償還金、利子及び割引料 | | 41,000 | | | | |
| 23 投資及び出資金 | | | | | | |
| 24 積立金 | | 1,313,619 | 5 | 6 | 11,427 | |
| 25 寄附金 | | | | | | |
| 26 公課費 | | 78 | 38 | 63 | | |
| 27 繰出金 | | | 3,687,294 | | | |
| 28 予備費 | | | | | | |
| 合計 | 261,835 | 6,348,343 | 15,490,256 | 1,749,542 | 269,559 | 353,976 |
| 構成比 | 0.7% | 16.3% | 39.7% | 4.5% | 0.7% | 0.9% |

(単位：千円)

| 土木費 | 消防費 | 教育費 | 災害復旧費 | 公債費 | 諸支出金 | 予備費 | 合計 | 構成比 |
|-----------|-----------|-----------|-------|-----------|------|--------|------------|--------|
| 41,800 | 24,877 | 386,045 | | | | | 1,065,526 | 2.7% |
| 286,500 | 651,100 | 428,900 | | | | | 2,940,481 | 7.5% |
| 205,956 | 558,947 | 340,647 | | | | | 2,716,694 | 7.0% |
| 96,106 | 205,600 | 139,496 | | | | | 1,131,250 | 2.9% |
| | | | | | | | | |
| 927 | 13,953 | 27,359 | | | | | 96,738 | 0.3% |
| 1,588 | 426 | 14,185 | | | | | 32,990 | 0.1% |
| | 50 | 80 | | | | | 1,180 | 0.0% |
| 132,171 | 53,701 | 744,588 | | | | | 1,193,227 | 3.1% |
| 5,993 | 8,412 | 35,860 | | | | | 206,778 | 0.5% |
| 481,655 | 11,114 | 852,789 | | | | | 5,995,890 | 15.4% |
| 64,604 | 14,554 | 231,581 | | | | | 562,966 | 1.4% |
| 779,436 | 99,699 | 123,706 | | | | | 1,103,412 | 2.8% |
| 16,300 | 78 | 130 | 5 | | | | 16,971 | 0.0% |
| 84,187 | | | | | | | 84,187 | 0.2% |
| 215 | 109,936 | 57,675 | | | | | 183,449 | 0.5% |
| 1,633,473 | 64,590 | 82,740 | | | | | 4,119,715 | 10.6% |
| | | 94,174 | | | | | 7,127,933 | 18.3% |
| | | 4,590 | | | | | 53,092 | 0.1% |
| 116,060 | 1 | | | | | | 116,061 | 0.3% |
| | | | | 4,327,190 | | | 4,368,190 | 11.2% |
| 182,000 | | | | | | | 182,000 | 0.5% |
| 72 | | 130 | | | | | 1,325,259 | 3.4% |
| | | | | | | | | |
| 198 | 1,683 | 33 | | | | | 2,093 | 0.0% |
| 646,614 | | | | | 10 | | 4,333,918 | 11.1% |
| | | | | | | 50,000 | 50,000 | 0.1% |
| 4,775,855 | 1,818,721 | 3,564,708 | 5 | 4,327,190 | 10 | 50,000 | 39,010,000 | 100.0% |
| 12.2% | 4.7% | 9.1% | 0.0% | 11.1% | 0.0% | 0.1% | 100.0% | |

令和4年度常総地方広域市町村圏事務組合市町村負担金算出計算書

| 区 分 | | 予算額 (按分比) 【A】 | 特 定 歳 入 控 除 額 | | | | | | 計 【B】 | |
|-----------------------|------------------|-------------------------------|----------------------|--------|------------------|-------------|---------------|------------|----------|---------|
| | | | 国 庫 支出金 | 地方債 | 使用料 及び 手数料 | 財産収入 雑 入 | 繰 越 金 預金利子 | 消防費 負担金 | | |
| 款別 | 負担割合 | | | | | | | | | |
| 共 通 事 業 分 | 1 議会費 | 均等割 10 人口割 90 | 876 (0.03) | | | | | 35 | | 35 |
| | 2 総務費 | (経常分) 均等割 10 人口割 90 | 224,395 (6.04) | | | | 804 | 9,082 | | 9,886 |
| | | (交流センター分) 均等割 10 人口割 90 | 52,914 | | 8,000 | | 12,174 | | | 20,174 |
| | | (防災センター分) 均等割 10 人口割 90 | 40,786 | | 24,000 | 259 | 6 | 2,693 | | 26,958 |
| | 3 民生費 | 入所者数割 100 | 5,304 (0.14) | | | | | 215 | | 215 |
| | 4 衛生費 | 均等割 10 実績割 90 | 2,198,982 (59.21) | 1,188 | | 314,040 | 21,414 | 88,998 | | 425,640 |
| | 5 土木費 | 均等割 10 人口割 90 | 205,498 (5.53) | 9,764 | 4,200 | 4,338 | 15,155 | 8,317 | | 41,774 |
| | 7 公債費 | (一般分) 均等割 10 人口割 90 | 1,028,764 (27.70) | | | | | 41,637 | | 41,637 |
| | | (防災センター分) 均等割 10 人口割 90 | 24 | | | | | | | |
| | | (障害者施設分) 入所者数割 100 | 11,499 | | | | | | | |
| 8 予備費 | 均等割 10 人口割 90 | 50,000 (1.35) | | | | | 2,024 | | 2,024 | |
| 小 計 | | | 3,819,042 | 10,952 | 36,200 | 318,637 | 49,553 | 153,001 | | 568,343 |
| 消 防 分 | 6 消防費 | 均等割 10 人口割 60 署員数割 30 | 2,836,900 | 51,008 | 167,600 | 1,483 | 10,695 | 125,000 | 235 | 356,021 |
| 合 計 | | | 6,655,942 | 61,960 | 203,800 | 320,120 | 60,248 | 278,001 | 235 | 924,364 |

※市町村負担金欄及び市町別内訳欄中の()書は、つくばみらい市の消防団無線共同購入事業負担金を除く実質負担金である。

【単位:千円】

| 市町村 負担金 【A】-【B】 | 左の市町別内訳 | | | | | | | |
|--------------------------|-----------|-----------|-----------|--------------------------|-------|-------|------|-----|
| | 常総市 | 取手市 | 守谷市 | つくばみらい市 | 龍ケ崎市 | 牛久市 | つくば市 | 利根町 |
| 841 | 178 | 298 | 207 | 158 | — | — | — | — |
| 214,509 | 45,498 | 75,996 | 52,664 | 40,351 | — | — | — | — |
| 32,740 | 4,941 | 12,524 | 8,658 | 6,617 | — | — | — | — |
| 13,828 | 1,696 | 2,853 | 1,968 | 1,501 | 2,134 | 2,354 | 763 | 559 |
| 5,089 | 2,181 | 1,181 | 818 | 909 | — | — | — | — |
| 1,773,342 | 275,889 | 703,677 | 458,286 | 335,490 | — | — | — | — |
| 163,724 | 24,709 | 62,630 | 43,295 | 33,090 | — | — | — | — |
| 987,127 | 148,976 | 377,612 | 261,032 | 199,507 | — | — | — | — |
| 24 | 3 | 5 | 3 | 3 | 4 | 4 | 1 | 1 |
| 11,499 | 4,928 | 2,670 | 1,848 | 2,053 | — | — | — | — |
| 47,976 | 10,176 | 16,997 | 11,778 | 9,025 | — | — | — | — |
| 3,250,699 | 519,175 | 1,256,443 | 840,557 | 628,704 | 2,138 | 2,358 | 764 | 560 |
| 2,481,114 (2,480,879) | 676,308 | — | 998,283 | 806,523 (806,288) | — | — | — | — |
| 5,731,813 (5,731,578) | 1,195,483 | 1,256,443 | 1,838,840 | 1,435,227 (1,434,992) | 2,138 | 2,358 | 764 | 560 |

令和4年度取手地方広域下水道組合負担金及び出資金算出計算書

収益的収入

(単位：千円)

| | 予算額 | 負担割合 | |
|---------------|-----------|----------------|------------------|
| 営業収益 | 1,422,680 | | |
| 下水道使用料 | 1,297,549 | | |
| 負担金① | 124,379 | 取手市分 95,213 | つくばみらい市分 29,166 |
| その他営業収益 | 752 | | |
| 営業外収益 | 2,989,472 | | |
| 受取利息及び配当金 | 9 | | |
| 受託工事収益 | 11,176 | | |
| 負担金② | 1,636,000 | 取手市分 1,187,600 | つくばみらい市分 448,400 |
| 長期前受金戻入 | 1,306,990 | | |
| 消費税及び地方消費税還付金 | 34,899 | | |
| 雑収益 | 398 | | |
| 特別利益 | 1 | | |
| 計 | 4,412,153 | 取手市分 1,282,813 | つくばみらい市分 477,566 |

収益的支出

| | 予算額 | 負担割合 | |
|---------------|-----------|--------|-----------|
| 営業費用 | 3,848,120 | | |
| 議会費 | 2,204 | 均等割10% | 計画汚水量割90% |
| 処理場費 | 617,765 | 均等割 8% | 有収水量割 92% |
| ポンプ場費 | 89,495 | 事業負担割 | |
| 管きよ費 | 100,726 | 事業負担割 | |
| 業務費 | 94,888 | 均等割 8% | 有収水量割 92% |
| 総係費 | 49,425 | 均等割10% | 計画汚水量割90% |
| 給与費 | 315,984 | 事業負担割 | |
| 減価償却費 | 2,577,633 | 事業負担割 | |
| 営業外費用 | 373,284 | | |
| 支払利息及び企業債取扱諸費 | 362,790 | 事業負担割 | |
| 受託工事費 | 10,494 | 事業負担割 | |
| 特別損失 | 407 | 事業負担割 | |
| 予備費 | 50,000 | 事業負担割 | |
| 計 | 4,271,811 | | |

資本的収入

| | 予算額 | 負担割合 | |
|------------|-----------|--------------|------------------|
| 資本的収入 | 3,025,731 | | |
| 企業債 | 1,493,900 | | |
| 負担金③ | 192,621 | 取手市分 145,187 | つくばみらい市分 47,434 |
| 出資金④ | 236,000 | 取手市分 182,000 | つくばみらい市分 54,000 |
| 国庫補助金 | 1,046,000 | | |
| 県補助金 | 1 | | |
| 受益者負担金、分担金 | 57,209 | | |
| 計 | 3,025,731 | 取手市分 327,187 | つくばみらい市分 101,434 |

資本的支出

| | 予算額 | 負担割合 | |
|---------|-----------|---------|--|
| 建設改良費 | 2,916,130 | | |
| 処理場建設費 | 497,267 | 日最大汚水量割 | |
| ポンプ場建設費 | 80,575 | 事業負担割 | |
| 管きよ建設費 | 2,132,817 | 事業負担割 | |
| 下水道事業計画 | 78,838 | 事業負担割 | |
| 給与費 | 126,633 | 事業負担割 | |
| 固定資産購入費 | 8,063 | 事業負担割 | |
| 企業債償還金 | 1,630,137 | 事業負担割 | |
| 計 | 4,554,330 | | |

負担金及び出資金

| | 予算額 | 負担割合 | |
|-----------|-----------|----------------|------------------|
| 負担金 ①+②+③ | 1,953,000 | 取手市分 1,428,000 | つくばみらい市分 525,000 |
| 出資金 ④ | 236,000 | 取手市分 182,000 | つくばみらい市分 54,000 |
| 計 | 2,189,000 | 取手市分 1,610,000 | つくばみらい市分 579,000 |

令和4年度 地方消費税率引上げ分の社会保障財源化

社会保障・税一体改革において、引上げ分の地方消費税収入は、社会保障4経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充てるものとされています。

※「社会保障4経費」消費税法第1条第2項に規定
制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費。

(歳入) 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 1,316,000 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 14,574,384 千円

【歳出内訳】

(単位：千円)

| 事業名 | | 令和4年度 予算額 | 財源内訳 | | | |
|------|------------|--------------|-----------|-----------|-----------------------|-----------|
| | | | 特定財源 | | 一般財源 | |
| | | | 国県支出金 | その他 | 引上げ分の 地方消費税 交付金 | その他 |
| 社会福祉 | 障がい者福祉事業 | 2,134,055 | 1,494,787 | 16,294 | 122,343 | 500,631 |
| | 高齢者福祉事業 | 187,761 | 465 | 10,433 | 34,733 | 142,130 |
| | 児童福祉事業 | 5,305,405 | 3,316,682 | 235,891 | 344,229 | 1,408,603 |
| | 母子福祉事業 | 5,575 | 4,166 | 6 | 276 | 1,127 |
| | 生活保護事業 | 2,120,457 | 1,656,075 | 8 | 91,196 | 373,178 |
| | その他社会福祉事業 | 221,833 | 61,623 | 11 | 31,461 | 128,738 |
| | 小計 | 9,975,086 | 6,533,798 | 262,643 | 624,238 | 2,554,407 |
| 社会保険 | 国民健康保険事業 | 413,627 | 297,619 | | 22,782 | 93,226 |
| | 後期高齢者医療事業 | 1,596,464 | 226,645 | 67,494 | 255,757 | 1,046,568 |
| | 介護保険事業 | 1,163,889 | 76,801 | | 213,487 | 873,601 |
| | 小計 | 3,173,980 | 601,065 | 67,494 | 492,026 | 2,013,395 |
| 保健衛生 | 医療費助成事業 | 623,360 | 245,210 | 93,691 | 55,863 | 228,596 |
| | 健康づくり事業 | 112,416 | 175 | 3,478 | 21,359 | 87,404 |
| | 医療提供体制確保事業 | 187,883 | | 32,038 | 30,606 | 125,239 |
| | 疾病予防対策事業 | 376,834 | 7,893 | 10,667 | 70,360 | 287,914 |
| | 母子衛生対策事業 | 87,267 | 11,011 | 770 | 14,824 | 60,662 |
| | 生活習慣病対策事業 | 37,558 | 2,875 | 444 | 6,724 | 27,515 |
| | 小計 | 1,425,318 | 267,164 | 141,088 | 199,736 | 817,330 |
| 合計 | 14,574,384 | 7,402,027 | 471,225 | 1,316,000 | 5,385,132 | |

令和4年度 合併特例債充当一覧(一般会計)

(単位:千円)

| 款項目 | 事業名 | 項目 | 対象事業費 | 充当額 |
|-------------------|---------------------------|-------------------------|---------|---------|
| 020106 | 庁舎の管理に要する経費 | 取手庁舎エレベーター改修事業 | 8,525 | 8,000 |
| 030204 | 保育所の施設整備に要する経費 | 白山保育所外壁改修事業 | 42,800 | 36,300 |
| 070203 | 道路改良に要する経費 | 井野団地外周道路(0115号線他)改良事業 | 128,000 | 121,600 |
| | | 井野台(3453号線他)改良事業 | 26,477 | 25,100 |
| | 通学路整備に要する経費 | 山王(4262号線他)通学路整備事業 | 40,000 | 17,100 |
| | | 東四丁目(4166号線他)通学路整備事業 | 10,000 | 4,200 |
| 桑原(4042号線)通学路整備事業 | | 10,000 | 4,200 | |
| 070301 | 交通バリアフリー推進に要する経費 | 井野台一丁目(4113号線他)通学路整備事業 | 14,000 | 5,900 |
| | | 取手駅構内エレベーター整備事業補助金 | 106,666 | 101,300 |
| 070305 | 都市計画道路3・5・23号北敷・沼附線に要する経費 | 都市計画道路3・5・23号北敷・沼附線整備事業 | 30,000 | 12,800 |
| 070306 | 都市排水整備に要する経費 | 稲雨水幹線整備事業 | 73,947 | 70,200 |
| 080101 | 消防庁舎の管理運営に要する経費 | 戸頭消防署改修事業 | 102,700 | 97,500 |
| 090203 | 小学校建設事業に要する経費 | 白山小学校長寿命化改良事業 | 31,177 | 29,600 |
| 090503 | 図書館管理運営に要する経費 | ふじしろ図書館空調設備改修事業 | 81,000 | 76,900 |
| 合計 | | | 705,292 | 610,700 |